

政経研究

第五十四巻 第四号 2018年3月

論 説

日本企業における中高年社員の活性化とその課題 谷田部 光一

日本の対外直接投資収益率 横 溝 えりか

——日本からの対外直接投資受入先での資金調達環境は、
投資収益率に影響を与えているか——

「戦争体験・記憶」の継承をめぐるポリティクス 米 倉 律

——戦後七〇年〆関連テレビ番組の内容分析を中心に——

資 料

アフリカにおける国境問題とアフリカ連合の境界計画 浦 野 起 央

論 説

イギリス保守党・保守主義の現状に関する一考察 渡 辺 容 一 郎

——保守党中道派の保守主義に焦点を当てて——

雑 報

政経研究 第五十四巻 索引

政経研究 第五十四巻第二号 目次

論 説

小笠原返還における核持ち込み問題…………… 信 夫 隆 司

女性活躍推進法と人材マネジメント…………… 谷田部 光 一

アダム・スミスの商業社会における消費の意義… 山 口 正 春

連結精算表の作成手続に関する一考察…………… 小 阪 敬 志

アジア太平洋地域における戦時情報局（OWI）
プロパガンダ・ラジオ
——朝鮮語放送の実態解明に向けた基礎的分析——
…………… 小 林 聡 明

政経研究 第五十四巻第三号 目次

論 説

日本企業における中高年社員に対する…………… 谷田部 光 一
退職管理の実態と課題

テレビにおける「八月ジャーナリズム」の歴史的展開 …… 米 倉 律
——ドキュメンタリー番組の編成の変遷を中心に——

論 説

連結上の未実現利益に関する一考察…………… 小 阪 敬 志

政党システムの制度化と政党競合の構造…………… 荒 井 祐 介

日本企業における中高年社員の活性化とその課題

谷田部 光 一

一 はじめに

本稿では、日本企業における中高年社員の活性化について論じる。筆者は別稿で「定年制度と継続雇用制度」^①、「中高年社員を対象とした退職管理」^②を論じているが、企業にとっては在籍している中高年社員の活用と活性化こそ、人材マネジメントの重要課題である。企業活動の中核となる、あるいはリードするのはキャリアを積んだ中高年社員であり、彼らの業務遂行如何が企業業績の向上、企業経営の発展に影響するからである。

ただ、いつの時代にも中高年社員の活用と活性化は人材マネジメント、ひいては企業経営の課題だと言われ続けている。とくに中堅社員から管理職適齢期に入った四〇歳前後は、ポスト不足やマンネリ化に直面する。キャリアの観点からいえば、四〇歳台前期はワーク・キャリア、ライフ・キャリアとも中間点であり、職業生活だけでなく家庭人

としての責任も増加していく。キャリアの壁、キャリアの霧に遭遇することも多く、キャリア中期、中年期の危機が指摘される所以である。⁽³⁾

中高年社員に関しては、キャリア・プラトー (Career Plateau ≡ キャリアの停滞) 現象にとくに注目したい。キャリア・プラトーは中高年社員の活用と活性化を阻害する要因であり、かつ、中高年社員の活用と活性化が実現しないことの帰結でもあるからだ。本稿では、年齢的には四〇歳代から五〇歳代の従業員に焦点を当て、キャリア・プラトー現象を解消する人材マネジメントシステムについて検討する。

本稿の大まかな構成は次のとおりである。まず、キャリア・プラトーの概念や種類に関して概観し、キャリア・プラトーの発生要因を検討し、中高年社員とキャリア・プラトーの関係を把握する。次いで、キャリア・プラトーに影響する仕組みである管理職定年制・管理職任期制に関して、その概要を功罪も含めて考察する。さらに、キャリア・プラトー現象を予防、解消し、中高年社員の活用と活性化に資する人材マネジメント施策として、従業員の意思を反映する配置・異動管理 (社内人材公募制度や社内FA制度など)、従業員のキャリア支援策であるキャリア関連の研修やキャリア・カウンセリングについて検討する。最後は、自律型能力開発制度の整備や仕事を通じた動機づけも含め、中高年社員の活用と活性化策の体系化を提案する。

二 キヤリア・プラトー現象と中高年社員

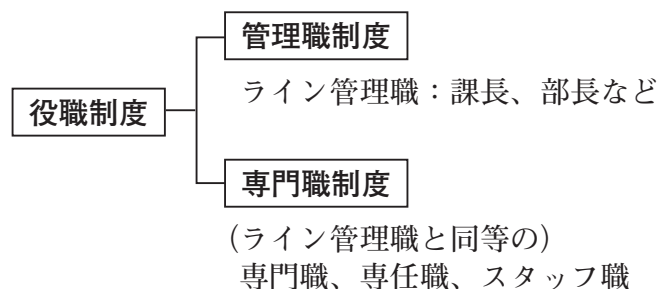
1. キヤリア・プラトー現象とその類型

(1) キヤリア・プラトー現象とは

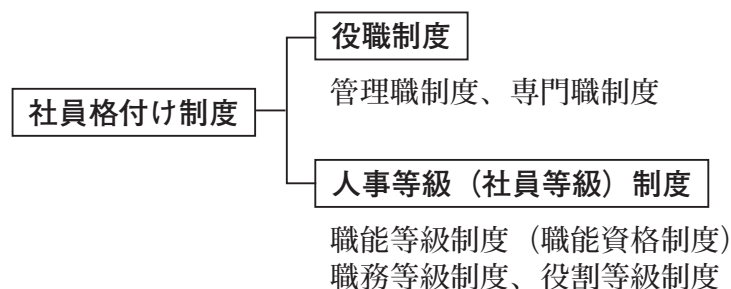
組織心理学の研究テーマに「キヤリア・プラトー (Career Plateau)」がある。プラトーとは直訳すれば高原 (状態) のことであるが、キヤリア・プラトーは「キヤリアの停滞」と意識されている。キヤリアの膠着状態といってもよい。キヤリア・プラトー (化) の代表的な現象は、管理職へ昇進できないこと、課長から部長などへの役職階層が上がらないことである。また、日本企業の役職制度には図表1のように「管理職制度」の系列のほかに「専門職制度」の系列がある。⁽⁴⁾ 専門職として任用されないこと、専門課長から専門部長へ昇進できないこともキヤリア・プラトー化である。さらに、日本の中堅・大企業には、図表2のように役職制度と並列して社員を格づける仕組みとして人事等級制度 (社員等級制度) がある。企業によって異なるが、職能等級制度 (職能資格制度) や職務等級制度、役割等級制度などの人事等級制度が導入されている。その昇格・昇級が停滞することもキヤリア・プラトー化といえよう。なお、人事等級 (社員等級) の昇格・昇級運用は、役職制度の昇進制度と直接、間接に関連づけている企業事例が多い。⁽⁵⁾

この分野で顕著な業績を上げている山本寛は、「組織の従業員 (管理職および非管理職を含む) が組織内の階層において、現在以上の職位に昇進する可能性が将来的に非常に低下する現象」と、キヤリア・プラトー現象を定義している。⁽⁶⁾ ただ、この定義では「職位」に限定しているので、人事等級制度の停滞は含めていないが、筆者自身は人事等級制度における停滞も含めて考えている。

図表 1 役職制度の種類



図表 2 社員の格付け制度



(2) 階層プラトール（昇進プラトール）と仕事内容のプラトール
以上のキャリア・プラトール現象は「階層プラトール現象」あるいは「昇進プラトール」（昇進の停滞）と呼ばれている。実はキャリア・プラトール現象には別の類型がある。「仕事内容のプラトール」つまり仕事の停滞である（図表 3）。

長期間同じような仕事を担当していてマンネリ化している、簡単な仕事ばかりで重要な業務を任せてもらえない、仕事でチャレンジする機会がない、仕事上の責任が与えられないなど、昇進とは別の仕事のプラトール現象があり、これを「仕事内容のプラトール」「内容プラトール現象」と呼んでいる。能力開発につながる異動や配置転換の停滞である「配属プラトール」や、組織の中枢的な部署やポスト、職務に関われないという「中心性プラトール」もこの内容プラトールに含めて考えられる。

相対的に豊かな時代になり、働くこと自体に意味を求める労働者が増加した今日、多くの人にとって内容プラトール化に陥る可能性は無視できない。仕事で能力を発揮したい（有能感を得たい）、仕事で達成感、充実感を得て自己充実したい、仕事で

図表3 キャリア・プラトールの類型

- └ 階層プラトール（昇進プラトール）
- └ 仕事内容のプラトール
- └ 客観的プラトール
- └ 主観的プラトール

成長し自己実現を図りたいという人が、若い労働者を中心に増加している。しかし、組織や職場が必ずしもそれに応える状況になっていないのは周知のとおりである。しかも、階層プラトール、昇進の停滞よりも仕事内容のプラトールのほうが、仕事のモチベーションを低下させる蓋然性は高い。

階層プラトール現象と内容プラトール現象が重なることも多い。両者は密接に関連しているからである。仕事が停滞したことで昇進が停滞し、昇進が停滞したことで仕事も停滞するという現象である。階層プラトール化と内容プラトール化の両方に陥っている現象を「ダブル・プラトール」という。当然、ダブル・プラトールは、昇進の停滞、仕事の停滞それぞれが単独で生じているプラトール状態より、相乗効果で組織や仕事に大きなマイナスの影響を与える。

(3) 客観的プラトールと主観的プラトール

プラトールには、客観的プラトール現象と主観的プラトール現象の別もある（図表3）。もともとは昇進をめぐる階層プラトールについて指摘されていたことである。客観的プラトールは、職位の在任期間、社員等級の滞留期間など外から客観的に観察可能な現象、指標を基準としたプラトール状態のことである。一方、主観的プラトールは、労働者自身によるプラトール状態にあるか否かの判断である。主観的な昇進可能性の認識であり、本人の意識であるから、主観的プラトール状態のほうがモチベーションに直接影響する。

ただ、客観的にプラトール状態にあっても主観的にはプラトール状態と認識していない場合と、

逆に客観的にはプラトー状態になくても（ノン・プラトー）、主観的にプラトー状態と判断しているケースもある。しかし通常、両者は関連するので、客観的にプラトー状態にあれば主観的な判断に影響するのが普通であろう。

以上のことは、昇進プラトーに限らず、仕事内容のプラトーについても同様にいえることである。前述のように、現在の部署の在籍期間が長く同じような仕事を長期間担当している、端から見ると簡単な仕事ばかりで重要な業務を与えられていないなどのほか、会社で出世コースと考えられている部署の経験がない、会社の中枢部署に配属されていないなど、客観的に把握可能な内容プラトーがある。そして、客観的な事実はともかく、その状態を労働者がプラトーと認識していれば、主観的にはプラトー状態であるといえる。また、客観的プラトー状態を主観的にはプラトー状態と認識していない場合と、逆に客観的にはプラトー状態になくても、主観的にプラトー状態と判断することがあることも、昇進プラトーと同様である。^⑦

2. キャリア・プラトーの発生要因

(1) 外的要因と内的要因

キャリア・プラトーが発生する原因は、組織・会社側の要因と、社会・経済的な要因が大きい。経済が停滞して経営規模が縮小すれば、役職ポストは不足する。社会が高齢化して企業内の年齢構成が高齢化すれば、管理職予備軍が増加して役職ポスト数は対応できない。大学進学率が五割を超えた現在、大学を出ても管理職になれない労働者は増えている。これらは、階層プラトー化が生じる外的要因である。

このほかに内的要因として、労働者個人の能力や意欲の低下が階層プラトー化に影響することも否定はできない。

しかしそれよりもむしろ、能力や意欲が高い労働者対し、組織側による不適切な仕事の与え方や配置管理などの外的要因で生じる仕事内容プラトリー化のほうが、発生の可能性が高いし、企業経営に対する影響も大きい。今日、前述した外的要因によって、昇進の停滞は不可避だという認識が共有されつつあり、昇進に代えて仕事にやりがいを求める労働者が増加していることが想定できるが、それが仕事内容のプラトリー現象、とくに主観的プラトリー状態の発生を増幅させる可能性は大である。

(2) 組織のフラット化とプラトリー現象

外的要因の一つだが、戦略的に組織をフラット化しても、昇進可能な役職数は減少する。もともと組織の構造はピラミッド型を成していることが多く、上に行くほど役職ポストは減少するので、階層プラトリー化は多かれ少なかれ避けられない。しかも、企業によっては階層構造の多いピラミッド型組織から、フラットで動態的な組織に変革するケースがある。主なねらいは意思決定の迅速化、環境変化への俊敏な対応である。また、重層的な役職段階を簡素化して、組織の効率的な運用を促進する目的もある。⁽⁸⁾ 企業が競争優位に立つことを目的に実施する組織戦略が、結果的に階層プラトリー現象を発生させあるいは増幅するという、副作用をもたらすのである。とくに主観プラトリー化に強く影響する。⁽⁹⁾

組織のフラット化によって、たしかにライン管理職は減少するので、「管理職」の階層プラトリーつまり昇進プラトリーは生じる。一方、フラットな組織の主役は前述した図表1の専門職・専任職であるから、専門職や専任職の役職に任用する専門職制度の運用で階層プラトリー現象は減殺される。また、フラットで動態的な組織は、分権化された（メンバーに権限委譲された）裁量の範囲が広く大きい自律集団を形成するから、⁽¹¹⁾ 仕事内容のプラトリーは生じにくく、む

しる従業員が活性化する蓋然性が高くなるはずである。ただ、フラットで動態的な組織が分権化された自律集団化すると観念的に論ずるだけでなく、具体的な施策を講ずることも必要である。それは後述するような仕事を通じた動機づけの仕組みである。

3. 中高年社員とキャリア・プラトール

キャリア・プラトールは誰でも陥る可能性のある現象だが、中高年期にはとくに現実的になる。四〇歳前後は管理職層に昇進する年齢に該当するものの、ピラミッド型の組織構造からいって、もともと誰もが管理職になれるわけではない。加えて前述したように、経済規模の縮小や企業内従業員構成の高齢化、高学歴化、組織のフラット化などで相対的なポスト不足傾向が顕在化している。それは五〇歳代の高齢社員層についても例外ではなくなっている。今日、中高年社員の客観的な昇進プラトール現象は不可避といつてよい^⑬。それに伴って昇進可能性に対する中高年社員の認識は否定的、悲観的になり、主観的な昇進プラトール化が発生する。

仕事内容のプラトールに関しても、中高年社員は陥りやすい。今日的な状況を理解し、昇進プラトール化はある程度不可避だと認識している中高年社員が、それに代わるものとして求めるのは仕事自体の充実化である。しかし、中高年期のベテラン社員は、職務遂行に関する実務能力に長け、既存の業務についてはすでに習熟している。とくに中高年社員が配属プラトール化していれば顕著だが、仕事に対してマンネリ感を抱き、成長感が得にくくなり、仕事に閉塞感を抱くことになる。正社員の採用を絞ったことから、かつては若年社員が担当していた職務を中高年社員が担当せざるを得ないケースがあり、そういった場合は充実感も乏しくなる。客観的な仕事内容のプラトール化が顕在化すれば、

中高年社員が主体的に業務の改善や変革にチャレンジする意識と仕組みがない場合、主観的にも内容プラトーン化現象が生じるのは必然的ともいえる。⁽¹³⁾

三 管理職定年制と管理職任期制

1. 管理職定年制の導入実態

(1) 管理職定年制の実施状況と導入目的

「管理職定年制」とは、定年到達前の一定年齢でライン管理職を離脱し、専門職系統へ移行したり、非役職の一般社員として勤務したり、関連会社等へ出向・転籍する制度である。なお、この制度を「役職定年制」と呼ぶこともあるが、筆者は前述したとおり役職制度をライン管理職制度と専門職制度から構成するものとして捉えており（前掲図表1）、この場合はあくまで組織管理者であるライン管理職から離れる制度なので、管理職定年制という名称を用いることにする。

図表4は、労務行政研究所が主要企業を対象に実施した、「人事労務諸制度実施状況調査」における管理職定年制の実施割合の推移である。回答企業が入れ替わるので、調査年によって実施比率は変動するが、同調査によれば概ね三割から四割の主要企業で実施している。また、日本生産性本部が上場企業対象に実施している調査⁽¹⁴⁾の二〇一三年集計では38・9%であった。これらの調査から、最近やや実施率が低下する傾向にあるものの、管理職定年制は主要企業の四割弱が実施しているといえよう。一方、中小企業の場合は人材の厚みがないので、管理職定年制を導入する企

図表 4 主要企業における管理職定年制、管理職任期制の実施状況の推移

（単位：％）

調査年 （集計社数）	2001 年 （372 社）	2004 年 （260 社）	2007 年 （229 社）	2010 年 （221 社）	2013 年 （214 社）
管理職定年制	39.8	40.0	33.2	28.1	34.1
管理職任期制	2.4	3.1	3.9	1.8	0.9

出所：労務行政研究所「人事労務諸制度実施状況調査（各年）」

（2007 年までの調査名は「人事労務管理諸制度実施状況調査」）

（注）調査対象は、全国証券市場（新興市場も含む）の上場企業と、それに匹敵する非上場企業（資本金 5 億円以上かつ従業員 500 人以上）。

業は少なくなる。

管理職定年制の導入・実施目的は、①管理職の新陳代謝（若返り）により、②組織の活性化を図る、③管理職の年齢を限定することによる後継者の育成、④組織管理経験を通じた人材の育成、組織上の地位に安住しがちな⑤従業員の意識改革、年功的な賃金制度の場合は⑥人件費増加の抑制、そして⑦ポスト不足対策、と多様である。そして本稿との関連でいえば、管理職層の新陳代謝を促し、組織を活性化し、人材を育成し、ポスト不足に対応することで、昇進プラトールと仕事内容のプラトールを予防、解消する制度、施策として期待される。しかし、管理職定年制には後述するようにデメリットもあり、問題点も多い仕組みなのである。

（2）管理職定年制の内容

管理職定年制の概要について、各種の調査やその中で掲載されている企業事例等から筆者なりに把握した内容を紹介する。¹⁵

管理職定年の適用年齢は、もちろん企業によって異なる。まず、課長、部長など役職位で一律に適用年齢を設定する場合と、課長や部長などの役職位によって適用年齢が異なる企業があり、一律に適用年齢を設定する企業のほうが多い。一律の場合は、かつて定年年齢を五五歳から六〇歳へ延長した際に導入した企業を先例に、五五歳という企業が最も多いものの、五七歳、五八歳の企業もある。一

方、役職位によって異なる場合は、課長が五五歳、部長は五七歳や五八歳とする企業が比較的多い。なお、「余人を以て代えがたい場合は解任しない特例」のある企業が少なからず存在する。

管理職から離脱後は、関連会社に出向や転籍をせず社内で継続勤務する場合は、専門職や専任職に移行したり、役職のない一般社員として業務を遂行する。勤務場所は従前と同一の職場で、慣れた業務を遂行するケースが多いが、役割や責任の内容は変化する。また、後任の管理職が部下として使いづらいので、個別に判断して異なる部署に異動する例もある。

月例賃金に関しては、多くの企業で管理職手当が不支給になり、その分が減額になる（ただし、金額はともかく専門職にも専門職手当が支給される企業が多い）。また、管理職定年制を人件費抑制の目的で実施するケースが主だろうが、基本給自体を減額する企業も一定割合は存在する。職務等級制度や役割等級制度を導入している場合は、管理職離脱後の職務や役割で基本給（職務給、役割給）が決定されるので、基本給額も変動する可能性があり、それなりの説得力はある。ただし、管理職離脱を理由に基本給の一定割合を一律に減額する企業があり、その措置には合理性がなく、従業員の納得性も低い。

2. 管理職定年制の功罪

前述したとおり、管理職定年制はキャリア・プラトールの予防、解消につながる可能性がある施策と考えて、本稿で取り上げたのである。高齢の先輩社員がいつまでも管理職に止まらず、後進に道を譲る制度であり、直接的には昇進プラトールの解消に寄与する。若手社員や中堅社員にすれば、昇進可能性に希望が持て、昇進プラトールの閉塞感が解消

できる。また、派生的には仕事内容のプラトー化を予防することになる。管理職になれば責任も重くなるが、業務遂行上の裁量範囲は拡大し、権限も増大するので、仕事内容のプラトー化から逃れることができるからである。

しかし、管理職定年制には問題点も指摘されている。①管理職退任後に担当する仕事や役割が明確でない、あるいは確立されていない、②従前の上司と部下の立場が逆転することによる職場の人間関係の混乱と、③それを解消するための部署配属、職場配置の難しさ、④肩書処遇や賃金処遇の難しさ、といった運用上の諸課題があり、そして何より⑤管理職退任を経験することによって、仕事に対するモチベーションが低下することである。しかも、モチベーションの低下については、管理職離脱後だけでなく、管理職定年が確実に到来する（終わりが見えてしまう）ことにより、管理職就任時からすでに低下が始まっている場合もある。¹⁶ キャリア・プラトーを予防、解消するために、従業員とくに管理職層を目前にした社員のモチベーションを上げる目的で導入するシステムが、逆にモチベーションを下げる結果を招来する恐れがある。

管理職定年制は、年齢による退任というある意味で客観的な基準を用いる一見公平な制度である。しかしながら、職務遂行能力を無視した年齢という一律基準による解任という不合理さをもたらす。管理職定年制によって組織の活力を削ぐことがないように、余人を以て代えがたい場合は柔軟に運用する会社が多いが、それ自体が年齢基準による制度の矛盾を現している。また、人事・処遇システムが年齢や勤続基準ではなく、仕事（職務・役割）や職務遂行能力、それに成果・業績を基準とする制度にシフトしている現在、その不合理さは顕著になる。それで管理職定年制を廃止する企業もあり、前述したように実施企業の比率はやや減少傾向にある。

そこで筆者は従前から、管理職定年制よりも「管理職任期制」の導入を提唱している。

3. 管理職任期制度の導入状況

管理職任期制は、課長や部長の管理職位について二年あるいは三年といった任期を設定し、任期末にこの期間の業績を評価して管理職としての適否を審査し、再任するか、解任するか、さらに上位の管理職に任用するか、他の管理職ポストに任用するかを決定する制度である。導入する目的は管理職定年制とほぼ同様である。

ただ、導入している企業は管理職定年制より少なく、前掲図表4によれば主要企業でも実施割合の推移をみると数パーセントにしか過ぎない。また、日本生産性本部による上場企業対象の二〇一三年調査でも、実施している企業は5・4%に止まる^⑮。能力や業績を無視した年齢による一律の制度でなく、成果・業績主義時代にふさわしい合理的な仕組みだと考えるが、管理職定年制と違ってシビアな制度であり、また、業績等の評価が難しいこともあって、ほとんど普及していない。キャリア・プラトーとの関連でいえば、従業員に対し、かえって昇進プラトーの可能性を認識させる制度なのかもしれない。

四 中高年社員の意思が反映できる配置・異動施策

1. キャリア・プラトー対策としての可能性

管理職定年制、管理職任期制は主として昇進プラトーの防止、解消策として取り上げ、検討した。次に、主として仕事内容プラトーの対応策として、中高年社員の意思に配慮し、反映できる配置・異動策に関して検討する。従業員の主体的なキャリア開発・形成システムとして、筆者が折に触れて取り上げている①自己申告制度、②社内人材公募

制度、③社内F A制度、④社内ベンチャー制度である。⁽¹⁸⁾これらは、必ずしも中高年社員だけを対象とした人事施策・制度ではないが、今回は中高年社員の活用と活性化策の観点から検討する。とくに、中高年社員のキャリア・プラトールの防止、解消の可能性に焦点を当てて考察する。

(1) 自己申告制度

自己申告制度は、仕事や勤務地、能力開発に関する従業員の意思や希望を把握し、潜在的な情報を収集する手段として、かなり前から多くの企業で実施している。とくに中堅以上の規模の企業で実施する割合が多い。自己申告制度の目的は、配置・異動の参考資料にする、将来の進路指導に役立てる、能力開発につなげるなど様々だが、最近はそれらを統合してキャリア開発・形成のツールとして用いる企業事例が増えている。イントラネットを通じてWebで自己申告する仕組みの企業が多い。

自己申告書に記入する項目例は、①過去および現在の職務経歴、②現在の担当職務・業務に関する質的、量的な適合度、満足度、③現在の職務・職場に対する意見、提案、④キャリア・プラン、将来の希望分野・職種、⑤当面の配置・異動、勤務地の希望、⑥過去の教育・研修歴、自己啓発歴、保有資格・免許、⑦今後の能力開発プラン、自己啓発プラン、⑧家庭事情、健康状態などの配慮事項（任意申告）、など多岐にわたる。

このうち、中高年社員のキャリア・プラトール対策、つまり活用と活性化に関連する項目は、②現職務の適合度、満足度、③現在の職務や職場に対する意見、④将来の希望分野・職種、⑤当面の配置・異動や勤務地の希望、⑦今後の能力開発プランなどである。制度を効果的に運用し、これらの希望や期待が企業側にも資する形で反映、実現できれば、中高年社員の活用と活性化につながる可能性は高い。

(2) 社内人材公募制度

社内人材公募制度は、会社あるいは個別の事業部門が特定の能力を備えた人材について、社内の従業員向けに公募し、従業員がそれに応募するシステムである。募集と応募の範囲をグループ企業全体まで拡大しているケースも少なくない。もともとは、人事部門主導の配置・異動を補完する組織ニーズから始まったが、最近は従業員に対して多様なキャリアの選択機会を提供する意味合いが強くなっている。調査機関や調査年によっても異なるが、中堅・大企業の二割～四割程度で実施している。ただ、このところ実施企業の割合は横ばいである。

社内人材公募制を類型化すると、①新規事業立ち上げ型、②人材発掘型、③管理職公募型に大別できる。「新規事業立ち上げ型」は、新設事業部の要員募集や、既存部門の新規事業案件や新規プロジェクトを立ち上げる際に、その要員を広く社内から公募するパターンである。「人材発掘型」は、新規事業の立ち上げに限らず、既存部署の欠員補充や増員、海外要員の募集などに際して、特定の職務に適性を持った人材、特定の能力に長けた人材を募集する形態である。「管理職公募型」は、新設ポストの長や新規店舗の店長を公募する場合と、既存組織の長や既存店舗の店長に空席ができたときに公募で補充する場合などがある。

いずれにしる従業員側から手を挙げて応募する社内人材公募制は、①多彩な人材の発見、②適材・適所の実現、③有能な人材の有効活用、④従業員の動機づけのほか、⑤自律型人材を育成する契機となることが期待されている。なお、上記三類型のうち、③の管理職公募型は昇進プラトールにも対応できる類型といえる。その他の類型も含めて社内人材公募制は、中高年社員のチャレンジ意欲を刺激し、仕事内容のプラトールを予防、解消できる施策、いやむしろ積極的に中高年社員を活用し、活性化させる施策といえよう。

(3) 社内F A制度

会社サイドがきっかけを作る人材公募制に対して、従業員側から働きかけ、自分を売り込む仕組みとして社内F A制度がある。プロ野球のF A (Free Agent) 制度に倣った名称で、キャリアチャレンジ制、ジョブリクエスト制などと称する企業もあるが、一般的な名称としては「社内F A制度」が定着している。社内F A制度には大きく分けると二つのパターンがある。一つは具体的な異動希望部署と職種・職務を特定して、その部署に直接応募する方法である。もう一つは、希望する部署、希望職種・職務、自己の能力などをPRしたシートをイントラネット上で全社的に登録・掲載しておき、興味を持った部署からのオファーを待つ方法である。このほうがプロ野球のF A制度に近い。実際には企業によって形態は多様であり、この二つのパターンの中間に様々なバリエーションがある。

社内F A制度の導入目的は、①成果・業績主義の人事・処遇システムの導入に伴い、従業員に仕事の選択権やチャレンジ機会を付与する、②有能な人材の発掘と活用、③人材の最適配置と組織の活性化、④キャリア選択の自由度アップ、⑤職務選択の機会拡大を通じた自律型人材の育成などで、社内人材公募制度のねらいとも重なる。つまり、中高年社員のキャリア・プラトリー化を解消し、活用と活性化に役立つ可能性のある施策である。

しかしながら、社内人材公募制に比べ後発の社内F A制度は、実施企業の割合が主要企業で10%前後にとどまる。しかも公募制同様、このところ実施企業の割合は頭打ちである。導入企業が少ないという実態は、社内F A制度の運用が難しいことを示唆している。この点は、後述するように社内人材公募制についても同様なことがいえる。

(4) 社内ベンチャー制度

社内ベンチャー制度は、従業員から提案、発案された新規事業のアイデアを社内で事業化する制度である。個人が

独立して起業するには設備、資金、経営ノウ・ハウなどの各種経営資源が不足する場合が多い。現に在籍している企業の経営資源が利用できるなら起業しやすいし、企業にとっても従業員の斬新なアイデア、企画が新規事業として成功すればメリットがある。

まず、従業員から提案された新規事業のアイデアについて、フィージビリティ・スタディ (Feasibility Study ≡ 事業化調査) を行つて事業化の可否を決定する。事業化する場合は、社内に新規プロジェクトあるいは新規事業部を立ち上げ、発案した従業員がその責任者になる。さらに発展した形では、社外に新会社を設立することもある。発案者も出資して分社化されたベンチャー企業の代表者になるが、現在の会社に籍を置いたまま出向する場合と、完全に転籍する独立型とがある。社内事業化、分社化にかかわらず会社からは資金、経営ノウ・ハウ、情報、人材などの支援がなされる。

働く業種や職種、能力を発揮する場を従業員が主体的に提案、選択する点で、窮極の従業員意思反映型の人事異動といえる。従業員が持っているアントレプレナーシップ (entrepreneurship ≡ 起業家精神) のエネルギーを、企業内で生かす仕組みでもある。その観点からいえば、中高年社員の活用と活性化にはきわめて有効な施策といえる。ただし、社内ベンチャー制度による起業の成功例は少ない。そのためか、導入している企業はきわめて少ない。

2. 中高年社員活性化策としての限界

上で述べた従業員の意思を反映する配置・異動システムには、以下で指摘するようにそれぞれ限界がある。

(1) 効果的に運用されない自己申告制度

自己申告制度は、実施する企業が多い施策の割には、あまり効果的に運用されていない制度でもある。従業員の希望や期待がそのまま実現するとは限らないので、従業員からの評価は低く、逆に不満が増す制度になるケースも少なくない。会社側とすれば、従業員の要望をすべて取り入れていたのでは、組織運営、業務運営がスムーズに行えないからであるが、従業員の申告事項、要望に対して会社側からのフィードバックが不十分な場合は、とくに信頼性が低下する。従業員の希望、要望に対する可否を含め、早めでの確かかつ納得性のある対応が不可欠である。そのためには、後述するキャリア支援、とくにキャリア面談を通じてきめ細かなレスポンスを行って、効果的に運用することが求められる。これに関しては再度触れることにする。

(2) 社内人材公募制度と社内FA制度の問題点

両制度に共通する問題点としては、従業員が応募しやすいような仕組みの構築、制度を活用してメンバーが転出した職場の欠員補充の有無と方法、現在の職場に不満なだけの応募者のチェックなど、実務的に工夫しなければならぬことが多い。しかし、最もキャリア・プラトールと関連するのは、応募しても不合格（不採用）だった従業員に対するフォローが一番の課題になる。応募すれば必ず合格するわけではない。そこで通常は、不合格の理由、どんな能力・スキル、適性が不足しているかを明確にフィードバックする。本人の納得性を高め、今後の自己啓発、キャリア開発、キャリア・デザインの参考にしてもらい、再度のチャレンジに期待するためである。

募集する部署から見て魅力がない応募者は、やる気ばかり強調されても採用するわけにはいけないのである。しかし、これを中高年社員のキャリア・プラトールとの係わりでみると、不合格という結果は、どんな理由であろうとプラ

トー化につながる。キャリア・プラトー化を予防、解消して中高年社員の活用と活性化につながる施策と位置づけたが、逆の現象が生じる可能性も低くないのである。

ところで、両制度とも企業が導入した当初に比べて応募者と合格者が漸減する傾向がみられる。とくに社内F A制度の場合に顕著だが、最初の間は応募者が多く合格者も多いが、次第に応募者、合格者ともに少なくなる企業事例が多い。当然ながら合格の基準は厳格であり、また、異動希望者がひととおり応募してしまい、合格すべき人材は合格していることが原因である。両制度とも、現状は依然として会社主導による人事異動の補助的な役割にとどまっていることも影響している。また、主体的、自律的にキャリアを開発・形成するという意識がまだ従業員に徹底していない、あるいはそのノウ・ハウが不足していることもある。後述するキャリア関連セミナー、キャリア・カウンセリングなど、会社によるキャリア支援制度が必要とされる理由である。

(3) 成功例の少ない社内ベンチャー制度

中高年社員がその経験と能力で社内ベンチャー制度にチャレンジする機会があることは、中高年社員の活用と活性化につながると考えて取り上げた。だが、日本では一般的にいつても起業する人が少ない。ベンチャーは冒険事業であるから、夢もあるがリスクも大きいからである。本制度により中高年社員のリスクは軽減されるが、前述したとおり社内ベンチャー事業の成功例は少ないし、導入企業も少ない。社内ベンチャー制度に応募する積極性がある人材は、雇用労働者に止まっておらず、すでに起業しているのかもしれない。

五 キャリア関連研修・セミナーとキャリア面談・カウンセリング

1. 企業によるキャリア支援制度の必要性

前項で検討したような、人事異動で従業員の意思を尊重あるいは反映する施策、従業員が配置・異動で自己決定のチャンスを得ることが出来る仕組みは、中高年社員の活用と活性化に資する（消極的にはキャリア・プラトー現象を予防、解消する）システムである。しかし、同時に中高年社員に対して主体性と自律性を求めるものであり、視点を変えれば厳しい制度でもある。

今日、中高年に限らず労働者にとってキャリア開発・形成の自己責任化は避けられない状況にある。しかし、日本の労働者にはこれまで、主体的にキャリアを自己決定し、自律的にキャリアを開発・形成するという意識や慣習、ノウ・ハウや実績が乏しかった。現状でも、主体的、自律的なキャリア開発・形成能力が備わっているとはいえない¹⁹。これは中高年社員についても同様である。したがって、企業による支援が必要になる。本項では、企業のキャリア支援策のうち、キャリア関連研修・セミナーとキャリア面談、キャリア・カウンセリングについて、中高年社員に焦点をあてながら取り上げる。まず、キャリア関連研修について検討する。

2. キャリア開発研修、キャリア・デザイン研修

(1) キャリア研修の実施状況

キャリア関連研修・セミナーのネーミングは、実施企業によって、また実施対象の従業員層によっても様々だが、

図表 5 民間企業におけるキャリア研修の実施状況

(単位：％)

規模区分 (社数)	企業規模計 (169 社)	1000人以上 (55 社)	300人～999人 (54 社)	300 人未満 (60 社)
階層別キャリア研修	45.6	47.3	50.0	40.0
年代別キャリア研修	35.5	58.2	33.3	16.7

出所：労務行政研究所「企業のキャリア開発支援にするアンケート」(2016 年)

(注) 1. 調査対象は、「W E B 労政時報」登録民間企業から抽出した人事労務担当者 9024 人。

2. 集計対象は 169 社 (1 社 1 人)。

キャリア開発研修(セミナー)、キャリア・デザイン研修(セミナー)といった名称が一般的である。ここでは簡略化して「キャリア研修」と呼ぶ⁽²⁰⁾。

キャリア研修の実施状況に関する最近の資料として、労務行政研究所が二〇一六年に実施した、中堅以上の企業が主な対象である調査の集計結果を見よう。図表 5 によると、「階層別キャリア研修」の実施割合は、企業規模計で 45・6％である。規模別には 40％～50％と一〇ポイントの差にとどまる。一方、「年代別キャリア研修」の実施割合は、企業規模計で 35・5％と階層別より少なく、規模別には明らかな差が出ている。一〇〇〇人以上が 58・2％、三〇〇人未満は 16・7％と、四〇ポイント以上の差が存在する。階層別キャリア研修の中には、新入社員研修、中堅社員研修、新任管理者研修、管理職研修などの階層別研修に併せて、キャリアに関連した何らかの研修を実施するという企業があるため、高めの実施比率になっていると思われる。本稿のテーマは中高年社員の活用と活性化にあるので、以下では年齢を基準に節目に行う年代別キャリア研修に焦点を当てる。

(2) 年代別キャリア研修の目的と研修項目

キャリア研修の目的は多様だが、共通しているのは、①キャリア開発・形成やキャリア・デザインの必要性を認識し、②自分の人生、職業人生を改めて考えるきっかけを作り、節目で自分を見つめ直す機会を提供することで、③自己の能力、

適性、興味、価値観などを客観的に分析して、主体的にキャリアを構築できる力Ⅱキャリア能力を身につけることである。

年代別キャリア研修は、二〇歳代、三〇歳代、四〇歳代、五〇歳代を対象に、入社から定年までの節目に実施される。三〇歳（前後）、四〇歳（前後）、五〇歳（前後）の三年齢ポイントが標準的だが、最近は中間の三五歳、四五歳、五五歳時点にも実施する企業が出てきている。キャリア自律を重視する企業が増えていることの証である。本稿のテーマである中高年社員の活用と活性化からは、四〇歳以降のキャリア研修に注目すればよいようだが、実際にはその前の三〇歳からの研修が重要になる。

三〇歳（前後）は、大卒でいえば入社後七～一〇年程度にあたる。実務的な面からいえば、一つまたは複数の担当業務を一人前にこなせる中堅社員の域に達するところである。それまでに形成したキャリア、開発した職業能力を踏まえて、これから三〇年以上ある職業人としてのキャリアをデザインするステージである。中年期に向けたキャリア形成の準備段階であり、キャリア研修もそれを支援するカリキュラムに重点が置かれる。

四〇歳（前後）はまさに中年期の第一ステージであり、ワーク・キャリア、ライフ・キャリアとも中間点に位置づけられる。職業生活では管理職に登用される年代であり、家庭生活では様々な面で責任が増えるところである。すでに述べたように、キャリア・プラトーが発生しやすい年代であり、キャリア中期の危機の初期段階でもある。その意味ではキャリアを再チェックする最も重要な時期である。プラトー化を回避し、今後二〇年以上にわたる中高年期を充実した職業人として送るため、自己を見つめ直し、キャリアを再構築する機会になるような研修内容が実施される。

五〇歳（前後）は、企業内労働力としては高齢期に入る時期である。六五歳までの一五年間を生きいきと活躍でき

る職業生活にするため、キャリアを再点検し、必要ならリデザインする段階である。ただ、この段階で昇進プラトール化している場合には、仕事内容のプラトール化を避け、活性化できるような研修内容にする必要がある。定年まで大過なく無難に職業生活を送ろうとする「定年前OB化」⁽²¹⁾を防ぐような工夫である。また、管理職に任用されている場合は、後継者育成の役割を自覚し、管理職定年時の役割変化の受容なども研修の内容になる。

多くは一泊二日程度の日程で実施されるキャリア研修の内容は、企業や対象者の年齢層によっても異なるが、網羅的に列挙すると概ね次のような項目で構成される。

①自社の経営の現状と経営を取り巻く環境変化の理解、②今日的な雇用環境や雇用制度変化の理解、③自社の人事戦略・人材戦略、人事・処遇制度の説明、④キャリア・デザインの必要性の理解、⑤自己の適性、能力、興味、価値観の分析、⑥自己の人生観、仕事観の認識と確認、⑦過去のキャリア（職務経歴と実績）の棚卸、⑧職務遂行能力の自己評価、⑨過去の研修受講歴、自己啓発履歴の整理、⑩ライフ・ヒストリー（自分史）の作成、⑪将来のキャリア・ビジョン、ライフ・ビジョンの作成、⑫長期的なキャリア・プランの作成、⑬中期的なキャリア・プランと能力開発計画の作成、⑭短期的なアクションプランの作成、⑫個人別のキャリア・カウンセリング。

以上の内容・項目を各企業がすべて実施しているわけではなく、実施する企業の方針と対象層に応じて適宜選択している。年代別キャリア研修は、一般的には必須研修として、前述したような年代別の特徴、重点に配慮した内容・項目の選択と研修方法で実施される。前掲・労務行政研究所調査によると、四〇代以降の年代別キャリア研修の内容としては、「自身の振り返りなどを通じた自己理解」「環境変化、役割変化等に応じた期待・求められるものへの理解」「キャリアビジョン・行動計画の策定」が高い割合を示している。

3. キャリア面談とカウンセリング

(1) キャリア面談制度

キャリア面談の担当者は、人事担当部署、キャリア専門組織・人材なども考えられるが、直属上司による面談が最も効果的である。日常的に仕事を通じて接触している職場の上司と部下によるキャリア面談が、具体的に妥当性のあるキャリア・デザインにつながるからである。部下の仕事に対する価値観や希望、将来ビジョンを知る機会でもある。実際にも職場の上司によるキャリア面談を実施している企業が多い。ただ、人事部門による上司に対する側面的な支援、助言は必要である。

実施時期と頻度は、たとえば三〇歳、三五歳、四〇歳、四五歳、五〇歳、五五歳などの年齢ポイント（前後を含む）で行う方法のほか、三年に一度程度の間隔で実施する方法がある。しかし、直属上司が面談を担当するのであれば、定期的に年一回の頻度で実施することも可能であろう。その場合は、人事考課結果のフィードバック面談と兼ねて行うこともできる。中高年社員の活用と活性化の観点からは、少なくとも三〇歳後半以降はキャリア・プランの見直し、再構築のために毎年実施すべきである。「変動的キャリア・デザイン」⁽²²⁾を実現するためである。

以下、やや実務的なことを述べると、面談にあたって部下（被面談者）はまず、前述した自己申告の項目を中心とした「自己申告シート」を作成する。上司は部下の自己申告シートにあらかじめ目を通して、基本的な情報を把握したうえで確認事項、助言事項とその内容を明確にしておく。キャリア面談は、直属上司と部下がキャリアに関して話し合う機会だが、上司の適切な指導、アドバイスがあつてこそ有益な面談が実現できるからである。上司は部下の意見、主張を傾聴し、部下の意思を尊重しながらも、上司なりの見識に立って、部下のキャリア・プラン、能力開発プ

ラン等に対して指導、助言する。上司にはアドバイスできるだけの知識とアドバイス技法が要求される。そのための管理者研修を実施する企業もある。なお、中高年社員に関するキャリア面談では、若年社員と異なる複雑な事情が絡むこともある。上司の能力や権限を越える事案に対しては、しかるべき専門部署、専門機関にリファー (refer) することも必要である。

(2) キャリア・カウンセリング (コンサルティング)

キャリア・カウンセリングは、従業員のキャリア開発・形成に対する組織的、体系的な一連の相談支援サービスである。なお、厚生労働省は、キャリア・コンサルティングという言葉を用いる⁽²³⁾。その厚生労働省の調査によると、「キャリア・コンサルティングを行う仕組み」は、二〇一六年度の場合44・5%の企業で実施している (図表6)。狭義のキャリア・コンサルティング制度ではなく、緩やかな「コンサルティングを行う仕組み」という設問なので、実施企業の割合は高い。厚生労働省によるキャリア・コンサルティングの普及、推進政策で、実施比率は増加傾向にある。ただ、他機関の調査結果では、キャリア相談、キャリア・カウンセリングの実施割合は10〜20%程度と、もう少し低い⁽²⁴⁾。なお、図表6によると、「キャリアに関する相談」を利用する正社員の割合はあまり多いとはいえない。

狭義のキャリア・カウンセリング、キャリア相談を担当するのは、たとえば「キャリア相談室」「キャリア推進室」などの独立した専門組織の場合と、各部門、各職場にキャリア相談員を配置して対処する場合とがある。相談内容を人事部門に知られることを避けたい従業員が多いので、人事部門は側面的な支援だけにとどめて直接の担当者にならない企業事例が多い。キャリア相談を社内人材だけが担当するケース、社外の専門家に委託するケース、さらにその混合形態もある。企業の経営理念、経営戦略・方針、人事制度などに精通しているのは社内相談員だが、第三者の立

図表 6 キャリア・コンサルティングの実施割合と利用状況
(単位：％)

調査年度・事業所規模	キャリア・コンサルティングを行うしくみ	
	実施事業所割合	利用正社員割合
2012 年度	23.8	13.0
2013 年度	33.5	13.2
2014 年度	28.5	13.0
2015 年度	37.9	15.0
2016 年度		
事業所規模計	44.5	14.1
30 ～ 49 人	41.8	12.4
50 ～ 99 人	44.0	11.4
100 ～ 299 人	50.1	11.4
300 ～ 999 人	60.7	17.8
1,000 人以上	72.3	20.8

出所：厚生労働省「能力開発基本調査（各年度）」

(注) 利用割合は「キャリアに関する相談」の利用状況である。

場から客観的にカウンセリングできるのは外部専門家である。キャリア・カウンセリングには専門知識とノウハウが必要なので、社内外いずれの人材にしても、ほとんどの担当者は公的、私的のキャリア・コンサルタント資格を保持している。⁽²⁵⁾

(3) キャリア支援制度の功罪

ここまでは、キャリア研修、キャリア面談、キャリア・カウンセリングなどのキャリア支援制度が、中高年社員の活用と活性化を促進するという前提で概要を紹介してきた。しかし、キャリアの節目に実施されるキャリア研修、キャリア面談・カウンセリングの際に、中高年社員は自己の職務経歴とその実績、担当業務に対する適合度、教育・研修歴、業務知識、職業能力などに関する棚卸しを課せられることが多い。これらのプロセスの中で、中高年社員は企業における自己の人材価値を察知していくことになる。こうした「何となく知らせる仕組み」により、主観的プラトール化がさらに増幅する恐れも⁽²⁶⁾

ある。キャリア支援制度は、運用によっては両刃の剣になる可能性があることに留意しなければならない。

六 自律型能力開発制度の整備と仕事を通じた動機づけ―むすびにかえて

1. 自律型能力開発制度の整備

(1) 自己啓発援助制度の充実

企業能力開発の三本柱は、OJT、Off-JT、自己啓発である。自己啓発の方法は、ラジオ・テレビ、専門書、インターネットによる自学・自習、社内外の勉強会・研究会への参加、社内講座の受講、社外の講習会・セミナーへの参加、専門学校・大学等の講座受講、通信教育の受講など多岐にわたる。企業は、こうした従業員の自己啓発に対して援助、支援を行っている。厚生労働省「平成二八年度能力開発基本調査」によると、正社員に対して自己啓発の支援を行っている事業所は、規模計で80・9%に及ぶ。中小企業でも自己啓発援助制度の実施比率は七割を超えている。援助制度の内容は、受講料などの金銭的援助、教育機関・通信教育などに関する情報提供、社内勉強会などに対する講師謝礼や場所的援助、就業時間の配慮、教育訓練休暇、資格取得時の報奨金支給などである。

自己啓発援助制度は中高年社員に限定する制度ではないが、とかく新たなことに関する能力開発から遠ざかりがちな中高年社員に対する奨励の意味を込めて、若年者より優遇することを考えたい。自己啓発援助制度の対象は、通信教育に代表されるように、あらかじめ会社が指定するコース、推奨する講座が多い。会社が計画する従業員の能力開発体系上、ぜひ受講してほしい講座、コースがあるからだ。ただ、なかには従業員からの申請について上司が判断し

て、援助制度の枠組の範囲内で個別案件ごとに承認する企業事例も存在する。そこで、中高年社員に関しては、会社側が準備しているコース、講座、公的資格に限定せず、申請があれば個別に判断して支援する仕組みにすることを提案する。社内の勉強会・研究会の立ち上げを推奨したり、異業種交流会への積極的な参加を奨励するほか、中高年社員の自主的な申請に基づいて承認した自己啓発策に対しては費用、時間、場所などで特別な便宜を図るのである。

問題点は、一般的な自己啓発援助制度でも指摘されるように、利用する人が偏り、利用する制度が偏る恐れがあることである。本人の自主性に依存して能力開発する仕組みなので、積極的に利用しない中高年社員に対する勧奨策を工夫する必要がある。

（2）選択型研修の拡充

個を重視する人材マネジメント、自律性を尊重する能力開発、能力開発の自己責任化、自律的なキャリア開発・形成などを背景に、従業員選択型研修（能力開発）が企業で導入されるようになった²⁷。もともと前述した自己啓発援助制度は、通信教育をはじめ従業員の選択型能力開発に対する援助施策である。それだけでなく、職能別・専門分野別研修、語学や情報技術などの目的別・課題別研修の一部に関しても、従業員の希望で受講できる仕組みが存在した。それを選択型研修として意図的に制度化することにより、自己啓発以外の能力開発機会でも従業員が自主的に受講できる研修、講座は増加した。本来は会社主導型研修の典型である階層別研修の一部へ、選択の幅を拡大する企業もある。

選択型研修のメリットは、①従業員意思の尊重と自律性や主体性の涵養、②従業員の興味、関心、必要性に応じた講座を受講することによる教育効果、③従業員の多様性への対応などである。中高年社員に関しては、受講できる研

修、講座、コースの範囲を限定しないなどの優遇措置を講じること、能力開発のオープン化を図ることにする。ただ、管理職以上を対象とする階層別研修に関しては、おのずから制限される研修のあることを否定できない。

なお、選択型研修に関しても、①企業が受講を期待する（特定の）中高年社員が受講しない、②企業が受講して欲しい研修、講座、コースの受講者が少ない、③能力開発につながる体系的な講座受講がなされないなど、中高年社員を選択に任せる制度ゆえの問題点も想定される。

2. 仕事を通じた動機づけを核とする中高年社員活性化策の体系化

(1) 仕事を通じた動機づけ

従業員の動機づけ策には、賃金・金銭的報酬、組織上の地位・ステイタスなど様々な方法がある。なかでも、仕事を通じた動機づけ策が中核になると筆者は考えている。キャリア・プラトールの危機にある中高年社員に関しては、とりわけ仕事を通じた動機づけが重要で、かつ効果的でもある。

仕事を通じた動機づけは、仕事の結果で認められること、仕事の達成感・充実感、仕事を通じて自覚される自己効力感、仕事による成長などがその要素になる。中高年社員を対象とした具体的な方策は、

- ① 企業経営、業務活動の主要な意思決定に、何らかの形で参加、参画させる
- ② 役割・職務を明確にして、挑戦的な仕事や企業への貢献が感じられる仕事を付与する
- ③ 完結したひとまとまりの仕事を配分し、業務計画の策定、業務遂行に際して権限を大幅に委譲する
- ④ 企画、計画の段階から実行、統制まで自主的に意思決定と業務管理を行うことで自律的マネジメントを経験で

きるように、広範な裁量権を付与する

- ⑤ 能力が発揮でき、成長が期待できかつ実感できる仕事を付与することで能力開発・キャリア形成の機会を提供し、さらに開発した能力の活用チャンスを与える

ことである。キーワードは、権限の委譲・付与、裁量幅の拡大である。ただ、これらの方策は、中高年社員が仕事に大幅な権限、裁量権を求め、仕事で自己充実を図りたいと望んでいることを前提にしている。そうした意識のない中高年社員には必ずしも効果的ではない可能性がある。

(2) 中高年社員の活性化策の体系化

ここまで、中高年社員の活用と活性化の施策・制度として、役職制度(管理職定年制、管理職任期制)、配置・異動管理(自己申告制度、社内人材公募制度、社内FA制度、社内ベンチャー制度)、キャリア支援(キャリア研修、キャリア面談制度、キャリア・カウンセリング)、能力開発(自己啓発援助制度、選択型研修)、それに仕事を通じた動機づけに関して検討してきた。しかし、いずれもが活用あるいは活性化に役立つ可能性があると同時に、各施策・制度が逆にキャリア・プラトールをもたらす可能性のあることも指摘できる。とくに、中高年社員が仕事に対して意欲を持ち、仕事で活躍したいと望んでいるか否かによって、施策・制度を提示しても、期待した効果には差が出る。主観的プラトール化してモチベーションの下がった中高年社員の活性化につながらないことも考えられる。中高年社員のキャリア・プラトール現象、とくに主観的プラトール現象を解消するための施策が、主観的プラトール現象に陥っている中高年社員に対しては効果がない、という結果になる。

それでも今日、中高年社員の活用と活性化に意を注がなければ、企業経営の将来は不安定である。大過なく、ほど

ほどに働くという「定年前OB化」した中高年社員の出現、増加は避けねばならない。ただし、ある施策・制度を導入すれば中高年社員が必ず活用でき、活性化するという絶対的なものはない。中高年社員の意識や積極性の有無などにも影響される。したがって、企業としては、多様な施策・制度を導入して中高年社員に提示しなければならない。その際、各施策・制度を個々ばらばらに導入・実施するのではなく、役職制度、配置・異動管理、キャリア支援、能力開発のほか、本稿では取り上げなかった評価制度、賃金制度なども含めた人材マネジメントの諸制度を企業なりに関連付けて体系化する必要がある。しかも、網羅的に実施するのではなく、中高年活性化策として各企業が効果的に実施できる施策・制度を重点的に選択する必要がある。

制度の体系的導入、重点的实施といっても抽象的だが、筆者自身は年来の主張である厳密な専門職制度、専門・プロ人材制度を導入・実施することがその一つの方途だと考えている。従業員全員を高度専門能力保有者めざして育成し、活用し、処遇するシステムを軸とする中高年社員の活用と活性化策である⁽²⁸⁾。

- (1) 谷田部光一「日本企業における定年制度の実態と問題点」(『政経研究』第五三巻第四号、二〇一七年)。
- (2) 谷田部光一「日本企業における中高年社員に対する退職管理の実態と課題」(『政経研究』第五四巻第三号、二〇一七年)。
- (3) シャイン(Schein)、エドガー・H・二村敏子・三善勝代訳『キャリア・ダイナミックス』[第13章 キャリア中期] (白桃書房、一九九一年) 二〇一頁―二二八頁、武田圭太『生涯キャリア発達―職業生涯の転機と移行の連鎖―』[第7章 中年期のキャリア危機] (日本労働研究機構、二〇〇三年) 一三二頁―一四八頁。
- (4) 谷田部光一『働きがいの人材マネジメント』(晃洋書房、二〇一六年) 五一頁―五三頁。なお、専門職制度に関しては、同『専門・プロ人材のマネジメント』(桜門書房、二〇一三年) 参照。

- (5) 谷田部・前掲書『働きがいの人材マネジメント』第4章参照。
- (6) 山本寛『昇進の研究「増補改訂版」——キャリア・プラトー現象の観点から——』（創成社、二〇一四年）二七頁。
- (7) ここまでの「キャリア・プラトー現象」に関する記述は、山本・同上書のほか、山本寛編著『働く人のキャリアの停滞——伸び悩みから飛躍へのステップ——』（創成社、二〇一六年）、山本寛『中だるみ社員』の罨』（日本経済新聞出版社、二〇一七年）を参考に、筆者なりの理解で整理した内容である。
- (8) 谷田部・前掲書『専門・プロ人材のマネジメント』一〇五頁—一〇六頁。
- (9) 櫻田涼子「フラット型組織における昇進展望に関する実証的一考察——キャリア・プラトー現象に着目して——」（『福島大学地域創造』第二二巻第二号、二〇一〇年）二〇頁—三四頁、同「フラット化した組織階層の下での新たなキャリア・プラトー現象の課題」（『日本労務学会誌』第一五巻第二号、二〇一四年）二〇頁—三三頁、山本編著・前掲書『働く人のキャリアの停滞——伸び悩みから飛躍へのステップ——』第6章組織フラット化との関係にみる新たなキャリア・プラトー現象の考え方』（櫻田涼子・執筆）一三三頁—一五六頁。
- (10) 谷田部・前掲書『専門・プロ人材のマネジメント』一〇五頁—一二四頁参照。
- (11) 同上書、一〇六頁—一〇七頁。
- (12) 日本企業における昇進制度の実態については、谷田部・前掲書『働きがいの人材マネジメント』第4章参照。
- (13) 年齢とプラトー現象との関係は、山本・前掲書『昇進の研究「増補改訂版」——キャリア・プラトー現象の観点から——』、中年期のキャリア停滞に関しては、山本編著・前掲書『働く人のキャリアの停滞——伸び悩みから飛躍へのステップ——』第5章 中年期のキャリアの停滞と仕事の動機づけ』（今城志保・執筆）一〇四頁—一三三頁参照。
- (14) 日本生産性本部「第14回 日本的雇用・人事の変容に関する調査」（二〇一三年）。集計企業は一七二社。
- (15) 産労総合研究所「2013年 中高年齢層（四〇～六五歳）の賃金・処遇に関する調査」（『賃金事情』二六五七号、二〇一三年）、同研究所「導入企業にみる役職定年制・早期退職優遇制度の運用実態」（『賃金事情』二六三五号、二〇一二年）、日本生産性本部「第12回 日本的雇用・人事の変容に関する調査」（二〇〇九年）その他による。

- (16) 日本生産性本部・同上調査。
- (17) 前掲注(14)参照。
- (18) 各制度に関しては、谷田部光一『キャリア・マネジメント―人材マネジメントの視点から―』(晃洋書房、二〇一〇年) 五四頁―六七頁、同・前掲書『働きがいの人材マネジメント』一〇九頁―一一五頁、同・前掲書『専門・プロ人材のマネジメント』一一三頁―一一七頁も参照。
- (19) 谷田部・前掲書『キャリア・マネジメント―人材マネジメントの視点から―』一三頁―一四頁、三二頁―三三頁参照。
- (20) 一般的なキャリア研修の詳細に関しては、同上書三六頁―四五頁参照。
- (21) 田中丈夫「高齢社員を生かすキャリア開発の考え方と雇用制度整備のポイント」労政時報別冊『60歳超雇用 制度設計と処遇の実務』(労務行政研究所、二〇〇五年) 三九頁―四一頁。
- (22) たとえば一年単位でキャリア開発・形成計画をチェックし、必要に応じて修正する可変的なキャリア・デザインのことである。
- (23) 厚生労働省によると、わが国ではカンセリングという用語が心理的な療法を想起させる面が強いことを考慮して、労働市場における職業キャリアの方向付けに係る相談、指導、助言を指す用語としては、キャリア・コンサルティングにしたという。厚生労働省『キャリア形成の現状と支援策の展開』(「キャリア形成を支援する労働市場研究会」報告書、二〇〇二年) 参照。
- (24) 谷田部・前掲書『働きがいの人材マネジメント』一一〇頁―一一七頁参照。
- (25) キャリア・コンサルタントの公的資格としては、以前から存在した国家検定資格の「キャリア・コンサルティング技能士(1級・2級)」と、二〇一六年に創設された「国家資格キャリアコンサルタント」がある。ちなみに、筆者は両資格とも保有している。
- (26) 高木朋代『高齢者雇用のマネジメント』(日本経済新聞出版社、二〇〇八年) 一八八頁―一八九頁。
- (27) 従業員選択型研修の詳細は、谷田部・前掲書『働きがいの人材マネジメント』第一〇章(二三三頁―二五八頁) 参照。
- (28) 谷田部・前掲書『専門・プロ人材のマネジメント』参照。

日本の対外直接投資収益率

——日本からの対外直接投資受入先での資金調達環境は、

投資収益率に影響を与えているか——

横 溝 え り か

1. 問題意識
2. 先行研究
3. 検証
4. 結びにかえて

1. 問題意識

国際収支が持続可能であるとは、安定した外貨繰りができていることを指す。日本は資源の輸入国である以上、輸入のためには外貨が必要とされる。資源輸入には継続的に、純額で、外貨が日本に入ってくる必要がある。

その日本の国際収支構造が、近年では変化してきている。かつての日本では、貿易収支黒字から来る経常収支黒字と、対外資産の増加を表す金融収支黒字とが、国際収支構造の特徴であった。しかしながらとりわけ東日本大震災後に、貿易収支の基調が変わり、月次ベースで見ると赤字となる期間が数多く出てくるようになった。赤字となる期間が出てきた貿易収支に代わり、近年、経常収支黒字への貢献が期待されているのが第一次所得収支黒字である。⁽¹⁾

第一次所得収支は、海外からの要素所得受取りから、海外への要素所得支払いを引いたものとなる。日本の場合、海外からの要素所得受取りの多くを占めるのが海外からの投資収益となる。⁽²⁾ 投資収益は、過去の経常収支黒字によつて得た外貨を対外資産の購入に充て、その購入した対外資産から得られた収入と言い換えることもできる。

その投資収益は、直接投資収益・証券投資収益・その他投資収益の三つに分類される。投資収益全体に占める割合で見ると、全体の六割程度を占める証券投資収益に対して、直接投資収益は、過去には二割程度でしかなかった。しかし直近の二〇一六年で見ると三八・五パーセントとなり、徐々に証券投資収益の割合に近づいてきている。

この直接投資収益の、直接投資残高に対する比率を見るのが、直接投資収益率となる。言い換えれば、過去に蓄積した対外資産から得られる要素所得の効率性を見る指標の一つが、直接投資収益率ということになる。

本論文では、日本銀行が公表している業種別・受入先別直接投資のデータを利用して、日本の対外直接投資収益率

が、なかでも海外の直接投資受入先での資金調達環境の影響を受けているかを検証する。日本は過去に蓄積した対外資産から、効率的に要素所得が得られているか。直接投資受入先の資金調達環境から影響を受けているのであれば、資金調達が容易ではない、直接投資受入先現地での資金調達を補完するなどの方策を講じなくてはならない。

2. 先行研究

資金調達環境が発展していく（金融深化）につれて、企業の内部金融コストと外部金融コストとの間には差がなくなる。Rajan and Zingales (1998) では、金融深化の結果、深化以前は資金調達コストの高かった、外部金融への依存度が相対的に高い企業の成長率は、高まるとされた。

そこで横溝（二〇一五）では、企業の成長率を対外直接投資収益率に置き換えて、海外の直接投資受入先における金融深化によって直接投資収益率は高まるという、仮説の検証を試みた。その時の検証では、対外直接投資受入先ごとの投資収益率が得られなかった。そこで検証には、直接投資収益率に、OECD加盟三四カ国それぞれの、世界向け直接投資収益率を用いた。そして直接投資先金融深化の代理変数として、三四カ国各国の直接投資残高全体に占めるOECD加盟国への直接投資残高の割合を用いた。その結果、直接投資先の金融深化よりも、直接投資出し手国（本国）の銀行の海外支店が、本国の銀行から調達した資金の多寡が直接投資収益率に貢献するであろうことが明らかになった。

他方、Kroszner, Laeven and Klingebiel (2007) では業種別に、外部金融への依存度を推計している。そして世界銀

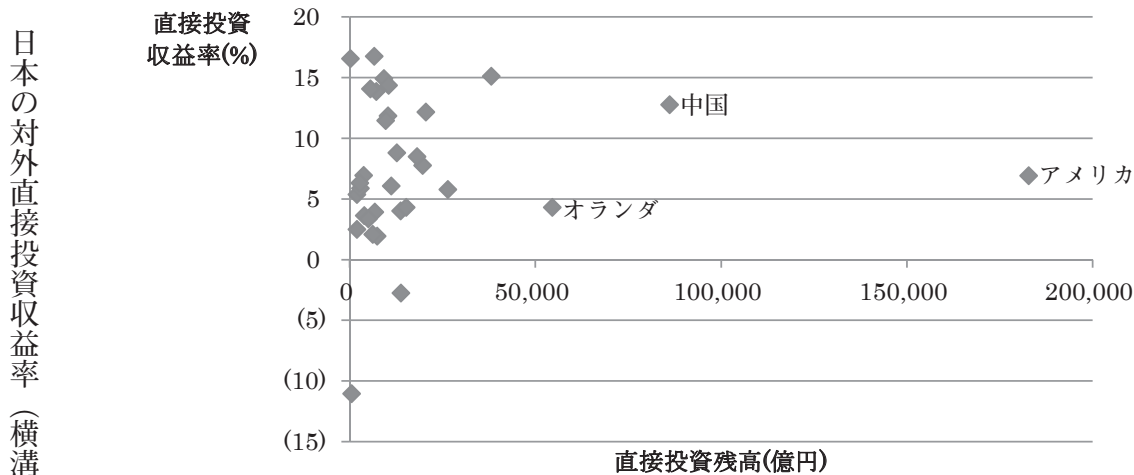
行から公表されている「世界のビジネス環境ランキング」では、国・地域ごとに、資金調達の容易さの指標が示されている。

本論文の特徴の一つは、これらを合わせれば、業種別かつ投資受入先別に、外部金融への依存度が高い業種かつ、資金調達が容易となつている直接投資先という指標を作成することができると考えた点にある。この指標を用いることで、Rajan and Zingales (1998) での企業の成長率に代えて、業種別・受入先別の対外直接投資収益率に対して、直接投資の業種ごとに異なる外部金融への依存の程度と、直接投資受入先の金融深化の程度とが影響を与えているかを検証することができる。

本論文では、業種別・受入先別対外直接投資収益率のデータを用いることで、かねてからの問題意識により近いところで検証を行うこととなる。日本銀行からは、日本からの対外直接投資残高・直接投資フロー・直接投資収益の、業種別・受入別の、二〇一四年以降のデータが公表されている。このデータの存在によって、横溝（二〇一五）では直接検証することが叶わなかった仮説の検証が可能となった。

そこで再度、本論文の特徴をまとめると、次の二点となる。一つは直接投資受入先ごとの資金調達環境を、直接投資収益率に影響を与える要因として検証に加えている点、そしてもう一つは、資金調達環境からの影響の受けやすさが業種別に異なることを直接投資収益率に影響を与える要因として検証に加えている点にある。

図 1 - 1 日本からの直接投資先別の残高と収益率（製造業全体）
（相関係数 0.082）



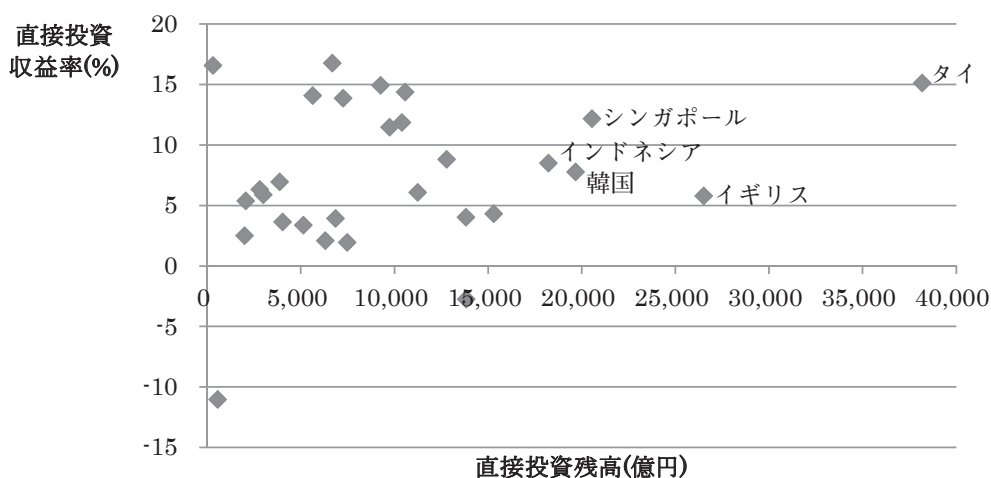
3. 検証

ここでは、日本の対外直接投資収益率が、直接投資受入先での資金調達環境の影響を受けているかを検証する。ここでの直接投資収益率とは、業種別かつ受入先別の、日本の対外直接投資収益率を指す。この対外直接投資収益率は、日本の対外直接投資の年次での業種別・受入先別収益を、前年末時点での業種別・受入先別直接投資残高で除して求めた。こうした直接投資収益率の計算には、日本銀行から公表されている、日本からの対外直接投資残高・直接投資フロー・直接投資収益の、いずれも年次データ（二〇一四～一六年）を使用した。⁽³⁾

塩田・笠原・中道（二〇一六）では、日本の対外直接投資収益率を、アメリカのそれと比較して、二〇〇〇年代前半に対して二〇一〇年以降、収益率の高い地域への投資の拡大によって、日本の直接投資収益率は上昇しているとしている。それでは横断面で、日本の対外直接投資先ごとの残高と収益率との関係を見た場合にはどうであろうか。

図 1 - 1 は、日本からの直接投資受入先ごとの直接投資残高（製造業全体）（二〇一五年末）と直接投資収益率（製造業全体）（二〇一六年）との相関

図 1-2 日本からの直接投資先別の残高と収益率（製造業全体）
（除く、残高上位 3 カ国）（相関係数 0.244）



を見るための散布図となる。残高が最も大きいのはアメリカへの直接投資（十八兆二千七百六十億円）となるが、このアメリカへの投資収益率は六・九二％と、世界向けの投資収益率八・〇七％を下回っている。同様に、残高が三番目に大きいオランダ向けの直接投資（五兆四千六百三億円）も投資収益率が四・二〇％と、世界向けの値を下回っている。残高が二番目に大きい中国向けの直接投資（八兆六千六百九十九億円）では一二・七六％と、世界向けの投資収益率を上回ることになるが、直接投資残高が大きな国向けの投資収益率は、必ずしも高くないと言える。

図 1-2 は、図 1-1 から直接投資残高で上位三カ国（アメリカ、中国、オランダ）を除いて描き直した散布図となる。このような形にしてはじめて、直接投資残高と収益率との間には、かろうじて正の相関が見られる。それでは直接投資収益率に影響を与える要因は何か。

直接投資収益率に影響を与える変数として、資金調達コストの差となつて表れる、業種によって異なるとされる外部金融依存度、そして直接投資先の国での資金調達の容易さが考えられる。そこで検証にあたり、業種別での外部金融依存度には、Kroszner, Laeven and Klingebiel (2007) で推計された結果の値を用いる。直接投資先の国での資金調達の容易さには、世

界銀行から公表されている「世界のビジネス環境ランキング」にある、国別の資金調達の容易さの指標を用いる。指標は一〇〇から〇までの値をとり、一〇〇は資金調達が最も容易であることを表す。さらに直接投資収益率へのコントロール変数として、直接投資先の国の経済成長率と、世界向けの業種別直接投資収益率とを加える。直接投資先の国の経済成長率には、IMFのWorld Economic Outlookから、各国の実質GDP増加率を用いる。世界向けの業種別直接投資収益率は、業種別・受入先別直接投資収益率と同様、業種別に、投資先の国ごとの直接投資収益を合計し、同じく業種別で、投資先の国ごとの直接投資残高の合計で除して求めた値を用いる。

当該業種の外部金融依存度が高いほど資金調達コストが嵩むと考えられることから、業種別・受入先別直接投資収益率を被説明変数に、業種ごとの外部金融依存度を説明変数の一つとすると、外部金融依存度の係数に期待される符号はマイナスとなる。反対に、直接投資先の国での資金調達が容易であるほど資金調達コストが低くてすむことから、直接投資先ごとの資金調達の容易さの係数については、期待される符号がプラスとなる。そして、外部金融依存度と資金調達の容易さとの交差項については、直接投資先の国で資金調達がしやすいほど、外部金融への依存度の高い業種は、資金調達コストが低くてすみ、収益率が高くなると考えられることから、係数の期待される符号はプラスとなる。

検証では、日本からの業種別・受入先別の直接投資収益率を被説明変数とし、影響を与えられと考えられる五つの変数（業種ごとの外部金融依存度、直接投資先での資金調達の容易さ、これら二つを掛け合わせたもの、業種ごとの世界向け直接投資収益率、直接投資先の経済成長率）を説明変数とする。いずれも二〇一四―二〇一六年の年次データを用いて、最小二乗法で推計する。ここでいう業種とは、製造業の一二業種を指しており、非製造業は含まれていない。

表 1 直接投資収益率推計結果（鉄・非鉄・金属業の外部金融依存度：0.26）

自由度修正済決定係数	0.027			
観測数	635			
	係数	標準誤差	t	P-値
切片	-3.211	5.027	-0.639	0.523
外部金融依存度	-16.069	24.571	-0.654	0.513
外部金融依存度 ×資金調達の容易さ	0.129	0.361	0.356	0.722
資金調達の容易さ	0.099	0.062	1.604	0.109
世界での業種別収益率	0.501	0.245	2.046	0.041
経済成長率	1.228	0.371	3.313	0.001

表 2 直接投資収益率推計結果（鉄・非鉄・金属業の外部金融依存度：0.18）

自由度修正済決定係数	0.026			
観測数	635			
	係数	標準誤差	t	P-値
切片	-3.546	4.963	-0.714	0.475
外部金融依存度	-15.286	25.932	-0.589	0.556
外部金融依存度 ×資金調達の容易さ	0.119	0.381	0.313	0.754
資金調達の容易さ	0.101	0.061	1.652	0.099
世界での業種別収益率	0.515	0.243	2.117	0.035
経済成長率	1.232	0.371	3.323	0.001

表 3 直接投資収益率推計結果（鉄・非鉄・金属業の外部金融依存度：0.08）

自由度修正済決定係数	0.026			
観測数	635			
	係数	標準誤差	t	P-値
切片	-4.099	4.835	-0.848	0.397
外部金融依存度	-12.819	26.689	-0.480	0.631
外部金融依存度 ×資金調達の容易さ	0.097	0.393	0.246	0.806
資金調達の容易さ	0.104	0.059	1.744	0.082
世界での業種別収益率	0.537	0.241	2.232	0.026
経済成長率	1.238	0.371	3.337	0.001

結果は表1～3に挙げた⁽⁴⁾。それぞれの表の違いは、鉄・非鉄・金属業の外部資金依存度として用いる数字の違いにある。日本銀行が公表している業種別の直接投資データでは、鉄・非鉄・金属が一つの業種として纏められている。しかしKroszner, Laeven and Klingebiel (2007) では、鉄、非鉄、金属を、各々で異なる業種として、外部金融依存度が推計されていた。そこで表1～3には鉄、非鉄、金属、各々の業種の外部金融依存度を、鉄・非鉄・金属業の外部金融依存度として用いて検証した結果を挙げた⁽⁵⁾。

表1を見ると、外部金融依存度の係数は想定どおり、マイナスの値をとる。外部金融依存度が高いと資金調達コストが嵩むことから、直接投資収益率は低くなると言えるものの、有意ではないことがP値から読み取れる。これは表2と表3でも同様である。他方、資金調達の容易さの係数も想定どおり、プラスの値をとる。表1では有意とはならないものの、表2と表3では一〇%水準で有意となる結果が得られている。直接投資先での資金調達が容易であるほど資金調達コストが低くてすむことから、直接投資収益率が高くなると言える。また、交差項の係数も想定どおり、プラスの値となっているが、表1～3のいずれにおいても有意であるとの結果が得られていない。有意であれば、直接投資先の国で資金調達が容易であるほど、外部金融への依存度の高い業種は、投資収益率が高くなると言えた。

以上を纏めると、直接投資先での資金調達環境は、直接投資収益率に影響を与えている。しかしながら、いずれの推計式も、自由度調整決定係数が低い値となっている。業種ごとの外部金融依存度が、直接投資収益率を説明する変数として有意ではなかったことが、推計式全体で見た時の決定係数の低さに繋がっていると考えられる。

表4には、日本の対外直接投資での製造業一二業種を、Kroszner, Laeven and Klingebiel (2007) の推計結果から、外部金融依存度が低いとされる順に並べた上で、それぞれの業種内での、直接投資収益率の平均値・中央値・分散

表 4 外部金融依存度順での業種内対外直接投資収益率の記述統計量

	石油	ゴム・皮革	輸送機械器具	化学・医薬	ガラス・土石	一般機械器具
平均値(%)	35.80	3.71	19.76	10.09	10.14	9.53
中央値(%)	−1.12	3.34	15.61	8.45	7.59	9.02
分散値	11102.39	285.50	425.70	91.27	256.37	114.75
最大値(%)	402.78	62.23	113.14	51.02	79.00	49.91
最小値(%)	−20.77	−41.05	−9.78	−1.69	−6.69	−14.84
	木材・パルプ	食料品	電気機械器具	鉄・非鉄・金属	精密機械器具	繊維
平均値(%)	3.22	8.01	10.01	7.05	15.29	5.93
中央値(%)	3.22	6.71	9.83	5.59	11.21	4.75
分散値	20.13	25.36	210.30	81.63	451.09	21.88
最大値(%)	11.13	21.15	99.23	55.73	102.44	17.46
最小値(%)	−10.27	0.24	−22.76	−13.03	−4.41	−4.90

値・最大値・最小値を載せた。たとえば、外部金融依存度が最も低いとされる石油（業）では、直接投資収益率の最大値と最小値がそれぞれ四〇・二・七八パーセントとマイナス二〇・七七パーセント、分散値が一一・一〇・二・三九であるばかりか、平均値と中央値も互いの値（それぞれ三五・八〇パーセントとマイナス一・二パーセント）が離れている。石油（業）の他には、精密機械器具（業）や輸送機械器具（業）でも分散値が大きくなっている。これらの業種のように、業種によっては、業種内での直接投資収益率のばらつきが大きくなっていることが表から見とれる。推計式ではこうした業種内での直接投資収益率のばらつきを、直接投資先の資金調達環境と経済成長率だけでは説明しきれなかったことが、外部資金依存度の係数が有意にならず、推計式の自由度修正済決定係数が低くなった一因であると考えられる。

表5 外部金融依存度順での業種別対外直接投資残高累積比率

	石油	ゴム・ 皮革	輸送機械 器具	化学・ 医薬	ガラス・ 土石	一般機械 器具
累積比率(%)	0.6	4.1	25.7	44.2	47.5	58.0
	木材・ パルプ	食料品	電気機械 器具	鉄・非鉄・ 金属	精密機械 器具	繊維
累積比率(%)	59.9	73.4	87.5	95.9	98.7	100.0

表6 外部金融依存度順での業種別対外直接投資収益累積比率

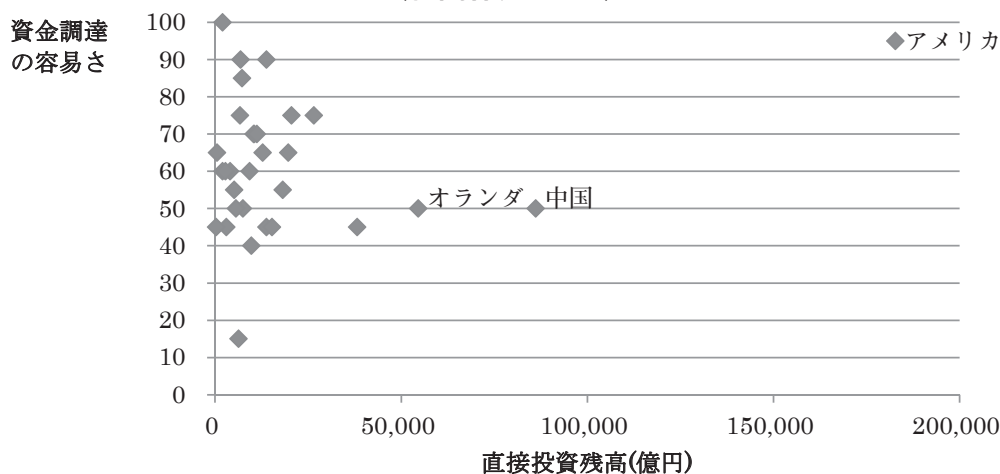
	石油	ゴム・ 皮革	輸送機械 器具	化学・ 医薬	ガラス・ 土石	一般機械 器具
累積比率(%)	0.4	5.9	36.8	51.2	52.9	66.6
	木材・ パルプ	食料品	電気機械 器具	鉄・非鉄・ 金属	精密機械 器具	繊維
累積比率(%)	67.2	73.3	91.1	96.3	99.3	100.0

4. 結びにかえて

直接投資収益率が、直接投資受入先での資金調達環境の影響を受けているであろうことが明らかになった。それでは、過去に蓄積された対外資産から要素所得が効率的に得られているかを見る指標にあたる、対外直接投資収益率を上げるには、どのような方策を講じればよいのだろうか。最後に、日本の対外直接投資の現状を確認してみる。

表5は、表4と同様に、日本の対外直接投資での製造業一二業種を、外部金融依存度が低い順に並べた上で、世界向け直接投資残高（二〇一六年末）での累積比率を示したものとなる。日本からの対外直接投資残高では最も大きな輸送機械器具業が、外部金融依存度では低いほうから数えて三番目に来ることもあり、直接投資残高のほぼ半分を五番目のガラス・土石業までで占めることになる。つまり、日本の対外直接投資を業種別で見ると、直接投資残高は直近で、比較的、外部金融依存度の低い業種に偏っていると言える。

図 7-1 日本からの直接投資先別の残高と資金調達の容易さ
(相関係数 0.217)



日本の対外直接投資が外部金融依存度の低い業種に偏っているという傾向は、直接投資残高の代わりに、直接投資収益で見ると、より顕著となる。表 6 は、表 5 と同様に、日本の対外直接投資での製造業一二業種を、外部金融依存度が低い順に並べ、世界向け直接投資収益（二〇一六年）での累積比率を示したものとなる。直接投資収益では、外部金融依存度では低いほうから数えて四番目に来る化学・医薬業で、全体の半分をすでに超えていることから、対外直接投資を収益で見ると、外部金融依存度の低い業種に、さらに偏っていることが読み取れる。

図 7-1 は、日本からの直接投資先別の残高（二〇一六年末）と、直接投資先での資金調達の容易さとの相関を見るための散布図となる。直接投資先として、残高の最も大きなアメリカでの資金調達の容易さは九五と高くなっているものの、残高で二番目の中国や三番目のオランダでの資金調達の容易さは、いずれも五〇と比較的低い値を取ることが読み取れる。

図 7-2 は、図 7-1 から直接投資残高で上位三カ国（アメリカ・中国・オランダ）を除いて、描き直した散布図となる。この図から、直接投資残高と資金調達の容易さとの間に相関は見られない。したがって直近では、日本からの対外直接投資残高が比較的大きい国であっても、資金調達が容

図 7-2 日本からの直接投資先別の残高と資金調達の容易さ
（除く、残高上位 3 カ国）（相関係数 -0.018 ）

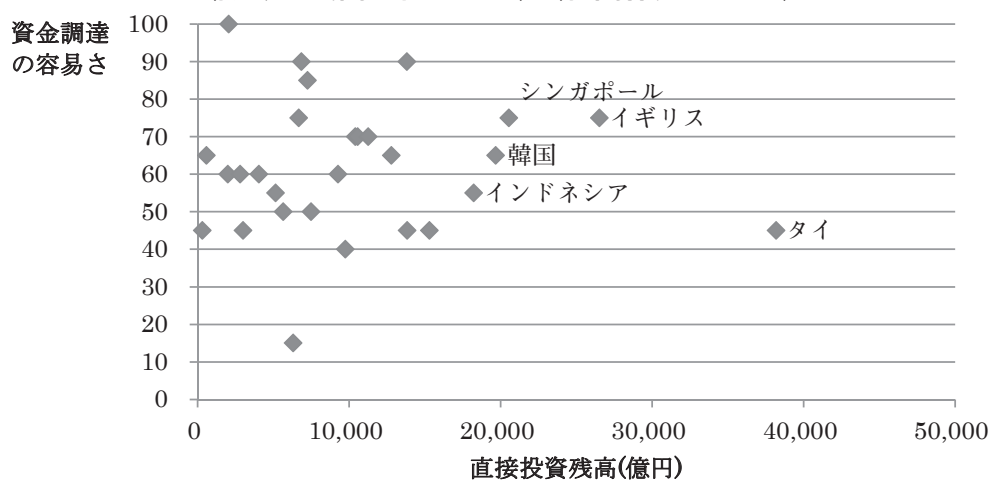


図 8-1 日本からの直接投資先別の収益と資金調達の容易さ
（相関係数 0.152 ）

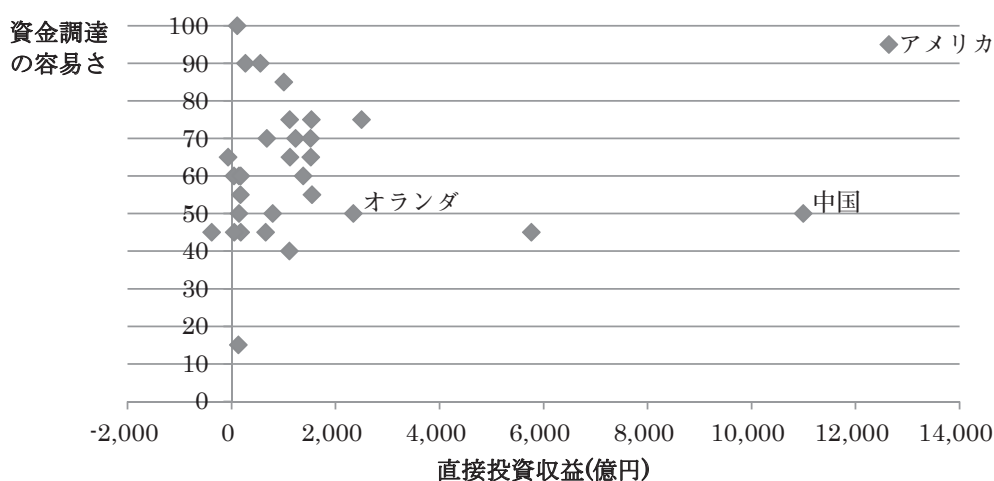
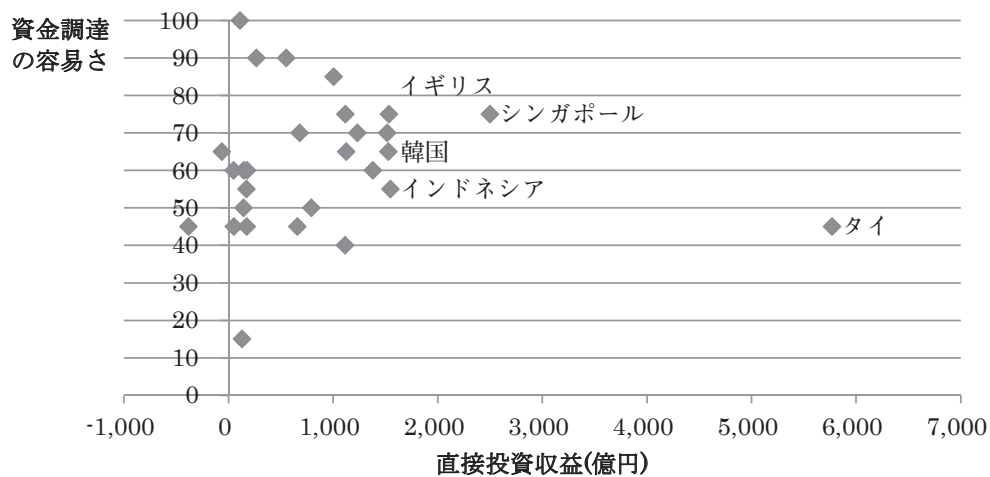


図 8-2 日本からの直接投資先別の収益と資金調達の容易さ
（除く、収益上位 3 カ国）（相関係数 -0.003 ）



易であるとは言えないことが見て取れる。

図8-1は、日本からの直接投資先別の収益（二〇一六年）と直接投資先の資金調達の容易さとの相関を見るための散布図となる。図8-2は、図8-1から収益での上位三カ国（アメリカ・中国・オランダ）を除いて描きなおした散布図となる。この図から、日本が比較的多くの直接投資収益を得ている国であっても、現地での資金調達が容易ではないことが見て取れる。

以上より、現状での日本の対外直接投資は、外部金融依存度の低い業種に比較的偏っている。また日本の対外直接投資先は残高・収益ともに規模が比較的大きな国であっても、現地での資金調達が容易ではないことがわかる。そこで現状からは、本国と直接投資先の国とのあいだで、企業内部での資金の融通が容易となれば、直接投資収益率を上げることのできる可能性がある。さらには、資金調達が容易ではない、直接投資受入先現地での資金調達を補完する方策を講じていくことで、現状では残高・収益で見て比較的少ない、外部金融依存度の高い業種や、現地での資金調達が容易でない国への直接投資を増やしていける余地が残っているとと言える。

- (1) 『平成29年版通商白書』^{p.23}では国際収支の発展段階説を引き合いに出し、一九九〇年代と比較して貿易収支黒字が縮小し、第一次所得収支黒字が増加している日本を、「成熟した債権国」の経常収支の稼ぎ方に近づいている傾向があるとしている。
- (2) 第一次所得収支には、投資収益のほか、雇用者報酬と、投資収益・雇用者報酬に分類されない、その他第一次所得という項目がある。
- (3) 二〇一四年の直接投資収益率を求めるのに必要な、二〇一三年末時点での直接投資残高は、二〇一四年末時点の直接投資残高から、二〇一四年の直接投資フローを差し引いて求めた。

- (4) 日本銀行から公表されているデータによると、インド向けの化学・医薬業での直接投資は、二〇一五年末の残高が〇億円に限りなく近い金額であるにも関わらず、二〇一六年には多大な収益（八十三億円）をあげていることになっている。そこでインドの化学・医薬業の二〇一六年における直接投資収益率は、推計の際には除いている。
- (5) 外部金融依存度として、表1には鉄（業）の値（〇・二六）を、表2には非鉄（業）の値（〇・一八）を、表3には金属（業）の値（〇・〇八）を用いた。

参考文献

- 経済産業省（二〇一六）『平成29年版通商白書』
- 塩田隼士・笠原滝平・中道紘一郎（二〇一六）「日本の対外直接投資の動向」『マンスリー・トピックス』No.048、内閣府。
- 横溝えりか（二〇一五）「直接投資収益と資金調達」『大東文化大学紀要 社会科学編』第五三号、p.125-141。
- R.S.Kroszner, L.Laeven and D.Klingebiel (2007) “Banking crisis, financial dependence, and growth”, *Journal of Financial Economics* 84, p.187-228.
- R.G.Rajan and L.Zingales (1998) “Financial Dependence and Growth”, *The American Economic Review*, Vol.88, No.3 (June) p.559-586.

「戦争体験・記憶」の継承をめぐるポリティクス

—— 戦後七〇年 関連テレビ番組の内容分析を中心に ——

米 倉 律

1. 問題の所在

第二次世界大戦の直接的な経験者が高齢化しその数が減少するなか、「戦争体験・記憶」を次世代にどう継承していくのかということが社会的な課題として議論されるようになってすでに久しい。「戦後七〇年」の節目にあたる二〇一五年には、戦後生まれ世代の割合が人口の八割を超え、逆に敗戦時に一〇歳以上だった人の割合は八%以下になった。また、広島・長崎の原爆による被爆者の平均年齢が八〇歳を超えるとともに、広島・長崎に原爆が投下された日付について正しく答えられない人が七割程度に上っている（政本二〇一五）。

新聞やテレビによる戦争・終戦関連報道においても「戦争体験・記憶」の「継承」が大きなテーマとして扱われるようになっていく。日本では広島・長崎の原爆の日や「終戦記念日」の八月一五日の前後の時期に、マス・メディアが戦争・終戦関連のテーマを集中的に報道することが慣例化しており、「八月ジャーナリズム」とも呼ばれるが（佐藤二〇一四）、それでも「継承」は近年における最もポピュラーな主題である。二〇一五年（戦後七〇年）八月前半（二日～一五日）のテレビ番組（地上波・全国放送）を例にとると、NHK、民放は計四四本の戦争・終戦関連番組を送っているが、そのうちの半数近い番組がテーマとして「継承」を扱っていた。

それではこれらの番組は、戦争に関わるどのような人達の体験や記憶をどのように継承しようとしているのだろうか。言うまでもなく戦争体験は、激戦地における戦闘や原爆投下による被爆体験などがそうであるように、極限的で過酷であるとともに殆どの場合において固有のものであるがゆえに、それらを表象したり他者と共有したりすることの困難性（表象不可能性、理解不可能性、伝達不可能性）^①がかねてから指摘されてきた（浜二〇〇五）。こうした困難性は、戦争を同時代のものとして何らかの形で体験した世代から、戦争を体験していない戦後生まれの世代へと世代を超えて継承しようとする際にはより大きなものとなるはずである。さらに、戦争や終戦に関わる体験や記憶は多種多様であって、そのすべてを「継承」することは無論不可能である。言いかえれば、新聞やテレビ、映画などのマス・メディアによって、また教科書や博物館・資料館などを介して、戦争・終戦に関する「体験」や「記憶」のある部分は継承されていくが、別の部分は継承されることなく忘却されていくことになる。そこには「戦争体験・記憶」をめぐる選択や排除のプロセスが存在し、さらにそうしたプロセスの背後には政治社会的な力学（＝ポリティクス）が作用していると考えられる（伊藤二〇〇二）。従って、「戦争体験・記憶」の継承は「その時々々の時代背景や社会状況との相

互関係や、共同体や国家の歴史叙述との相関、共同、対立、批判」といった諸要素が相互に絡み合った複雑なプロセスとして理解するべきであるといえる（宋二〇一一）。このように考えるならば、テレビの終戦関連番組が、そもそも表象し理解し伝達することが困難な「戦争体験・記憶」をいかにして継承しようとしているのか、またそのプロセスにおいて「戦争体験・記憶」をどのように選択／排除しているのか、そしてその結果としてどのような種類の「戦争体験・記憶」が継承される／されないのかといった諸点が検証され明らかにされる必要がある。

本稿では、このような問題意識に立ち、最初に「戦争体験・記憶」とメディアとの関係性について先行研究を参照しながら検討し（二節）、そのうえで「戦後七〇年」の節目の年であった二〇一五年八月に放送された終戦関連のテレビ番組の中から「継承」をテーマとした番組を対象とした内容分析を行う。まず分析対象となる番組群を抽出し、その概要を整理・検討する（三章）。そして、いくつかの番組を取り上げながらその内容・演出の特徴や傾向を分析し（四節）、最後に問題点や課題を考察する（五節）。

2. メディアに媒介される「戦争体験・記憶」

(1) 「戦争の記憶」研究とメディア表象

戦争を主題として扱う日本の歴史社会学的研究において、一九九〇年代半ばに大きな転換があったことを指摘する論者は多い。それは戦争についての直接的「体験」を出発点または前提にした研究から、戦争の「記憶」およびその共有や継承を問題とする研究への転換であった。エヤル・ベン・アリはこの転換について、歴史学や社会学の領域に

おける世界的な「記憶論—記憶研究」の興隆を背景とした「日本版『記憶ブーム』」と特徴づけている(ベン・アリ二〇一〇…六頁)。また野上元(二〇一二)は、イアン・ブルマ『戦争の記憶—日本人とドイツ人』の翻訳(一九九四年)、雑誌『現代思想』の「戦争の記憶」特集(一九九五年一月号)、高橋哲哉『記憶のエチカー戦争・哲学・アウシュヴィッツ』(一九九五)、富山一郎『戦場の記憶』(一九九五)など、「記憶」をキーワードにした研究成果が一九九五年前後に相次いで発表されたことに注目する。野上によれば、これらは「敗戦より五〇年という時間の経過において、戦争の経験に関する諸観念を『記憶』という用語において統括しようとする動き」であり、「過去の戦争の経験が、もはやその当事者でないことを自明の前提とするところから対象化され分析されるようになった」ことの帰結である(野上二〇一二…二三九頁)。加藤典洋『敗戦後論』(一九九五)の刊行に端を発する「歴史主体論争」をはじめとする、日本の戦争責任や戦後処理への評価、従軍慰安婦問題、歴史教科書問題などをめぐる一連の動向や議論(歴史修正主義の台頭、歴史認識問題)も「戦争の記憶をめぐる論争」(岩崎二〇〇二…二六五頁)として捉えることができる⁽²⁾。

「記憶論的転回」とも呼ばれる、こうした戦争の「記憶」のあり方を焦点化する研究や社会的議論にとって重要な意味を持つ対象領域のひとつがメディア表象である。なぜならば岩崎稔・長志珠絵(二〇一五)が指摘するように、戦争の「記憶」の位相が戦争経験者らによって直接的に伝えられる「コミュニケーション的記憶」という位相から、そうした直接の当事者がもはや不在となるなか、もっぱら文化的表現物を介して再生産される「文化的記憶という位相」へと変位しているからである。この「文化的記憶」とは、近年の「記憶」研究の欧州における中心的論客の一人であるアライダ・アスマンが提唱する概念である。アスマンによれば「文化的記憶」とは、人々の日常的な相互作用の中で生じ、同時代で共有されるような「コミュニケーション的記憶」とは異なつて、メディアによって媒介される

ものであり、各種のメディアやそれに基づく文化的実践がなければ世代や時代を超えて継承され得ない種類の記憶である（アスマン 一九九九Ⅱ二〇〇七・三三頁）。ここでいうメディアには、新聞、雑誌、テレビ、映画、広告といったマス・メディアだけでなく、詩や小説などの文学作品、歴史教科書、博物館・資料館などにおける各種の展示、さらには戦争に関連する儀式や記念碑、祭典など様々なものが含まれる（森村敏己 二〇〇六・一九頁）。そして、こうした様々なメディア表象を対象にした歴史社会学的研究においては、メディア表象を通じた戦争像の再構成という方向ではなく、その中に表れている『戦争観』に注目し、戦後の過程におけるその『推移』や『相克』に関心」の力点が置かれている（成田 二〇一五・八頁）。それはメディア表象の中に『戦後』の作為を見出し、この検証を通じて戦後の戦後性を解明し戦後の歴史化」を図る試みでもある。

このようなメディア表象を対象とした「戦争体験・記憶」の研究には、すでに多くの蓄積がある。メディア史研究者である福岡良明による一連の研究はその代表的なものである（福岡 二〇〇六、二〇〇七、二〇〇九）。例えば、福岡は『「反戦」のメディア史——戦後日本における世論と輿論の拮抗』において、『きけわだつみのこえ』『ひめゆりの塔』『ビルマの豎琴』といった代表的な反戦文学（映画）の受容のされ方を分析することで、戦後における戦争（反戦）をめぐる世論の動向を読み解いている。広島・長崎の「被爆体験」についても、その記憶がメディアにおいてどのような表象され、語られているかを分析した研究は数多い（例えば、奥田 二〇一〇、柴田 二〇一五、福岡・山口・吉村 二〇一二など）。また、写真や歌、マンガ、アート、博物館・資料館、記念碑など、より多様なメディア表象を対象に「戦争の記憶」とその背後にある政治社会的力学を読み解こうとする試みも少なくない（森村編 二〇〇六、関沢編 二〇一〇、古市 二〇一三、テッサ・モーリス・スズキ 二〇一四、金子 二〇一二など）。しかし、テレビ番組を対象とした研

究は多くない。同じ映像メディアでも、映画やアニメ作品などと異なり、テレビ番組の場合、特に古いものの多くが保存されていないか、あるいは保存されていたとしても研究に活用し得るような環境整備（番組アーカイブの公開など）が遅れてきたという事情があるからだ。少数の例外として、従軍慰安婦問題を扱ったNHKの番組の改変問題を取り上げた崔銀姫（二〇〇九）、戦争責任問題についてテレビドキュメンタリーがどう取り上げてきたかを分析した東野真（二〇一一）、歴代のNHKのドキュメンタリーが戦争をどう表象してきたかを検討した桜井均（二〇〇五）などがあるが、体系的かつ実証的な研究は、放送番組のアーカイブ整備・公開が徐々に進み始めるなかで、ようやく緒についたばかりという状況である。

（2）テレビと社会的（集合的）記憶

それでは社会的（集合的）記憶を生成し、媒介するメディアの中で、テレビはどのようなものとして位置づけられるだろうか。一九二〇年代に「集合的記憶」の概念を提起したモーリス・アルヴァックスは、その古典的著書『集合的記憶』において、「記憶」を純粋に個人の心理的現象として説明するのではなく集合的な現象として捉えた（アルヴァックス、一九八九）。記憶に関する理解を個人主義的・心理主義的なものから間主観性の次元に開いたとされるアルヴァックスの記憶理論の要諦は、記憶が常に「社会的枠組み」によって条件づけられているというものであった。アルヴァックスによれば、どのような個人であっても、家族、職場、地域コミュニティ、宗教的コミュニティ、国家などの集団に所属しているのであり、そうした集団の内部に存在する思考様式、価値体系、解釈図式などの社会的な準拠枠を通じて、個人は過去の出来事を時間・空間の中に位置づけ、意味づけ、物語化していく。言いかえれば、記

憶は集団によって生まれ、集団は記憶によって生まれるのである（安川二〇〇八）。

記憶をこのように社会的・集合的な枠組みにおいて捉えるならば、現代社会における集合的記憶の生成および媒介プロセスにとってマス・メディア、とりわけテレビは大きな位置を占めていると考えられることができる。日本では一九五三年に放送が始まったテレビは、一九七〇年代までに一〇〇%近くの世帯に普及し、多くの人びとによって視聴されることを通じて政治や社会、文化等の各領域において大きな影響を与えるメディアとなってきたからである。⁽³⁾

国民一人当たりのテレビ視聴時間は、一九七〇年代には一日三時間半前後に達し、インターネットが台頭して若年層を中心にテレビ離れが進んでいるといわれる今日においてもなお一人当たりの平均視聴時間は三時間半前後という水準を維持している。高い普及率と長時間の視聴状況によって、テレビは国内外で起こるニュースや出来事を数百万〜数千万という多くの人びとが同時に体験し、その視聴体験の記憶を共有するメディアとなっている。そして結果として、戦中・戦後の歴史上に生じた多くの出来事がテレビ視聴を通じて経験され、それらに関する知識やイメージがテレビを介して形成されてきた（小林、西田二〇一二）。

このテレビ視聴を通じた集合的記憶の生成においては、次の二つの大きな特徴がある。第一は、映像メディアとしてのテレビのメディア特性ゆえに、テレビ視聴を通じた集合的記憶は、テレビ番組が映し出した映像（および音声）とともに記憶されることになる点である。例えば、多くの人びとにとって、二〇一一年三月の東日本大震災は、三陸沿岸に押し寄せる津波や原発事故の映像とともに、また二〇〇一年九月の米同時多発テロ事件（九・一一）は、ニューヨークの国際貿易センタービルに旅客機が突入する映像とともに記憶されているだろう。あるいはさらに過去にさかのぼり、皇太子ご成婚（一九五九年）、六〇年安保（一九六〇年）、東京オリンピック（一九六四年）、浅間山荘事

件（一九七二年）といった日本の戦後史・現代史を画してきた数々のニュースや事件などについても同様に、テレビ報道の映像とともに記憶されているだろう。また、戦中や終戦直後、あるいは一九六〇年代以前の出来事に関するイメージが一般に「モノトーン」の情景とともに想起されるのは、それらの出来事を撮影・記録したテレビ番組（又はニュース映画、記録映画など）がカラー放送ではなくモノクロ放送の時代のものだったためだと考えられる。

第二は、放送メディアが「ナショナルなメディア」であるということに深く関わっている。放送は、電波という有限希少な資源を用いる事業であり、また社会的影響力が強いことを理由に「公共性」が高いメディアと見なされ（長谷部、一九九二）、それゆえに日本のみならず世界の多くの国々において他のメディアにはない内容規制・所有規制、免許制など多くの公的規制や法制度が整備されてきた。このように電波行政という形で経営・事業面を公権力に監理・監督されるのみならず、編成・内容面においても公的規制の対象となってきたことによって、放送メディアは近代の国民国家の成立と一体となった集合的記憶の公的な編成のプロセスに歴史的に深くコミットさせられてきたといえる。この点は、活字メディア（出版、新聞）などの他メディアにおいてはあまり見られない、放送メディアの持つ特殊な性質である。このようなテレビを通じた集合的記憶の公的な編成のあり方について、伊藤守（二〇〇二）は「権力や利害関心に基づく特定の記憶や歴史像のヘゲモニックな調達のプロセス」であると特徴づけながら次のように言う。

それは、外部の政治的組織や種々の団体の圧力、さらには「国民感情」といった目に見えない社会的圧力など、メディアをめぐる複雑な関係、さらにはテレビ局内部の幾つかの部局の対抗関係など、さまざまな社会的エージェ

ント間の動的な闘争と交渉の過程を通じて、時には個々の記憶のあからさまな排除や隠蔽さえも行われる権力行使の過程であるとともに、他方ではそこに対抗的な記憶もまた生成する、せめぎあうプロセスなのである（伊藤二〇〇二：一五五頁）。

放送メディアが持つこのような特性を踏まえながら、次節以降では、「戦後七〇周年」の節目にあたった二〇一五年八月に放送された戦争関連番組を題材にしながら、テレビが第二次大戦に関するどのような体験・記憶を継承しようとしているのか、その結果、戦争に関するどのような集合的記憶が編成されていくのかについて分析を行う。

3. 社会的課題⁴として主題化される「継承」

戦後七〇年の節目にあたる二〇一五年八月の一日～一五日のあいだに、NHK、民放（地上波、全国放送）は計四四本の戦争・終戦関連の番組を放送している。⁴四四本という数は、戦後放送されてきたテレビの「八月ジャーナリズム」の中でも戦後五〇年にあたった一九九五年の四六本に次いで二番目に多い。この四四本の番組のうち「戦争体験・記憶」の「継承」を、テーマもしくはコンセプトとしている番組は二一本と全体の約半数を占めている（表1）。⁵二一本の番組の放送時間を合わせると計一六二三分（二七時間超）にのぼっている。番組ジャンルではドキュメンタリーが一六本、情報番組が二本、式典中継が一本で、ドキュメンタリーが多数を占めている。

これらの番組の多くに共通しているのが、「戦争体験・記憶」の「継承」が社会的課題となっていることを強調し

表1. 「継承」をテーマ・コンセプトにした番組一覧 (2015年8月1日～15日) (NHK・民放／地上波全国放送)

局	放送日	放送時間	タイトル	番組ジャンル
TBS	8月1日	14時～15時23分	戦後70年～千の証言 「戦場写真が語る沖縄戦隠された真実」	ドキュメンタリー
日テレ	8月1日	13時30分～14時55分	戦後70年特別番組 「いしぶみ～忘れない。あなたたちのことを～」	ドキュメンタリー
NHK	8月2日	21時～21時49分	NHKスペシャル 「密室の戦争～発掘・日本人捕虜の肉声～」	ドキュメンタリー
TBS	8月2日	14時～15時	戦後70年～千の証言 「女達の赤紙」	ドキュメンタリー
日テレ	8月3日	0時55分～1時55分	ドキュメント'15 「平和宣言70年 ～ヒロシマは語る～」	ドキュメンタリー
日テレ	8月4日	21時～22時54分	戦後70年特別番組 「櫻井翔&池上彰 教科書で学べない戦争」	ドキュメンタリー
NHK	8月5日	19時30分～19時58分	クローズアップ現代 「ヒロシマの声が届かない～被爆70年 語りの現場で何が」	情報番組
NHK	8月6日	0時10分～0時40分	NEXT 未来のために 「ヒロシマに生まれて～被爆者と高校生たち」	ドキュメンタリー
NHK	8月6日	19時30分～20時35分	NHKスペシャル 「きのご雲の下で何が起きていたのか」	ドキュメンタリー
NHK	8月7日	2時20分～3時35分	ヒバクシヤからの手紙	ドキュメンタリー
TBS	8月6日	8時～8時40分	被爆から70年千の証言 「広島平和記念式典中継～記憶の継承」	式典中継
NHK	8月9日	21時～21時49分	NHKスペシャル 「“あの子”を訪ねて～長崎・山里小被爆児童の70年～」	ドキュメンタリー
TBS	8月9日	8時～11時30分	サンデーモーニング 「千の証言スペシャル～被爆70年ナガサキから」	情報番組
テレ朝	8月9日	1時55分～3時20分	ザ・スクエーズスペシャル 「終戦70年特別企画 原爆 70年目の“真実”」	ドキュメンタリー
テレ朝	8月10日	2時55分～3時25分	テレメンタリー 2015 「シリーズ戦後70年(8) 宿命～トルーマンの孫として～」	ドキュメンタリー
テレ朝	8月11日	2時55分～3時25分	テレメンタリー 2015 「シリーズ戦後70年(9) 爆心地から世界へ」	ドキュメンタリー
NHK	8月11日	19時30分～20時43分	NHKスペシャル 「アニメドキュメント あの日、僕らは戦場で～少年兵の告白～」	ドキュメンタリー
テレ朝	8月14日	19時～20時54分	スーパージヤンネルSP 「終戦70年特別企画 いま、言い伝えるべきこと～70年目の証言」	情報番組
TBS	8月15日	18時50分～20時54分	戦後70年～千の証言 「私の街も戦場だった」今伝えたい家族の物語」	ドキュメンタリー
フジ	8月15日	19時～23時10分	私たちに戦争を教えてください	ドキュメンタリー

ている点である。例えば、日本テレビの『戦後七〇年特別番組「教科書で学べない戦争」』（八月四日）は、次のようなコンセプトを掲げている。

ことし、日本は戦後七〇年を迎えます。「戦後七〇年」は、これまでの五〇年、六〇年とは全く違った重みを持ちます。終戦時に生れた方が七〇歳。戦争の記憶が確かな方々は八〇歳を超えています。戦争を知る世代が少なくなる中、戦争を知らない世代が「あの時、何が起きたのか？なぜ、起きたのか？」ということを知ることとはとても大切です。番組では、誰もが手にした教科書を入り口にして、「教科書では学べない戦争」の真実をお伝えします。⁽⁶⁾

また、フジテレビの『終戦七〇年ドキュメンタリー「私たちに戦争を教えてください」』（八月二五日）は、サブタイトルに「いま、会っておかなければいけない人がいる 今日、聞いておかなければいけない声がある」という文言を掲げ、放送目的について次のように説明している。

現代は親、子、孫、三世代に渡り戦争を知らない時代です。そして、一方で戦後七〇年ということは当時、二〇歳だった青年たちが九〇歳。戦争を目の当たりにした人々はまもなくこの日本からいなくなってしまう。……本や資料映像で手に入る知識ももちろん大切なものではありません。しかし、実際に体験した人々からお話を聞く機会は日一日と減っており、一方でそこから得られるものは計り知れません。だからこそ、この七〇年の節目にフジ

テレビはこの番組をお届けします。⁽⁷⁾

このように多くの番組が、戦争を直接的に体験した世代が高齢化し、減少する中で、「戦争を知らない世代」が戦争体験・記憶を継承することが、重要かつ急を要する社会的課題となつていることを強調している。「戦後七〇年」のタイミングを「戦争を語り継ぎ、記録することができる最後の機会」としてメディアが捉え、新聞、テレビを問わず「継承」がいわば「キャンペーン」的に展開されたのである。そうした「キャンペーン」のなかでも最も大掛かりなものが毎日新聞とTBSが共同プロジェクトとして行つた「千の証言」である。「千の証言」プロジェクトは、ハガキやインターネットの投稿フォームで戦争体験者の証言を募り、毎日新聞の記事（活字）とTBSの番組（映像）の形で記録に残すという試みであつた。同プロジェクトのHPによれば、その目的は「戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代に伝えていく」ことであり、「戦争体験者の高齢化につれ、戦争の記憶が風化していく中、戦争にまつわる証言を記録し、未来への『道しるべ』として残していく試み」である。プロジェクトでは最終的に千六百件を超える証言が集められ、多くが新聞記事やテレビ番組、インターネット、および書籍の形で紹介された（砂間二〇一六）。TBSのテレビ番組だけでも約四〇本が放送されており、今回分析対象としてゐる八月前半においても五本の番組が放送されている。『戦後七〇年く千の証言く戦場写真が語る沖縄戦隠された真実』（八月一日）、『戦後七〇年く千の証言「女達の赤紙」』（八月二日）、『被爆から七〇年 千の証言「広島平和記念式典中継く記憶の継承」』（八月六日）、『サンデーモーニング・千の証言スペシャルく被爆七〇年ナガサキから』（八月九日）、『戦後七〇年く千の証言く私の街も戦場だつたII 今伝えたい家族の物語』（八月一五日）である。

これらの「継承」をテーマにした番組の多くに共通する点として、「戦争体験・記憶」を特に高校生や大学生など一〇代〜二〇代の若年世代にどう継承していくかを大きな課題として掲げていることが挙げられる。この「継承」と「世代」の関係性に関して成田龍一（二〇一五）は、斉藤美奈子（二〇一二）の議論を援用しながら戦争に関する世代を次の三つに分類している。すなわち、(A)戦争の直接的な経験者（当事者）、(B)「親の戦争体験を一次情報として聞かされた」経験を持つ「戦後第一世代」、そして(C)「学校教育やメディアを通して再編された戦争しか知らない」「戦後第二世代」である。この場合、(B)の「戦後第一世代」は一九四五〜六〇年代生まれ、(C)の「戦後第二世代」は一九七〇年代以降の生まれであるとされる。しかし、(C)の「戦後第二世代」も一九七〇年代の生まれの場合にはすでに四〇歳代に達しており、年齢的には現在の高校生・大学生の親世代となりつつある。従って、現在の若年世代は(C)の「戦後第二世代」の子世代にあたる「戦後第三世代」というべき世代であるといえる。そして、「継承」をテーマにした番組の多くにおいて、「戦争体験・記憶」の継承主体として想定されているのは、この「戦後第三世代」である。こうした構図は多くの番組に見出される。例えば、先にも挙げたフジテレビの『終戦七〇年ドキュメンタリー「私たちに戦争を教えてください」』（八月一五日放送）は、戦争がどのようなものだったのかについて、戦争を「実際に体験した人々に会い、話を聞き、世の中に伝えることを使命」とするとし、そのために「若手俳優たちが現代の若者の代表として、全国の戦争体験者の住まいを訪ね、その凄まじさを肌身で」感じるという演出方法を採用している。番組で「戦争を知らない世代」を代表するのは小栗旬、松坂桃李、福士蒼汰、有村架純、広瀬すずという五人の人気若手俳優であり、その起用理由について番組HPは彼らが「今最も影響力のある若者」だからと説明している。また、NHKが八月六日に放送した『NEXT 未来のために「ヒロシマに生まれて」被爆者と高校生たち』も同様に、

戦争の直接的な経験者（Ⅱ当事者）から若年世代への「継承」をテーマにした番組である。番組では広島の原爆被爆者の証言をもとにラジオ・ドキュメンタリーを制作する高校生達を取り上げている。広島の被爆者の平均年齢が八〇歳を超え、毎年数千人が亡くなっていくなか、広島市内の五日市高校放送部では、毎年のテーマとして被爆者の証言を元にした番組を制作している。そして制作のプロセスで被爆者達の壮絶な体験に向き合い、その語りを後輩たちへ受け継いでいこうとする高校生達の姿が描かれている。このように「戦争体験・記憶」を若年世代にどう「継承」していくか、ということが多くの番組において社会的課題として主題化されていることが分かる。

4. 「継承」における選択と排除

(1) アメリカとの戦争（Ⅱ「太平洋戦争」）に縮減される「戦争体験・記憶」

では、これらの番組では、どのような種類の「戦争体験・記憶」が「継承」されるべきものとして扱われているのだろうか。あるいは逆に、「戦争体験・記憶」のうち番組で取り上げられることがない（または少ない）ものがあるとするれば、それはどのようなものだろうか。ここではまず、各番組においてどのような場所（都市、国）が登場しているかという点から見てみたい。表2は、「継承」をテーマとした二一本（表1参照）の番組について、番組の主要な「舞台（Ⅱ取材地・撮影地）」を抽出した結果である。一つの番組で主要な舞台が複数登場する場合は複数カウントしている。また、日本国内については都道府県名を、国外については国名をカウントした（アメリカのみ「本土」とハワイやアラスカなど「本土以外」を区別した）。これをみると、国内で登場回数が最も多いのは広島で一回、次に長崎と沖

表 2. 番組に登場する場所

地名		登場回数
国内	広島	11
	その他（都道府県）	11
	長崎	3
	沖縄	3
	鹿児島	2
国外	アメリカ（本土）	4
	アメリカ（本土以外）	2
	パプアニューギニア	2
	フィリピン	2
	ミャンマー	2
	中国	2
	オーストラリア	1
	パラオ	1

※国内は都道府県、国外は国名
（アメリカは「本土」と「本土以外」を区別）

縄が三回で並び、鹿児島が二回となっている。「その他（都道府県）」は一一回あり、その内訳は青森、福島、埼玉、東京、神奈川、長野、愛知、新潟、大阪、兵庫、鳥取で、すべて一回ずつであった。一方、国外はアメリカ（本土）が最も多く四回、以下、アメリカ（本土以外）、パプアニューギニア、フィリピン、ミャンマー、中国が各二回であり、オーストラリア、パラオは各一回であった。

この結果からは、「継承」をテーマとした番組の内容について、幾つかの傾向を読み取ることができる。第一は、「戦争体験・記憶」の「継承」というときの「戦争」が、主としてアメリカとの戦争（Ⅱ太平洋戦争）を意味しているということ、第二は、「継承」されるべきものとして取り上げられる「戦争体験・記憶」において、日本および日本軍の「加害性」よりも「被害性」が多くのウェイトを占めているということである。

第一の点から、番組に登場する場所（都市）（表2）を手がかりに「国内」「国外」に分けてさらに詳しくみていく。「国内」で最も登場回数の多い広島と次に多い長崎は、ともにアメリカによる原爆投下とその結果としての被爆の問題をテーマとした番組において登場している。表1にリストアップした、「継承」をテーマまたはコンセプトとした二〇一本の番組のうち原爆・被爆を扱ったいわゆる「原爆もの」の番組は半数以上の一一本

に上る。「原爆もの」のうちの一本である『NHKスペシャル「あの子」を訪ねて〜長崎・山里小被爆児童の七〇年〜』では長崎のほか、兵庫と埼玉も舞台として登場するが、いずれも存命の被爆児童の現在の居住地として取材・撮影地になっている。また、長崎とともに三回登場する沖縄は、いずれも沖縄戦をテーマにした番組で登場している。言うまでもなく、沖縄戦も戦争末期の一九四五年三月〜六月に、沖縄に上陸したアメリカ軍を主力とする連合軍と日本軍との間で行われた戦いである。番組に登場するその他の場所（都道府県）も、その殆どはアメリカとの戦争（＝太平洋戦争）に関連する脈絡において登場している。例えば、登場する国内の場所（都道府県）の数が最も多い『戦後七〇年〜千の証言 私の街も戦場だったⅡ 今伝えたい家族の物語』（TBS・八月一日）では、主たる舞台として被爆地としての広島以外に、東京、愛知、鹿児島、鳥取、青森が登場する。このうち東京は、アメリカ軍による空襲に関するエピソードの他、北区内にあった軍需工場でアメリカを標的とした風船爆弾が製造されていたというエピソードにおいて、愛知も、同じく豊川市にあった海軍の砲弾を製造する軍需工場があった場所として取り上げられている。鳥取や青森もアメリカ軍による空襲に関連するエピソードの中で登場しているほか、鹿児島は戦争末期にアメリカ軍を対象とした奇襲攻撃で使用された特攻兵器（人間爆弾）である桜花をめぐるエピソードの主たる舞台である。

一方、「国外」では、登場回数が四回と最も多い国はアメリカ（本土）であるが、いずれも広島・長崎に投下された原爆の開発・製造を取り上げた番組において登場している。また、二回登場する「本土以外」のアメリカとは、ハワイとアリューシャン列島であるが、ハワイは日本軍による真珠湾攻撃に関連して、またアリューシャン列島は日本軍とアメリカ軍の戦闘の舞台として登場している。さらに、パプアニューギニア（二回）、フィリピン（二回）、ミャンマー（二回）、パラオ（一回）も、それぞれアメリカ軍（またはイギリス軍）との激戦の舞台として取り上げられてい

るほか、オーストラリア（一回）は連合軍の捕虜収容所のあった場所であり、日本兵捕虜を対象に主としてアメリカ軍によって行なわれた尋問を取り上げた番組（『NHKスペシャル「密室の戦争／発掘・日本人捕虜の肉声」』NHK、八月二日）において登場している。太平洋戦争（Ⅱアメリカ・イギリスとの戦争）と直接関係のない脈絡で登場しているのは中国（二回）のみである。中国が登場するのは、日本軍の従軍看護婦として招集された女性達を取り上げた『戦後七〇年千の証言スペシャル「女たちの赤紙」』（TBS、八月二日）と『スーパーJチャンネルSP「終戦七〇年特別企画いま、言い伝えるべきこと／七〇年目の証言」』の二番組であり、前者では従軍看護婦が送り込まれた前線のひとつとして旧満州国の奉天や瀋陽などが、また後者では日中戦争の初期において日本軍の慰問団として漫才や落語などの芸人達が大連や上海など中国各地に送り込まれた様子が描かれていた。

以上のように、「継承」をテーマ・コンセプトとした番組において取り上げられている「戦争」は、実際にはその殆どが「太平洋戦争」を意味しており、その内実は主としてアメリカ軍との戦闘やアメリカ軍による空襲や原爆投下に関わるものであることが分かる。ここには、「太平洋戦争史観」（吉田裕二〇〇五）ともいわれる戦争観が色濃く反映されているといえる。周知のように、第二次大戦期に日本が関わった戦争については「大東亜戦争」「十五年戦争」「日中戦争」「アジア・太平洋戦争」などさまざまな呼称があり、それぞれが戦争に対する歴史認識や政治的立場を反映していることもあつて様々な議論の対象となってきた（木坂一九九三、庄司二〇一一）。そして「太平洋戦争」という呼称については、戦後にアメリカ側が日本に普及させたものであり、アメリカの戦った戦争をアメリカの立場から正当化するための歴史観が現れているという点や、戦域を太平洋に限定しているために中国やその他アジア諸国での戦線や対日抗戦、日本による台湾・朝鮮に対する植民地統治などの諸要素が捨象されてしまうといった問題点がかね

てから指摘されてきた（吉田裕二〇〇五）。「戦争体験・記憶」の「継承」をテーマ・コンセプトとした番組の殆どが、実際にはアメリカとの戦争（Ⅱ「太平洋戦争」）だけを扱っているという事実は、中国やその他のアジア諸国における戦争に関する体験・記憶が「継承」の対象から選択的に捨象され、忘却されていく可能性があることを意味している。

（2） 前景化する「被害」

以上のような問題は、番組に登場する場所から読み取ることのできる第二の傾向、すなわち「継承」されるべきものとして取り上げられる「戦争体験・記憶」において、日本および日本軍の「加害」に関わるテーマよりも日本・日本人の「被害」に関わる事柄が大きなウェイトを占めているということとも深く関わっている。

この第二の点についても、番組に登場する場所からみていく。先に見たように「継承」をテーマまたはコンセプトとした二一本の番組には主たる取材地・撮影地として計四五の場所が登場する。このうち三分の二の三〇を「国内」（都道府県）が占めている。そしてこの国内の殆どの場所が、アメリカ軍による原爆投下や空襲に関連する番組で登場していた。つまり、これらの番組は、戦争における日本や日本人の「被害」の側面を主題として扱ったものである。そこではアメリカが開発した原爆という想像を絶する威力を持った兵器の「被害者」としての広島や長崎の被爆者たちの体験や記憶をどう次の世代に受け継いでいくのか、またアメリカ軍が日本各地の都市を標的に行った無差別爆撃（Ⅲ「空襲」）の「被害者」としての一般市民の体験や記憶をどう受け継いでいくのか、ということが番組のテーマとなっている。沖縄が登場する番組も基本的には同様の構造である。沖縄が登場する番組は三本あり、いずれも沖縄戦をテーマとして扱っている。そして三本のうちの二本（戦後七〇年千の証言「戦場写真が語る沖縄戦隠された真実」）TBS、

八月一日、『私たちに戦争を教えてください』フジテレビ、八月一五日）は、沖縄に上陸したアメリカ軍と日本軍とのあいだの激しい戦闘に多くの住民が巻き込まれたことについて生き残った住民の証言を元に再現し、振り返る内容である。残りの一本は、『NHKスペシャル「アニメドキュメント あの日、僕は戦場で少年兵の告白」』（NHK、八月一日）である。この番組は沖縄戦において一四〜一七歳の子供を中心とした「護郷隊」と呼ばれるゲリラ部隊が組織され、主として沖縄本島北部の山岳地帯で凄惨な戦闘を繰り返していたことを取り上げた番組である。この番組は日本・日本人の一方的な「被害者」としての側面を取り上げたものとは言えない。しかし、番組の公式HPが記すように番組に登場する少年兵たちは「陸軍中野学校の将校たちからゲリラ戦の訓練を受け」、半ば強制的に「身も心もゲリラ兵に変容させられていった」こと、「一億総特攻」に向けて、子どもが戦争に利用されていた」ことを描いた番組である⁽⁸⁾。従って、少年兵たちは日本軍によって戦争に動員され、利用された存在として取り上げられており、その意味では彼らも戦争の「被害者」として描かれているといっていだろう。

「国外」が主要な舞台として登場している番組ではどうだろうか。該当する番組はあわせて八本あるが、このうちアメリカ（本土）が出てくる番組（四本）は、前述の通りすべて「原爆もの」であるため、日本・日本人の「被害」の側面を扱った番組である。「原爆もの」以外で「国外」が登場する番組は、『NHKスペシャル「密室の戦争」発掘・日本人捕虜の肉声」』（NHK、八月二日）、『戦後七〇年 千の証言スペシャル「女たちの赤紙」』（TBS、八月二日）、『戦後七〇年特別番組「櫻井翔&池上彰 教科書で学べない戦争」』（日本テレビ、八月三日）、『スーパーJチャンネルSP「終戦七〇年特別企画 いま、言い伝えるべきこと」七〇年目の証言』』（テレビ朝日、八月一四日）、『私たちに戦争を教えてください』⁽⁹⁾（フジテレビ、八月一五日）である。これらの番組に登場し、「戦争体験・記憶」を証言する

戦争経験者たちは、元兵士、従軍看護婦達などいずれも日本軍の当事者・関係者である。従って、確かに彼ら・彼女らは、原爆や空襲の被害にあった市民のような一方的な「被害者」ではない。しかし、四本の番組で「継承」されるべき対象として扱われる「戦争体験・記憶」とは、その殆どが、彼ら・彼女らが前線や戦場において経験した過酷で極限的な体験・記憶である。彼ら・彼女らの多くは、戦況の悪化に伴う日本軍の非合理的な作戦や判断などによって運命を翻弄され、戦闘や行軍などにおける極限状況のなかで仲間を失ったり、生死をさまよったりし、辛うじて一命を取りとめるといった過酷な試練にさらされた存在として登場している。そして、彼ら・彼女らは、自ら戦闘や作戦の企画・立案に関わった当事者・責任者ではなく、上官・上層部の命令に従って従軍したり、戦闘で捕虜になったりした存在である。例えば、『戦後七〇年 千の証言スペシャル「女たちの赤紙」』では、戦時動員され日本軍とともに最前線まで同行した従軍看護婦達の数々の証言が紹介されるが、それらの証言で語られるのはインパール作戦のような無謀な作戦に同行させられて九死に一生を得たという体験や、病院船（氷川丸）で勤務中に機雷に触れて死を覚悟したといった体験である。また『スーパージチャンネルSP「終戦七〇年特別企画 いま、言い伝えるべきこと」七〇年目の証言』』では、「わらわし隊」と名付けられた慰問芸人団が中国各地を転戦する日本軍の慰問に回った様子が紹介されるが、それでも芸人達は日本兵の士気を高めるために軍によって都合よく利用された存在として登場しており、中には敵の銃撃によって犠牲になった芸人がいたことも明らかにされる。こうしてみると、彼ら・彼女らもまた、戦争・戦闘という「状況」の、あるいは戦争を遂行した日本政府または日本軍の「非合理性」や「横暴」による「被害者」として表象されていると見ることができる。

一方、日本および日本軍による「加害」に関わる問題を明示的・主題的に取り上げた番組は見当たらない。日本軍

による対米奇襲作戦である真珠湾攻撃や特攻隊による攻撃などを日本軍の「加害」と見做すならば数本の番組が該当するが、一般に第二次世界大戦における日本の「加害」の問題は、朝鮮半島や中国、東南アジア諸国などの人びとに向けられた搾取、組織的暴力、強制連行、殺害などの問題を意味する。そうした意味における「加害」の問題を扱った番組は一本もない^⑩。そのことは、先に見た番組の主要な舞台（取材地・撮影地）の中でアジア諸国が相対的に少ないこと、そしてアジア諸国が舞台である場合においても、その殆どは「太平洋戦争」の激戦地として登場していることにも表れているといえる。実は、このように番組の主要な舞台（取材地・撮影地）の中でアジア諸国が少なく、アジアにおける日本・日本軍の「加害」の問題が取り上げられないという点は、テレビの「八月ジャーナリズム」の歴史の中で首尾一貫した傾向というわけではない。例えば、戦後五〇年の一九九五年においては、アジアを主要な舞台とする番組が数多く制作され、しかもそれらの中には「従軍慰安婦」や七三一部隊による生物化学兵器開発の問題、在韓被爆者の問題など、「加害」の問題を主題的に扱ったり掘り下げたりする番組が数こそ多くないものの存在していた。詳細な検証は別稿に譲るが、そうした種類の番組が一九九五年前後に制作・放送されていた背景には、小熊英二（二〇〇二）の言う「第三の戦後」、すなわち一九九〇年代以降、アジア各国において日本の戦後補償や戦争責任を問う動きが相次ぎ、加害責任論が前景化されていた政治社会状況が深く関わっていたと考えられる。いずれにせよ、日本および日本軍による「加害」の問題を取り上げた番組が一本も見られないという点は二〇一五年のテレビの「八月ジャーナリズム」における際立った特徴のひとつである。

5. 結論

ここまでの分析から明らかになったことは次のようにまとめられる。

第一に、戦後七〇年の節目にあたった二〇一五年八月（前半）に戦争・終戦関連のテーマを扱ったテレビ番組においては、その半数近くが「戦争体験・記憶」の継承をテーマとして扱っていた。そして、戦争を直接経験した世代が高齢化し減少していく中、特に高校生や大学生など一〇代―二〇代の若年世代にどう継承していくかが大きな社会的課題として掲げられ、演出やキャスティング等においても若年世代の視聴者を意識して制作された番組が目立っていた。

第二に、これらの番組で「戦争体験・記憶」の継承というときの「戦争」は、殆どの場合においてアメリカとの戦争を意味していた（Ⅱ「太平洋戦争史観」）。そして番組で扱われるのは、主としてアメリカとの戦闘やアメリカ軍による空爆や原爆投下に関わるテーマであり、逆に中国やその他のアジア諸国との戦争（Ⅱ「日中戦争」「大東亜戦争」）に関わるテーマは殆ど扱われていなかった。

第三に、上記の二点目と関係しているが、番組において「継承」されるべきものとして取り上げられる「戦争体験・記憶」は、その殆どが原爆や空襲など日本・日本人が（アメリカとの）戦争によって被った「被害」に関するものであり、逆に「従軍慰安婦」や南京事件、関東軍の七三一部隊などに代表されるアジア諸国における日本・日本軍による「加害」や戦争責任に関する「体験・記憶」は殆ど登場していない。

これらの事実からはテレビの「八月ジャーナリズム」において作用している「戦争体験・記憶」の「継承」をめぐ

る選択と排除の力学を読み取ることができる。そしてそこに日本とアジア諸国ではなく日本とアメリカの関係に限定された「戦争」の「体験・記憶」が、また「加害者」ではなく「被害者」としての「体験・記憶」ばかりが「継承」されようとする深刻なバイアスが存在することを無視することはできない。もともと、戦争をめぐる言説や日本人の「戦争観」においてこうした傾向が見られることは、これまでもしばしば指摘されてきたことである（吉田二〇〇五、柿沼二〇〇五）。今回の分析の意義は、こうした傾向が戦後七〇年を経た近年のテレビ番組においても依然として同様に看取されること、また戦争全般に渡るテーマではなく「戦争体験・記憶」の継承という、近年社会的課題として重要視されているテーマにおいてもそうした傾向が顕著に存在しているばかりか、むしろより増幅されている可能性さえあることを示した点にある。

こうした背後にはどのような政治社会状況があるのだろうか。「戦後七〇年」をめぐる日本人の意識を、新聞各社の世論調査結果などを用いて検証した吉田裕（二〇一五）は、戦争に関する人々の意識に微妙な変化が生じていると指摘する。例えば、二〇一四年二―三月に朝日新聞が実施した世論調査によれば、日本の戦争について「アジアに侵略したから、よくなかった」が三七%、「日本が被害を受けたから、よくなかった」が一二%、「当時の国際情勢を考えると、やむを得なかった」が四二%という結果であったが、吉田は「やむを得なかった」という形で日本の戦争を「消極的に是認する人が多い」ことや「侵略戦争を断定することに対するためらいや反発を読み取ることができる」としている。また、二〇一五年三―四月に朝日新聞が実施した調査における「日本の政治家は、戦争などで被害を与えた国に、これからも謝罪のメッセージを伝え続けるべきだと思いますか。伝え続ける必要はないと思いますか」という質問も注目される。同質問への回答は「伝え続けるべきだ」が四六%、「伝え続ける必要はない」が四二%、で

賛否が拮抗している。このように、日本の戦争についての「やむを得なかった」論や、反省や謝罪の必要性は認めつつも、これ以上の反省や謝罪は不必要だとする割合が大きくなっていることは「二一世紀になってから現れてきた新しい現象」だとされる（吉田二〇一五・六一―六二頁）。こうした世論の動向は、二〇一五年八月一四日の「安倍首相談話」における「あの戦争には何ら関わりのない、私たちの子や孫、そしてその先の世代の子どもたちに、謝罪を続ける宿命を背負わせてはなりません。」という一節との関連を想起させる。このくだりは、日本が今後もはや戦争について「謝罪をしない」ということを首相が表明したものととして内外で議論の対象となったが、背後には吉田の指摘する「新しい現象」が存在していると考えられる。そして、テレビの「八月ジャーナリズム」における「戦争体験・記憶」の「継承」の対象として、「加害」に関わるものが殆ど扱われなくなっているという本稿で確認された傾向のうちにも、同様にこの「新しい現象」の影響を見出すことは難しくないように思われる。

今後の課題としては次の諸点が挙げられる。第一に、今回の分析では二〇一五年の八月（前半）に放送されたテレビ番組のみに対象を限定したが、テレビの「八月ジャーナリズム」の中で「戦争体験・記憶」の「継承」が主題化されるようになったのは決して最近のことではない。「継承」はいつ頃からテレビ番組においてテーマとして取り上げられるようになり、その後どのように展開されてきたのかを跡付ける作業が次の課題となる。そしてそこでは、今回確認された「継承」の内容・テーマをめぐるバイアスがどのようにして生じたのか、傾向の変化などが見られるのかといった点が明らかにされる必要がある。第二に、テレビ番組以外のメディア、例えば新聞、映画、文学、マンガ、アニメなどにおいて、「戦争体験・記憶」の「継承」は、歴史的にどのように主題化されてきたのか、また近年においてはどういう傾向があるのか、そしてそれらとテレビ番組とはどのように関係しているかという点を、すでに豊

富に蓄積されている先行研究等も参照しながら分析・検討することも課題である。また第三に、メディアにおいて展開されてきた「継承」をめぐる言説は、もとよりそれ自体として自立し完結した世界ではあり得ず、常に同時代の政治社会的な状況や世論の動向などを反映したり、相互に関連しあったりしているはずである。従って、今回その一端が明らかになったような「戦争体験・記憶」の「継承」において作用する選択と排除の力学（ポリティクス）の背景に、どのような同時代の諸要因が存在しているのか、またそれらとメディアの言説・表象との関係はどのようなものなのかについて、より詳細に検討していく必要がある。その際には特に、先述のようにテレビ番組において日本・日本軍による「加害」の問題が比較的多く取り上げられていた一九九〇年代と、それらが殆ど扱われなくなっている近年の状況とを詳細に比較検証することが不可欠な作業となるだろう。

注

(1) 浜日出夫は原爆の被爆体験について次のように言っている。「ヒロシマとは、それを体験した者にとっては語りえない出来事として、それを体験しなかった者にとっては、「分かった」と言うこと自体がそれを分かっていることを示してしまうような理解不可能な出来事として存在している。被爆体験を継承することの困難の根底には、この被爆体験の絶対的な表象不可能性、理解不可能性、伝達不可能性が横たわっている。」（浜二〇〇五・三四頁）

(2) 岩崎・長志（二〇一五）は、「一九八九年の冷戦終結以降、『記憶と忘却』という語彙を用いて歴史認識が問われる多くの局面が世界で同時に出現した」とし、その代表的なものとしてロシアの民族問題、東欧のユーゴスラビア内戦などを挙げ、それらと並ぶものとして東アジアにおける日本の「従軍慰安婦問題」を挙げている。

(3) 日本における国民一人当たりのテレビ視聴時間は、一九八〇年代までに一日平均三時間半以上に達した。近年、若年層を中心にテレビ離れが進んでいるとされるが、一人当たりの視聴時間は現在も三時間半以上の水準を維持しており、インター

ネットを含むメディア別の接触時間では今なおテレビが最も利用されているメディアである。

(4) ここでいう「番組」は特集番組、ドキュメンタリー、ドラマ等を指し、定時で放送されるニュース・情報番組は除外している。ニュースや情報番組においても特集やコーナーの形で戦争関連のテーマは数多く取り上げられているが、これらは含まれていない。但し、情報番組などで「終戦特集」「スペシャル」のような形で制作されたものについては対象に含めている。

(5) タイトル・サブタイトルにおいて明示的に「継承」がテーマとして掲げられているもののほか、内容的に番組の全体又は一部において「継承」が何等かの形で扱われているものをカウントした。

(6) 番組公式HP (<http://www.ntv.co.jp/sengo70/>)（二〇一七年一月一九日）

(7) 番組公式HP (http://www.fujitv.co.jp/sensou_oshiete/)（二〇一七年一月一九日）

(8) 番組公式HP (<http://www6.nhk.or.jp/special/detail/index.html?aid=20150811>)（二〇一七年一月一九日）

(9) 『戦後七〇年特別番組「櫻井翔&池上彰 教科書で学べない戦争」』（日本テレビ、八月三日）は原爆開発を扱ったパートにおいてアメリカ本土が登場するが、別のパートでパプアニューギニアが登場する。

(10) 沖縄戦については、沖縄の民間人が戦闘に巻き込み多くの犠牲を強いたという意味においては日本軍による「加害」の側面があると考えられることもできるが、沖縄は「日本国内」であって「日本・日本軍によるアジア諸国の人びとに向けられた加害」には該当しない。

文献

Assmann, A., 1999, *Erinnerungsräume. Formen und Wandlungen des kulturellen Gedächtnisses*, München: C.H. Beck アライダ・アスマン『想起の空間——文化的記憶の形態と変遷』安川晴基訳、水声社、二〇〇七年。

M・アルバックス、小関藤一郎訳『集合的記憶』行路社、一九八九年。

崔銀姫「公共の記憶とジャーナリズムの形骸化…戦時性暴力にかかわるドキュメンタリーをめぐって」『社会学部論集』四八、二〇〇九年。

エヤル・ベン・アリ「戦争体験の社会的記憶と語り」関沢まゆみ編『戦争記憶論——忘却、変容そして継承』昭和堂、二〇一〇年。
浜日出夫「集中するヒロシマ・分散するヒロシマ——ヒロシマの継承の可能性——」『日仏社会学会年報』第一五号、二〇〇五年。
原由美子・服部弘・斉藤健作「戦争をめぐるテレビ報道と国民の意識——戦後50周年テレビ報道比較研究から」『放送研究と調査』一二月号、一九九七年。

長谷部恭男『テレビの憲法理論——多メディア・多チャンネル時代の放送法制』弘文堂、一九九二年。

東野真「現代史ドキュメンタリーの展開——「戦争責任」をめぐる番組の分析から」『放送メディア研究』八号、二〇一一年。
保坂正康「ジャーナリストが『歴史』に向き合う能力とは何か」『月間民放』八月号、二〇〇六年。

福岡良明『「反戦」のメディア史——戦後日本における世論と輿論の拮抗』世界思想社、二〇〇六年。

福岡良明『殉国と反逆——「特攻」の語りの戦後史』青弓社、二〇〇七年。

福岡良明『「戦争体験」の戦後史——世代・教養・イデオロギー』中央公論社、二〇〇九年。

福岡良明・山口誠・吉村和真編著『複数のヒロシマ 記憶の戦後史とメディアの力学』青弓社、二〇一二年。

古市憲寿『誰も戦争を覚えてくれなかった』講談社、二〇一三年。

伊藤守「公共の記憶をめぐる抗争とテレビジョン」伊藤守編『メディア文化の権力作用』せりか書房、二〇〇二年。

岩崎稔「歴史学としての記憶と忘却の問題系」歴史学会編『現代歴史学の成果と課題』1980—2000年 歴史学における方法論的転回 青木書店、二〇〇二年。

岩崎稔・長志珠絵「『慰安婦』問題が照らし出す日本の戦後」成田龍一・吉田裕編『岩波講座アジア・太平洋戦争 戦後編 記憶と認識の中のアジア・太平洋戦争』岩波書店、二〇一五年。

柿沼肇『国民の「戦争体験」と教育の「戦争責任」——学習・研究のための序説——』近代文芸社、二〇〇五年。

金子淳「戦争観の形成と戦争展示……『熱い論争』と『冷やかな無関心』という落差をめぐる」『静岡大学生涯学習教育研究』一四、二〇一二年。

木坂順一郎「アジア・太平洋戦争の呼称と性格」『龍谷法学』第二五巻第四号、一九九三年。

小林直毅・西田善行「テレビアーカイブとしての『水俣』法政大学『社会志林』第五八巻第四号、二〇一二年。

河野謙輔・森口宏ほか「世界のテレビは戦後50周年をどう伝えたか」『NHK放送文化研究所年報』四一集、一九九七年。

エリス・S・クラウス・橋本明子「正義の戦争——アメリカにおける第2次世界大戦の記憶」『放送研究と調査』一二月号、一九九六年。

牧田徹雄「日本人の戦争と平和観・その持続と風化」『放送研究と調査』九月号、二〇〇〇年。

政木みき「原爆投下から七〇年 薄れる記憶、どう語り継ぐ」原爆意識調査（広島・長崎・全国）より『放送研究と調査』十一月号、二〇一五年。

森村敏己編『視覚表象と集合的記憶——歴史・現在・戦争』旬報社、二〇〇六年。

中田整一「あの戦争をいかに語り継ぐのか」『月間民放』八月号、二〇一三年。

成田龍一「現代社会の中の戦争像と戦後像」成田龍一・吉田裕編『記憶と認識の中のアジア・太平洋戦争』岩波書店、二〇一五年。
野上元「テーマ別研究動向（戦争・記憶・メディア）——議題設定の時代拘束性を超えられるか？——」『社会学評論』六二

（二）二〇一一年。

奥田博子『原爆の記憶——ヒロシマ／ナガサキの思想』慶應義塾大学出版会、二〇一〇年。

小熊英二『民主と愛国 戦後日本のナショナリズムと公共性』新曜社、二〇〇二年。

Nora, P. (ed.), 1998, *Realms of Memory*, vols 1-3, (trans.) A. Goldhammer. New York: Columbia University Press. ヌール・ノ

ラ編『記憶の場 フランス国民意識の文化』谷川稔監訳、岩波書店、二〇〇二年。

斎藤美奈子『戦争の語り方』『ちくま』二月号、二〇一二年。

桜井均『テレビは戦争をどう描いてきたか——映像と記憶のアーカイブス』岩波書店、二〇〇五年。

桜井均「テレビドキュメンタリーと戦争——何が描けなかったか」『月刊民放』八月号、二〇一四年。

佐藤卓己『増補 八月十五日の神話——終戦記念日のメディア学』ちくま書房、二〇一四年。

関沢まゆみ編『戦争記憶論——忘却、変容そして継承』昭和堂、二〇一〇年。

柴田優呼『『ヒロシマ・ナガサキ』被爆神話を解体する——隠蔽されてきた日米共犯関係の原点』作品社、二〇一五年。

庄司潤一郎「日本における戦争呼称に関する問題の一考察」『防衛研究所紀要』第一三卷第三号、二〇一一年。

砂間裕之「戦争体験はどうすれば伝わるのか——「千の証言」での工夫とメディアの責任」『新聞研究』No.七七四、二〇一六年。
テッサ・モリス・スズキ『過去は死なない——メディア・記憶・歴史』岩波書店、二〇一四年。

宋吉慶「戦争体験の継承をめぐる——「良識と正義の呼び声」——」坂部晶子訳『北東アジア研究』第二号、二〇一一年。
テレビ東京編『テレビ東京50年史』二〇一四年。

安川晴基「「記憶」と「歴史」——集合的記憶論における一つのトポス」『藝文研究』九四号、二〇〇八年。

吉田裕『日本人の戦争観——戦後史のなかの変容』岩波書店、二〇〇五年。

吉田裕「加害の『忘却』と日本政府」、森村敏己編『視覚表象と集合的記憶——歴史・現在・戦争』旬報社、二〇〇六年。

吉田裕「せめぎあう歴史認識」成田龍一・吉田裕編『記憶と認識の中のアジア・太平洋戦争』岩波書店、二〇一五年。

アフリカにおける国境問題とアフリカ連合の境界計画

浦野 起 央

1 アフリカの国境

国家の維持は領土の画定と安全保障の維持である。アフリカでは、アジア諸国の国家形成と違って独特の地政学的環境にあった。そこは、ごく一部を除いて、無文字社会にあった。それは、歴史が欠如していたというのではなく、部族語による口頭伝承の記録は豊かで存在している。^①他方、アフリカ大陸は孤立した大陸ではなく、古くから様々な他の民族との接触による影響を受けてきた。古代アフリカ王国のサハラを越えた一三〇一五世紀、マリ帝国の活動記録は、イブン・バトゥータ『三大陸周遊記』にある。^②他方、アラビア半島のイスラム社会はイン

ド洋貿易で興隆し、それはアフリカ世界をも組み込んだ。ポルトガルの来航で、アフリカは大西洋・インド洋交易の主題となり、アフリカは、西欧諸国の拡大された国際関係の形成とともに、一八世紀に三角奴隷貿易が成立した。この奴隷貿易の影響は大きく、一七三〇年代の奴隷貿易廃止運動とともに、伝道の時代へと移行し、そこでは空白部にあったアフリカ内陸への関心から、一七八八年設立のアフリカ内陸発見協会の活動がみられた。王立地理学会によるバートン、スピーク、グラント、ベーカーらの派遣によるアルバート湖、ビクトリア湖、タンガニカ湖の探検は、ベルギー国王による一八七八年国際アフリカ協会の設立とともに、領土的野心のアフリカ分

割の世紀を出現した。

ドイツのビスマルクによりフランスの敵対感情はアフリカに向けられ、一八八一年フランスはチュニスを占領し、一八八二年に英国がエジプトを占領し、フランスは西アフリカに進出した。一九八三年ドイツは南西アフリカを占領し、一八八四年ベルリン会議でベルギーのコンゴ盆地支配が認められる一方、それはアフリカ分割秩序の始まりとなった。かくて、各国は、アフリカの領域支配とともに植民地分割の宗主国間でその属領の領土画定、いかえれば国境条約が締結された。こうして、域外諸国の支配のための国境の確認がアフリカ国際秩序として成立した。

イスラム世界のマグレブでは、伝統的王国が存在し、モロッコはその一国で、地中海を中海とした対岸の西欧列国の侵食で国境条約を締結した。

一八四四年九月一〇日フランス・モロッコ国境条約
(モロッコ・アルジェリア国境)。

一八四五年三月一八日フランス皇帝、及びアルジェリア帝国の、及びモロッコ、スズ、フェズの、及び西欧帝国の所有者間の条約(モロッコ国境)。

一八五九年八月二四日メリアに管轄権を拡大し、そしてアフリカ沿岸のスペイン要塞の安全のために必要な措置の採択を樹立するスペイン・モロッコ間協約(スペイン領アフリカの樹立)。

これより以前に、サハラ以南のアフリカでは、以下の条約が成立した。

一七七八年一〇月二一日フェルナンド・ポール島のスペインの割譲に関するポルトガル宣言(ポルトガルの赤道ギニアのスペイン割譲)。

一八一四年五月三〇日英国陛下と彼の最大キリスト教陛下間の平和及び友好の決定的条約(セーシエルの英国割譲)。

一八八五年二月一四日ポルトガルとコンゴ国際協会の国境・他に関する協約(ポルトガル領アンゴラ・コンゴ国境)。

一八八五年一月一日リベリア共和国に対する英国臣民による一定の要求解決のための、及び共和国北西国境解決のためのリベリア・英国協約(リベリア・シエラレオネ国境)。

一八八六年五月一二日西アフリカそれぞれの行動範

表1 マグレブ国境条約 I オスマン帝国期

締結年	締約国	対象地域	内容	備考
1844 1845	フランス、モロッコ	アルジェリア・モロッコ国境	国境	
1891 1898 1899	英国、イタリア 英国、フランス 英国、エジプト	ソマリアと英領ソマリーランド スーダン・フランス領赤道アフリカ スーダン	勢力範囲の確認 勢力範囲の確認 英国・エジプト支配	
1904 1907	フランス、スペイン 英国、スペイン	モロッコ	領土保全	
1910	オスマン、チュニス	アルジェリア・チュニジア・リビア国境	国境	

表2 マグレブ国境条約 II 植民地化期

締結年	締約国	対象地域	内容	備考
1885 1904 1975 1976 1979	スペイン フランス、スペイン スペイン、モロッコ、 モーリタニア モロッコ、モーリタ ニア モーリタニア	西サハラ	植民地支配 植民地解消 植民地分割 西サハラ支配を放棄（放棄地域はモ ロッコが支配）	マドリード 合意 現地解放勢力 ポリサリオ戦 線と平和協定
1919 1935	フランス、イタリア	リビアとアフリカ国境		未批准である が有効
1902 1910 1912 1956	フランス、モロッコ フランス、スペイン スペイン、モロッコ	モロッコ	植民地支配 国境の維持 独立の確認	フランス軍 の撤退
1923 1945 1956	スペイン、フランス、 英国、イタリア、ポ ルトガル、ベルギー、 オランダ、ソ連	モロッコのタンジール	国際支配 再設定	国際制度の 適用 解消
1924	英国、フランス	スダンとアフリカ国境	国境の画定	
1925 1926 1934	英国、エジプト	スーダン・リビア国境	国境の画定	

表3 マグレブ国境条約 III 独立期

締結年	締約国	対象地域	内容	備考
155	フランス、リビア	リビアと黒フリカ国境	国境の画定	友好・善隣 条約付属
1956	フランス、リビア	アルジェリア・リビア国境	国境の画定	
1961 1972	モロッコ、アルジェ リア	モロッコ・アルジェリア国境	国境の画定	最終的決着
1963 1970	アルジェリア、チュ ニジア	アルジェリア・チュニジア国境	国境の画定	最終的決着

圉に関するフランス・ポルトガル協約（セネガル・ポルトガル領ギニア国境）。

一八八六年七月二七日ギニア湾それぞれの行動範囲に関する英国・ドイツ間協定（ナイジェリア・カメルーン国境）

一八八九年八月一〇日アフリカ西海岸の英国とフランス領地の境界設定に関する協約（西アフリカのセネガンビア、ゴールド・コースト、スレーブ・コーストの国境）。

南部アフリカでは、ボアー人の入植により、ボアー人と植民地列強との国境条約の締結となった。

一八六九年七月二九日ポルトガル・トランスバール友好・通商・国境条約（モザンビーク・トランスバール国境）。

一八七五年十二月一日ポルトガル・トランスバール友好・通商・国境条約（モザンビーク・トランスバール国境）。

一八七八年三月一二日ウォルベスベイの港又は居留地の沖合に投錨している英国船インダストリー号を指揮する艦長リチャード・コサンティン・ダイアーによ

る宣言。

一八八一年八月三日トランスバール領土の解決に関する英国・トランスバール条約（モザンビーク・トランスバール国境）。

一八八四年八月一六日ドイツの南西アフリカ沿岸の領有宣言。

一八八六年十二月三〇日ポルトガル・ドイツ領地の画定及び南アフリカそれぞれの勢力範囲に関するポルトガル・ドイツ宣言（モザンビーク・ローデシア国境）。

かくて、以後、主として植民地列強によるアフリカの分割支配とともに、それぞれの領地間での国境条約が相次いで締結された。そのアフリカ分割は一九〇二年ボアー戦争の英国勝利で終わった。

アフリカでは、その分割支配に対する抵抗闘争が続き、その民族主義的要求はパン・アフリカニズム運動の展開を通じて、植民地からの解放、独立を希求する大きな潮流となつて、一九五〇年代以降、アフリカ諸国の独立が達成された。

独立以後、これら国境は、植民地主義の克服において、

表 4 アフリカ国境条約 I 干渉期／植民地化以前期

締結年	締約国	対象地域	内容	備考
1778	ポルトガル、スペイン	フェルナンド・ポー	スペインへの割譲	
1885 1903	リベリア、英国	リベリア・シエラレオネ国境	国境の調整 国境の確認	リベリアの 独立
1885 1901	コンゴ国際協会、ポ ルトガル フランス、ポルトガル	カビンダ	勢力範囲の確認 国境の画定	
1886	英国、ドイツ	ギニア湾	勢力範囲の確認	
1886	フランス、ポルトガル	セネガル・ポルトガル領ギニア国境	領地の確認	
1888	英国、フランス	フランス領ソマリー・英領ソマ リー国境	国境の画定	
1889 1898 1899 1911 1930	英国、フランス	西アフリカ	勢力範囲の確認	
1890	英国、ドイツ	西アフリカ、中部アフリカ、東ア フリカ	勢力範囲の確認	
1891 1892 1907 1911	リベリア、フランス	リベリア・コートジボアール国境	国境の画定	
1891 1911	英国、フランス	ガンビア	領域の確認	
1891 1894	コンゴ独立国、ボル トガル	コンゴ・アンゴラ（ルンダ）国境	勢力範囲の確認	
1891	英国、ポルトガル	アンゴラ・北ローデシア国境	勢力範囲の確認	
1893 1913	英国、ドイツ	ナイジェリア・カメルーン国境	勢力範囲の確認	
1893 1900 1901 1914	英国、ドイツ	タンガニーカ・英領東アフリカ国境	勢力範囲の確認 国境の画定	草案である が、現在内 容は有効と される
1894	コンゴ独立国、フラ ンス	フランス領コンゴ・コンゴ国境	勢力範囲の確認	
1894	フランス、ドイツ	チャド湖	勢力範囲の確認	
1895 1896	英国、フランス	シエラレオネ・ギニア国境	国境の画定 国境の現地画定	
1897 1953 1954	フランス、エチオピア	フランス領ソマリー・エチオピア 国境	国境の画定	

表5 アフリカ国境条約 II 植民地化期

締結年	締約国	対象地域	内容	備考
1897	ドイツ、フランス	フランス領アフリカ・トーゴ国境	国境の画定	
1898 1899 1901 1902 1903 1916 1924	エジプト、イタリア エチオピア、エジプト 英国、イタリア 英国、エチオピア 英国、イタリア スーダン、エリトリア 英国、イタリア	スーダン・エリトリア国境	国境の画定 現地国境の確認 国境の確認	
1900/ 1901	フランス、イタリア	ソマリア・フランス領ソマリー国境	国境の画定	
1900	イタリア、エチオピア	エリトリア・エチオピア国境	国境の画定	
1906	英国、フランス	チャド・ニジェール国境	国境の画定	
1903	英国、フランス	ゴールド・コースト、コートジボアール国境	国境の画定	
1905	英国、フランス	ゴールド・コーストとフランス領スダン国境	国境の画定	
1908	フランス、ドイツ	カメルーン・コンゴ国境	国境の画定	
1909	ドイツ、ポルトガル	タンガニーカ・モザンビーク国境	国境の画定	
1910	英国、フランス	ナイジェリア・ニジェール国境	国境の画定	
1910 1915	英国、ベルギー	ウガンダ・コンゴ国境	国境の画定	
1910	英国、ドイツ	タンガニーカ・ウガンダ国境	国境の画定	
1911	英国、ベルギー	タンガニーカ・コンゴ国境	国境の画定	
1919	英国、フランス	チャド・スーダン国境	国境の画定	
1923 1924 1924 1934	米国、ベルギー 英国、ベルギー	タンガニーカ、ルワンダ・ブルンジ国境	国境の画定	
1927 1933	英国、ベルギー	北ローデシア・コンゴ国境	国境の画定	
1933	英国、イタリア	ソマリア・ケニア国境	国境の画定	
1929	英国、フランス	セネガル・ガンビア国境	国境の画定	
1935	英国、エチオピア	エチオピア・英領ソマリーランド国境	国境の画定	
1961	英国、ナイジェリア	北カメルーン	ナイジェリアへの移譲	

表6 アフリカ国境条約 III 独立以降期

締結年	締約国	対象地域	内容	備考
1963	モーリタニア、マリ	モーリタニア・マリ国境	国境の画定	
1964	オートボルタ、ニジェール	オートボルタ・ニジェール国境	国境の確認	
1966	ガーナ、トーゴ	ガーナ・トーゴ国境	国境の管理	
1970	ケニア、エチオピア	ケニア・エチオピア国境	国境の確認	
1975	セネガル、ガンビア	海境	国境の画定	

表7 南部アフリカ国境条約

締結年	締約国	対象地域	内容	備考
1852	英国	ケープ植民地	国境の画定	
1869 1875	ポルトガル、トランスバール	モザンビーク・トランスバール国境	国境の画定	
1881 1884 1888	英国、トランスバール 英国、南アフリカ	トランスバール・ベネチュアランド国境	国境の画定	
1886 1926	ポルトガル、ドイツ ポルトガル、南アフリカ	アンゴラ・南西アフリカ国境	勢力範囲の確認	
1891 1893 1896 1954 1963	英国、ポルトガル ニアサランド、ポルトガル 英国、ポルトガル	ニアサランド・モザンビーク国境	勢力範囲の確認 現地为国境画定	
1911	英国、ポルトガル	モザンビーク・ザンベジ国境	勢力範囲の確認	
1915 1925	英、ポルトガル	アンゴラ・ローデシア国境	国境の画定	
1931	ポルトガル、南アフリカ、北ローデシア	南西アフリカ・アンゴラ・北ローデシア国境	国境の画定	

アフリカにおける国境問題とアフリカ連合の境界計画（浦野）

どのように処理されたかが、本稿の主題である。それは、アフリカの国境紛争とその解決にかかわる問題である。その解決の枠組はアフリカ統一機構のシステムがどのように処理されてきたかということである。さらに、その枠組は一九六〇年成立のアフリカ統一機構を継承したアフリカ連合の下ではどうか。そこで提起されたのが二〇〇〇年のアフリカの安全保障、安定、開発、及び協力の厳粛宣言のもとでの境界の解決方式として境界計画である。

（1）川田順造『無文字社会の歴史——西アフリカ・モシ族の事例を中心に』岩波書店、一九七六年／岩波現代文庫、岩波書店、二〇〇一年。

川田順造『アフリカの声——「歴史への問い直し」』青土社、二〇〇四年。

細見真也『アフリカの価値観——無文字社会の伝統思想と日本の教育』お茶の水書房、一九九〇年。

大場千景『無文字社会における歴史の生成と記憶の技法——口頭年代史を継承するエチオピア南部ボラナ社会』清水弘文堂書房、二〇一四年。

（2）イブン・バットウータ、前嶋信次訳『三大陸周遊記』

世界探検紀行全集第二巻、河出書房、一九五四年、河出書房新社、一九七七年／角川文庫、角川書店、一九六一年／中公文庫、中央公論社、二〇〇四年。

2 国境紛争の処理

いずれのアフリカ植民地でも、一九五六年マグレブ諸国、一九五七年のガーナ、一九五八年のギニアの独立に続いて、一九六〇年に多くのアフリカ諸国が独立し、残った地域のアンゴラ、モザンビーク、ポルトガル領ギニア、ローデシア、南西アフリカでは武力解放闘争が続いた。アフリカの植民地化に対してヨーロッパ諸国を糾弾する視点のなかで、一九六三年アフリカ諸国の独立と主権の擁護、協力、及び連帯、その他を目的として、一九六三年六月アフリカ統一機構OAUが結成され、加盟国間の紛争の平和的解決を目指した。そのアフリカ統一機構憲章は、パン・アフリカ主義の精神で主権平等、内政不干渉、破壊活動の禁止、非独立地域の完全解放、非同盟を明記した。^②

にもかかわらず、アフリカ諸国間の国境紛争が起き、

ここでは内部対立を対外的要因で操作する矛盾が作用しており、それは部族を媒体とする国民形成の機能にあり、このことが対外紛争を促した。しかし、その解決は、アフリカ諸国によるパン・アフリカ主義のもと、反植民地主義を貫徹させつつも、植民地国境に従う国家の領土保全を原則として国家間秩序を維持した。その原則は、一九六四年七月第一回OAU国家・政府首脳会議のアフリカ諸国間の国境紛争に関するOAU決議AHG/Res.16（二）で採択され、「すべての加盟国は国家独立の達成に関する現存の国境の尊重をして自ら誓約を厳格に宣言する」とされた。これは、以後の国境紛争の激化に反映される一方、その解決の原則としてOAUにより全面的に適用された。^③その事情は、アフリカの国民形成に体现されていて、部族的要因をパン・アフリカ主義で封じる一方、国家枠組を領土保全の原則で弁証するという要請にあった。

その領土保全の原則は、以後の紛争の解決に適用されたが、その紛争自体、域内要因というよりも対外的戦略要因、特にソ連、キューバ、あるいは中国の干渉と西側諸国のこれに対する反発と対処で、一部に西サハラ問題

ではモロッコの拒否によりOAUの原則は後退するも、概してその自律的解決の原則は堅持された。こうして、その国境紛争の解決は、この原則にのっとり達成された。もともと、アフリカ諸国の植民地遺産への決別意識は強く、パン・アフリカ意思の作用こそがその原則の適用を可能にしたとみることができる。

その紛争はアフリカ統一機構が関与し、解決を原則としたが、漸次、国際司法裁判所あるいは国際海洋法裁判所に付託し、解決され、解決されつつある。

その紛争は以下の通りであった。

一九五八年 スーダン・エジプト国境帰属対立。

一九六三年—一九六四年 アルジェリア・モロッコ

国境紛争。

一九六三年—一九六七年 ケニア・ソマリア国境紛

争。

一九六四年 ガーナ・オートボル国境紛争。

一九六五年—一九六八年 ソマリア・エチオピア国

境紛争。

一九七〇年 赤道ギニア・ガボン国境紛争。

一九七一年—一九九四年 リビア・チャド国境紛争。

一九七二年 ギニア・セネガル国境紛争。
一九七二年—一九七三年 ウガンダ・タンザニア国境紛争。

一九七六年— サハラ自決闘争。

一九七六年—一九八五年 リビア・マルタ大陸棚事件。

一九七七年—一九七九年 エチオピア・スーダン紛争。

一九七七年—一九八五年 チュニジア・リビア大陸棚事件。

一九七八年 ソマリア・エチオピア間のオガデン紛争。

一九八三年—一九八七年 ブルキナファソ・マリ国境紛争。

一九八七年—二〇一三年 ブルキナファソ・ニジェール国境紛争。

一九八九年—一九九五年 ギニアビサウ・セネガル海洋境界事件。

一九九四年—一九九九年 カシキリ／セドウドウ島のボツワナ・ナミビア国境紛争。

一九九八年—二〇〇八年 エリトリア・エチオピア
国境紛争。

二〇〇一年—二〇〇五年 ベナン・ニジェール国境
紛争。

二〇一四年— ガーナ・コートジボアール海洋境界
事件。

二〇一四年—二〇一六年 ソマリア・ケニア海洋境
界事件。

以下、幾つかの代表的事例を取り上げる。

(1) リビア・チャド国境紛争

チャドには北部のイスラム教徒と南部のネグロイド系
民族の対立が独立当初からあった。チャドの独立トンバ
ルバエ政権は南部アフリカ黒人により担われ、一九六三
年以来、北部イスラム教徒に対する敵対的な政治運動が
高まった。一九六六年に北部イスラム教徒はチャド民族
解放戦線 FROLINAT を結成し、反政府ゲリラ活動を開
始した。その強化で、一九六八年フランス軍がチベスチ
地方へ再進駐した。これに対し、カザフィ・リビア政権
による干渉となった。

一九七一年一月中旬部の反乱でチャド民族解放戦線の一

部分子が政府と和解した。

一九七二年四月チャド・リビア関係は改善し、六月北
部のチャド化の下に、九月フランス軍は撤退した。

一九七五年四月トンバルバエ政権がクーデタで倒れ、
チャド民族解放戦線に対し和平を求めたが、同戦線支援
をめぐるアルジェリアとリビアの対立で実現をみることは
なく、フランス軍がエジプト軍とともに投入された。
八月チャド民族解放戦線のアブレ政権が成立したことで、
一九七九年二月アフリカ統一機構が介入して停戦が実現
し、三月カノで近隣諸国の関与による平和協定が成立し
た。同三月フランス軍は撤退した。

関係の動向及び文件は、以下の通りである。

一九六六年夏 トンバルバエ傀儡政権に関するチャ
ド民族連合 U N T の声明。

一九七一年八月二七日 チャド、リビアとの外交関
係の断絶。

一九七一年九月一五日 リビア、チャド民族解放戦
線の承認。

一九七一年一〇月五日 リビア、チャド民族解放戦
線に対するリビア支援を確認。

一九七二年四月一二日 リビア代表団のチャド訪問、
チャド・リビア関係改善。

以後、リビアは、エジプト、スーダンなどとの対立に
続き、チャド介入は、以下通りの経過を辿った。

一九七七年七月五日チャド・リビア紛争に関するアフ
リカ統一機構の決定AHG/Dec.108(XIV)。要点は以下
の通り。

1、チャドとリビアはアフリカ統一機構憲章に従う紛
争の解決の確認。

2、OAU特別委員会の設立と活動の確認。

一九七八年三月二七日チャド、チャド民族解放戦線、
スーダン、リビア、及びニジェール間のチャド和解協議
の共同声明（チャド休戦協定）。要点は以下の通り。

1、チャド政府によるチャド民族解放戦線
FROLINATの承認。

2、本協定をアフリカ統一機構行政事務総長に通報す
る。

一九七八年七月二二日リビア・チャド紛争に関するアフ
リカ統一機構決議AHG/Res.94(XV)。要点は以下の
通り。

1、紛争の平和解決の再確言。
2、OAU国家・政府首脳会議の現議長の紛争解決の
役割を確認。

一九七九年八月二二日チャド民族和解のラゴス協定。
要点は以下の通り。

1、紛争の即時戦闘停止。

2、戦闘停止の実施を保証する独立監視委員会の設立。

3、秘密ラジオ局の使用禁止。

4、政治犯の解放。

5、民族連合臨時政府による政治プログラムの履行。

6、武装勢力の解体と統合された全国軍の設立。

7、協定のアフリカ統一機構あて送付。

その後、一九八〇年三月チャドでグクーニ派とハブレ
派の覇権対立となり、一二月リビアはグクーニ派を支援
して首都ンジャメナを占領した。これに対し一九八三年
六月フランス軍とザイル軍が進攻し、本格的な内戦と
なった。戦線は北緯一六度線をレッドラインとして北部
をリビアが支配する分割体制となった。一九八六年一一
月反政府勢力はハブレ派と和解したグクーニ前大統領を
追放し、一二月リビアはレッドライン以北の支配を確保

した。これにより米国が介入してリビア対フランス・米国の代理戦争となり、フランスと米国支援のグクーニ派は一九八七年三月リビア軍を敗走させ、領有紛争のアオズ地区を奪回した。九月リビアが同地を再回復して停戦となった。

そのアオズ地区は、リビアとチャド間で領土問題となっているウラン及びマグネシウム鉱物資源の宝庫地帯で、アオズ地区二万四、〇〇〇平方キロメートルを、リビアは一九七三年以降、一方的に自国領に編入し、入植を進めてリビア化してきた背景があった。

一九九〇年一二月チャドの政治混乱を経て、ようやくリビアの国際航空事件による国連制裁とリビア国内での政治反乱が起こるなか、リビアは、一九九六年に政治的安定に向かい、一九九八年三月に連邦共和国武装勢力、一九九九年七月に発展民主主義運動などの和解をみた。

アフリカ統一機構は、その干渉環境の変化で、チャド解決のために、引続き以下の決議を採択してきた。

一九八一年六月二七日チャド・リビア領土紛争に関するアフリカ統一機構決議 AHG/Res.102(XVIII) Rev.1。内容は以下の通り。

1、国際連合の関与への支持。
2、パンアフリカ平和軍のチャド派遣の支持。
3、暫定国民連合政府の支持及び支援。
4、特別仲介委員会による紛争解決への支持。
一九八三年六月二四日チャド・リビア領土紛争に関するアフリカ統一機構決議 AHG/Res.106(XIX)。内容は以下の通り。

1、コンゴ人民共和国によるチャド国民和解会議を歓迎。

2、チャドから外国軍隊の撤退を支持。

3、事態の悪化防止及び和解促進を支持。

一九八四年一月一五日チャド紛争に関するアフリカ統一機構決議 AHG/Res.121(XX)。内容は以下の通り。

チャドからの外国軍隊の引揚げを要請。

一九八五年三月五日チャド向け OAU チャド平和維持軍使節団に関するアフリカ統一機構決議 CM/Res.957 (XLI)、チャド紛争へのコンゴ人民共和国の努力への支持の七月二〇日チャドに関するアフリカ統一機構決議 AHG/Res.143(XXI)、『引き続きガボンの平和努力への支持の七月二〇日チャドに関するアフリカ統一機構決議

AHG/Res.151(XXII) が採択された。そして、一九八七年七月二九日チャド再建及び経済支援を要請したチャドに関するアフリカ統一機構決議 AHG/Res.166(XXIII)、及び平和努力を支持するチャド・リビア紛争に関するアフリカ統一機構決議 AHG/Res.167(XXIII) が成立した。かくて、一九八八年五月二八日特別委員会による政治解決の目標を確認したチャド・リビア紛争に関するアフリカ統一機構決議 AHG/Res.174(XXIV) が成立した。一九九〇年七月一日チャド・リビア紛争に関するアフリカ統一機構決議 AHG/Res.200(XXVI) が採択され、特別調停委員会の活動継続が確認され、チャド・リビア領土紛争特別委員会による、植民地国境に立脚した国境問題の解決が確認された。

その領土問題は、リビアとチャドの間で平和解決枠組協定が一九八九年八月三十一日締結され、一九九〇年八月三十一日リビアは、以上の解決原則に従う国際司法裁判所に対し領土問題を付託し、同時に特別委員会による協定履行の点検、及び国際連合及びアフリカ統一機構の助言への了解も確認された。九月一日チャドの裁判所付託登録では、対象としてのアオズ地区、及び一八七八年及び

一九二四年の英国・フランス協定の検討を確認した。裁判所では、両国の間で相互の主張がなされ、一九九四年二月三日判決が出され、リビア・チャド国境は一九五五年フランス・リビア友好・善隣条約の規定を確認して、国境は決着した。

その判決は、以下の通りであった。

裁判所は、……

62、一九一〇年五月一九日のチュニジア政府とオスマン政府間協約は、トリポリ・ビライエト（それは現在リビアの一部である）とチュニス摂政（すなわち、現在のチュニジア）間のみに関係している。そして、したがって一九五五年の第一条の付録Iに、適切に含まれる一方、それはリビアとチャド間紛争には関係ない。同様に、以来、一九一九年九月一二日のフランス・イタリア当局は、グハダメスとトウモ間の領域のみを統治していた。そして、かくしてチャド・リビア間境界は直接の関心なく、裁判所は、さらに考察をする必要はない、と確認する。76、同様に、過去における関連地域の占領の有効性、及びそれが恒常的で、平和的で、及び認識があるかどうかの問題は、そのように、またこの事件における画定のための問題はない。一九五五年条約が宣言又は構成であつたかどうかの問題は、考

察を求められない。無主地の概念、及びセヌシ、オスマン、又はフランスの統治は同様に問題とは関係がない。同じ理由から、影響の範囲及び背後の理論の概念は、この事件における裁判所の調査の範囲内にはない。この判決は、また、国際連合及びアフリカ統一機構以前にある通り、紛争の歴史を扱う必要はない。一九五五年条約は、リビアとチャド間の境界を完全に画定しているからである。

77、これらの理由から、

裁判所は、

一六票対一票により、

(1) 偉大なりビア・アラブ社会主義人民ジャマヒリアとチャド共和国の境界は、一九五五年八月一〇日にフランス共和国・リビア連合王国間で締結された友好・善隣条約により画定されていることを確認する。

(2) 同境界の方向は、以下の通りであると確認する。

東経二四度と北緯一九度三〇分の交差点から、東経一六度のカンセル（かに座）回歸線の内部地点に直線に至り、そしてその地点から東経一五度と北緯二三度の交差点の地点に直線に至る。

この判決で、チャド・リビア国境紛争は解決した。

(2) 西サハラ紛争

スペインは一九〇四年一〇月三日のフランス・スペイン宣言でスペイン領モロッコの支配を確立していたが、一九五六年四月七日モロッコが回復した。現地では、一九六八年にサハラ前衛組織が誕生し、一九七〇年サハラ住民の自決要求が打ち出された。他方、一九五七年モロッコで失地回復運動が起こり、ワド・ドララ地区は一九五八年四月一〇日モロッコに割譲された。その一方、スペインは、一九五六年一月二月フランスと三角地点の画定に入るとともに、一九五八年以降、スペインは西サハラの実効的支配をとった。

以後、自決をめぐって局面は、三つの展開をみせた。

局面Ⅰ自決の国際世論の合意

一九五六年四月七日スペインとモロッコは、スペイン領モロッコの帰属に関するスペイン・モロッコ共同宣言及び議定書に調印したが、それはモロッコが西サハラの主権を含意した内容となっていた。

他方、一九五六年一月二月スペイン領サハラ境界の画定に関するフランス・スペイン協定が成立し、モーリタニアはそれを受け入れた。

国際連合では、一九六五年以降、スペイン領サハラ問題が取り上げられ、モロッコと協力して非植民地化を促進し、西サハラ住民の自決のため、関係当事者と協議して住民投票に入るよう、以下の通り要請した。

一九六五年一月一六日イフニ及びスペイン領サハラ問題に関する国連決議 2072 (XX)

一九六六年一月二〇日イフニ及びスペイン領サハラ問題に関する国連決議 2229 (XXI)

一九六七年一月二〇日イフニ及びスペイン領サハラ問題に関する国連決議 2354 (XXII)

一九六八年一月一八日イフニ及びスペイン領サハラ問題に関する国連決議 2428 (XXIII)

一九六九年一月一六日イフニ及びスペイン領サハラ問題に関する国連決議 2591 (XXIV)

一九七〇年一月一四日イフニ及びスペイン領サハラ問題に関する国連決議 2711 (XXV)

一九七二年一月一四日イフニ及びスペイン領サハラ問題に関する国連決議 2983 (XXVII)

一九七三年一月一四日イフニ及びスペイン領サハラ問題に関する国連決議 3162 (XXVIII)

そこで、一九七〇年九月アルジェリア、モーリタニア、モロッコ三国は、西サハラの非植民地化のための三国調整委員会（外相会議）を開催し、一九七二年一月第二回会議、五月第三回会議を開催した。そこでは、西サハラ及びイフニの自決が確認された。他方、一九七三年五月一〇日モーリタニアのヌアクショットでサギエ・エル・ハムラ及びリオ・デ・オロ解放人民戦線、すなわちポリサリオ POLISARIO 戦線が結成され、五月二〇日スペイン支配に対する武装解放闘争に入った。

関係の動向は、以下の通りである。

一九七〇年九月一四日 スペイン領サハラ問題に関するアルジェリア、モーリタニア、及びモロッコ三国の共同声明発表（ヌアディブ）。

一九七二年一月四日―五日 スペイン領サハラ問題に関するアルジェリア、モーリタニア、モロッコ三国第二回会議（三国調整委員会）開催（クアクショット）。

一九七二年五月八日―九日 スペイン領サハラ問題に関するアルジェリア、モーリタニア、モロッコ三国第三回会議（三国調整委員会）開催（クアクショット）。

ト）。

一九七三年五月一〇日 ポリサリオ戦線線、政治宣言採択（ヌアクショット）。

一九七三年七月二三日―二四日 スペイン領サハラ問題に関するアルジェリア、モーリタニア、モロッコ三国首脳会議開催（アガデール）。

一九七四年八月二五日―三一日 ポリサリオ戦線線第二回人民相会議、政治宣言採択。

一九七四年九月 モロッコのイステイクル党第九回大会開催、スペイン領サハラ回復の綱領採択。

局面Ⅱ自決手続きの確立

この事態に、スペインは、一九七四年七月一〇日、八月二〇日国際連合に対しサハラ住民による自決権の行使につき構想を送付した。この自決権の行使をめぐり独立かモロッコ又はモーリタニアへの帰属かの問題、特にモロッコの大モロッコ主義の主張が表面化した。モロッコは、一九七四年五月モーリタニアとともに、国際司法裁判所に対し共同所有権の要求を付託した。スペインは、これに応じず、一二月一二日の国連決議3292(XXX)は、勧告的意見を同裁判所に求めた。同時に、一九七五

年七月二八日―八月一日アフリカ首脳会議は、決議AHG/Res.75(XII)で、この勧告が下るまでは非植民地化を妨げる措置をとらないよう、スペインに要請した。これに従い国連使節団が関係国を歴訪し、一〇月に二つの報告が提出され、それは関係住民及び当事国並びに関係国の意見を尊重することが必要であるとされた。国際司法裁判所は、一九七五年一〇月一六日の勧告的意見で、モロッコ及びモーリタニアとの合法的絆はあったと認めたが、住民の自決が望ましいとした。ポリサリオ戦線とアルジェリア、及びスペインはこれを支持したが、一九五七年以来、西サハラに解放軍を送り込んでいたモロッコは一〇月一六日西サハラ支配の大義のもと国王は「サハラ大行進」を命じた。国際連合はサハラ大行進の引揚げを要請し、その結果、一九七五年一月一二日―一四日マドリッド合意が成立し、これにより二五日西サハラ統治を引き継ぐサハラ統治機関が発足した。さらに、一二月二〇日国連決議3458A・B(XXX)でサハラ住民の自決権行使を確認した。一方、一九七六年三月一二日モーリタニアが、四月一二日モロッコはそれぞれ西サハラ州を創設し、七月二二日両国は西サハラを分割した。

他方、ポリサリオ戦線は、アルジェリアの支援で一月三日臨時政府を樹立した。そこでは、西サハラの自決をめぐり世論と動向は二分化していた。

その国連使節団報告は、以下の通りである。

一九七五年一〇月九日スペイン領サハラ訪問国連使節団の報告 A/AC.109/L.106。

- 1、関係当事国、(1)スペインのサハラ領土保全、(2)モロッコのサハラに対する権利要求、(3)モーリタニアのサハラは不可分な部分としての確認、(4)アルジェリアのサハラ住民の利益による解決を確認した。
- 2、サハラ住民の政治的立場を確認した。
- 3、サハラ住民が自らの将来を決定する措置をとるべく求めた。

一九七五年一〇月一日スペイン領サハラ訪問国連使節団の追加報告 A/AC.109/L.106.Annex。

- 1、三国交渉の内容に懸念を示した。
- 2、確認されていない難民の存在に注意を促した。
- 3、国連決議 1514(XV) の措置が講じられるべきであるとした。

一九七五年一〇月一六日西サハラ事件に関する国際司

法裁判所の勧告的意見の要点は、以下の通りであった。

- 1、西サハラは無主地であったわけではない、モーリタニアとの間に法的な結びつきが存在していた。

- 2、スペインが植民地化した時点では、モロッコのサルタンと西サハラ住民の間に法の原則があった。

一九七五年一月一四日西サハラに関するスペイン、モロッコ、及びモーリタニア三国の共同声明（マドリード合意）は、以下の二点にあった。

- 1、スペインは、臨時政府機関を設立して、一九七六年二月までに西サハラから引き揚げる。

- 2、ジェマーを通じてサハラ住民の意見を尊重する。

かくて、以下の一九七五年二月二〇日スペイン領サハラ問題に関する国連決議 3458A・B(XXX) が成立した。その内容は、以下の通り。

- 1、サハラ住民の本源的权利を確認する。
- 2、国連報告及び国際司法裁判所の勧告的意見を尊重する。
- 3、植民地諸国・諸人民独立宣言に従う自決を監視する。
- 4、一九七五年マドリード合意を受け入れる。

5、臨時行政機関はサハラ住民の自決権を確保する。
局面Ⅲ自決をめぐる対立

国連決議3458B(XXX)に従い一九七六年二月二六日スペイン軍が引き揚げる段階で、同二六日ジェマー特別会議が自決を確認し、アルジェリアがその独立の立場を支持する一方、二八日モロッコはモロッコ及びモーリタニアへの領土の移管措置をとり、四月一四日モーリタニア・イスラム共和国とモロッコ王国間の国境画定協約で北部の三分の二をモロッコに、南部の三分の一をモーリタニアに分割した。他方、二月二七日ビルハレルでサハラ・アラブ人民民主共和国RASDが樹立された。アルジェリアは、一九七六年五月モロッコとモーリタニアのかかる措置は国連決議3458B(XXX)に反すると国際連合に通告した。これに対し六月一四日モーリタニアは文書A/31/106,S/12095に反論し、双方の間で論争となった。一九七七年六月九日ポリサリオ戦線は公開書簡でサハラ解放を確認し、モロッコ及びモーリタニアによるサハラ人民に対する人的侵害及び犯罪的植民地的企てを指摘した。

その一九七六年二月六日西サハラ問題に関するアル

ジェリア政府の覚書A/31/45,S/11971の要点は、以下の通りである。

- 1、西サハラ住民の非植民地化を支持する。
- 2、サハラ住民の権利確認した国際司法裁判所の勧告的意見を支持する。
- 3、サハラ人民の自決権行使を支持する。
- 4、マドリッド合意は現実の障害であり、適切な自決の行使を求める。

同年五月一七日送付の、西サハラに関する国連事務総長あてブーテフリカ・アルジェリア人民民主共和国外相の書簡A/31/96,S/12076は、マドリッド合意における侵略政策の規制事実化を指摘した。

さらに、同七六年六月二三日西サハラ問題に関する国連事務総長あてアルジェリア国連代表の書簡A/31,S/12108は、モーリタニアのマドリッド合意による非植民地化の事態を確認した。

局面Ⅳアフリカ統一機構によるサハラ自決

こうした自決の実施をめぐる立場の対立のなか、自決の打開を求め、アフリカ統一機構は、一九七七年一〇月のサハラ自決に関する覚書を受けて、国際連合の枠組み

と協力で、一九七八年七月二二日西サハラ問題に関する
アフリカ統一機構決議 AHG/Res.92(XV) で西サハラ人
民の自決の原則を確認し、西サハラ問題国家首脳特別委
員会をカルツームに発足させ、一月一日アフリカ統一
機構西サハラ問題国家首脳特別委員会第一会期の最終コ
ミュニケで西サハラの平和的追求に入った。一九七八年
十一月―十二月第二回会議で住民投票による(a)完全独立、
(b)現状維持の選択の実施を決めた。

そして現地での戦闘の終止とともに、一九八一年八月
二四日―二六日ナイロビでアフリカ統一機構西サハラ実
施委員会の住民投票の実施を決定した。その要点は以下
の通り。

- 1、自決の住民投票の実施。
- 2、西サハラ地域での住民投票。
- 3、国連難民高等弁務官の難民資料の確認。
- 4、住民投票のための国連使節団 MINURSO の設立
及び機能遂行の要請。

局面は、住民投票へ向けた選択の履行確保に移った。
一九七九年八月五日アルジェで以下のモーリタニアと
ポリサリオ戦線間の平和協定が成立した。それは、モー

リタニアの西サハラ放棄にあった。その内容は以下の通
り。

- 1、植民地国境に基づく自決を達成する。
- 2、ポリサリオは、モーリタニアに対する領土要求を
求めない。

3、サハラ人民とモーリタニアは平和協定を締結する。
4、平和協定はアフリカ統一機構の下に実施する。
同時に調印のモーリタニアとポリサリオ戦線間の平和
協定の秘密条項は、以下の通りである。

- 1、西サハラとモーリタニアの両人民は領土保全及び
主権が保証される。
- 2、モーリタニアは西サハラの部分を七カ月以内に西
サハラに引き渡す。
- 3、植民地国境は、アフリカ統一機構憲章及び国際連
合憲章の原則の下に尊重する。
- 4、戦争は終結し、モーリタニアは領土要求をしない。

一方、同七九年六月二三日第二回アフリカ統一機構西
サハラ問題国家首脳特別委員会の勧告は、マドリード合
意は主権の移譲を構成していないと指摘した。その上で、
七月一六日西サハラ問題に関するアフリカ統一機構の決

定 AHG/Decs.114(XVI) は、住民投票を含む、西サハラ国家首脳委員会の方針を確認した。

一九七九年一月二二日西サハラ問題に関する国連決議 34/37 は、以下を指摘した。

- 1、西サハラ人民の自決権を確認した。
- 2、アフリカ統一機構の西サハラへの関与を指摘した。
- 3、モーリタニアの西サハラ人民との平和的解決を支持する。
- 4、モロッコに対し西サハラ占領の中止を要請する。
- 5、西サハラのリオ・デ・オロ解放人民戦線の平和解決への参加を支持する。

一九七九年一月二五日アフリカ統一機構西サハラ国家首脳特別委員会第三会期の新聞発表は、西サハラの停戦遵守と住民投票による自決権の行使を勧告した。そこで、一九八一年六月二七日西サハラ問題に関するアフリカ統一機構決議 AHG/Res.103(XVIII) は、モロッコによる西サハラ住民投票の受け入れを歓迎した。その結果、一九八一年八月二四日―二六日アフリカ統一機構西サハラ実施委員会は、住民投票の実施を決定した。その決定は、以下の通り。

- 1、自決の住民投票の実施。
- 2、西サハラ地域での住民投票。
- 3、国連難民高等弁務官の難民資料の確認。
- 4、住民投票のための国連使節団 MINURSO の設立及び機能遂行の要請。

一九八二年二月サハラ・アラブ民主共和国がアフリカ統一機構に加盟したことで、モロッコは一九八四年にアフリカ統一機構を脱退した。一九八八年にモロッコは住民投票を受け入れ、一九九〇年六月一九日国連事務総長報告「西サハラに関する事態」S/21360 が提出され、その要点は以下にあった。

- 1、MINURSO による停戦の「D日」は効果的になりつつある。
- 2、モロッコは対応しつつある。
- 3、投票者の確認は十分達成されつつあるとはいえない。

4、住民投票は、提案されている。
かくて、停戦の実施、住民投票の準備に入った。
同九〇年六月二七日西サハラの事態に関する国連決議 658 (1990) が採択され、(1) 国連事務総長特別代表に

よる、アフリカ統一機構との協力の下での、西サハラ人民の自決の住民投票を確認する。(2)西サハラ解決計画してのその履行を要請する、と決定した。一九九一年四月国際連合の仲介でモロッコとポリサリオ戦線は停戦に合意し、国連決議 690 (1991) に基づき、九月国連西サハラ住民投票監視団 MINURSO が派遣され、その住民投票は履行の局面に入った。

その一九九一年四月二十九日西サハラの事態に関する国連決議 690 (1991) は、以下の通りであった。

- 1、西サハラの自決のための住民投票の確認。
- 2、国連西サハラ住民投票使節団の設立。
- 3、西サハラ人民の自決のための住民投票の、アフリカ統一機構との協力による国際連合の実施。

そして同年一二月三十一日西サハラの事態に関する国連決議 725 (1991) で、西サハラ人民の自決のための住民投票の、アフリカ統一機構との協力による国際連合の実施が決定された。

その住民投票は、住民の投票権をめぐりその投票の実施が幾度となく延期された。いいかえれば、一九九一年にモロッコとポリサリオ戦線は、国際連合の解決計画に

合意し、そして一九九二年にその実施が予定されたが、モロッコは拒否した。以後、事態は進んでいなく、そこで一九九七年九月一四日―一六日に、西サハラ住民投票に関する「第四次直接交渉の結果」と題するホーストン合意が成立した。本協定は、国連事務総長解決提案計画 (S/1360) の西サハラ交渉の最終結果として確認され、その要点は、(1)住民投票当事者の確認、(2)国連住民投票の処理手続き、(3)確認委員会によるその実施の確認、(4)アフリカ統一機構はオブザーバーとして招請されるとあった。

ホーストン合意の全文は、以下の通りである。

I 当事者の宣言

1、当事者は、確認過程、彼らそれぞれの軍隊、難民、懲役者、拘禁者、及び監禁者の回復、同様に住民投票闘争のために処理法典に関して彼らの誓約を遵守することに合意する。

2、当事者は、参加者及び認められたオブザーバー双方のために、国際連合がすべての制限から自由、衡平、及び透明で、そして自由である住民投票を組織化しかつ処理する解決計画により要請されることを了解しかつ合意する。彼らは、また、彼がかかる条件すべてが満たされると満足できる住民投票闘争の

出発は国連特別代表が定めることを了解しかつ合意する。

3、したがって、当事者は、暫定期間を通じて国連連合の権原及び権威は、解決計画に定める通り、そして住民投票を通じて、処理法典に定められる通り、他の事項のなかでも、言論及び集会の、及び新聞の完全な自由、同様に領土以外の及び以内の個人及び財産の移動の自由があり、かくしてすべての抑制、脅迫、及び困惑から自由な住民投票が国連連合により組織及び処理される公共かつ平穩の風潮を創成するべく確保するよう適用される。

4、事務総長の特別代表は、自由、公平、及び透明性の住民投票の組織及び処理をもつてに抵触する不正、欺瞞、窮迫、又は困惑を禁止する指示を発する権威があり、そして同様に住民投票に関するそれぞれの見地を放送するべく促進するすべてのラジオ・テレビ放送に対する平等な取り組みをすべての当事者が取り組むことを必要とする権限がある。テレビ・ラジオ放送の便宜は、すべての投票者に彼らの権利及び義務を通知するために、住民投票に関する公的情報を普及させるために、適切と見做される限度に、事務総長特別代表に国連連合の支出を可能とする。

II 西サハラの住民投票闘争のための処理法典

決議 658 (1990) に関して、西サハラに関する事態に関する国連事務総長報告 (S/21360) を安全保障理事会が承認したことに、

決議 690 (1991) に関して、安全保障理事会が国連事務総長報告 (S/22464) を承認し、そしてその権威の下に西サハラにおける住民投票のための国連使節団 (MINURSO) を決定したことにより、

「解決計画」として全体的に言及された前掲の事務総長報告に関して、

一九九一年一月八日に事務総長により発出された西サハラにおける住民投票の組織及び処理のための一般規則 (S/26185, annex III) の五及び八から一〇までに関して、及び西サハラ人民の自決に関する住民投票は、自由かつ公平であり、軍又は行政誓約なしに及びいかなる脅迫又は干渉なしに、以下に定める処理法典は住民投票を運営するべく確保するため、

両当事者と協議の後、事務総長特別代表により作成されかつ発せられる本処理法典は、住民投票における一方又は他方の同参加者を支持して事務総長特別代表により承認された党及び者又は者の集団の住民投票闘争を通じた処理及び状況を管理する。

1、国民投票に関するすべての問題に対する唯一のかつ執行権威は、その組織及び処理を含め、国際連合に付与される。この権威は、事務総長特別代表による解決計画により設立される枠内で遂行される。

2、特別代表は、解決計画に従い、住民投票闘争の開始日を定め、それは自由及び公平な闘争のためのすべての条件が満たされると彼が満足できる時点でなされ、その日は、住民投票を定める日に先立ち三週間とする。住民投票闘争活動は、同日に先立ち開始される。

3、両当事者は、この法典の規定に従い、前掲の2におけるこの目的のために定められる時期を通じて、投票する資格がある者の支持のために自由に闘争する資格がある。各当事者は、これに関して他方の当事者の相当する権利を尊重する。

4、両当事者は、投票中心への接近を求める者の脅迫を含む、いずれの形式の脅迫の禁止を表明して闘争の事件及び活動への参加を希望するすべての者又は者の集団の権利を尊重する。当事者は、異なった政治見解を持つ他者による組織される会合、示威、及び再結集を分裂させる者又は者の集団がないよう展望する。両当事者彼ら自身と違う政治的立場に向かう者により組織される会合、示威、又は政治的再結集に参加するいずれの者

をも阻止するよう者又は者の集団がいないように確保する必要がある。それは、解決に従う UNHCR の主宰下に帰還する者から離れて、当事者が特別代表の表明された権威なしに領土に入り実質数上の人民の移管又は移動を奨励し、支持し、又は促進することはないことが了解される。

5、伝統的武器を含む、いかなる種類の武器の保持も、住民投票闘争に関連したいずれの会合、行進、示威、又は政治的再編成を通じて厳格に禁止される。

6、三〇又はそれ以上の者を巻き込む会合、示威、又は政治的再編成も、現在の治安軍と協議する MINURSO 市民警察の文書での事前承認なしに保持され又は組織されることはない。処理法典により必要とされ又は許されるかかる教護のすべての事例において、特別代表により単独に決定される。当事者は、その開催の意図につき MINURSO 市民警察に通告し、そして提案された示威に先立ち、少なくとも二日に必要とされる承認に適用される。

7、現在の治安軍の点検を含め、その機能に従い、MINURSO 市民警察は、対立する当事者の会合、行進、示威、及び再編成は、同時に又は脅威となる公共秩序及び安全の方法において、相互に持たれないことを確保する。両当事者は、この

原則は誠実に及び合理的に日付又は開催地において同時に適用されるために、誠実に MINURSO と協力することを了解する。

8、各当事者は、連絡の直接線を樹立し、そして領土において特別代表の現場管理との正常な接触を維持し、そして特別代表が自由及び公平闘争を確保するためにする必要とされ又は必要であるいずれの情報を知らされることを保持する。

9、両当事者は、住民投票に参加する資格があるすべての投票者の部分に関して住民投票の部分として処理される承認された政治会合、示威、行進、及び再編成に参加する権利を尊重する。必要なところでは、特別代表は、現在の治安軍との協議を含め、治安及び関係者の接近の自由を確保する適切な措置をとる。

10、両当事者は、住民投票闘争及び住民投票を通じて処理され他すべての公共政治活動を誓約されない接近を特別代表により正当に派遣される国際的及び現地の及び独立のオブザーバー代表を認め、かつ受け入れられる。かかるオブザーバーは、選挙観察として認められかつ経験しなくてはならない、監査のみ遂行でき、そして参加し、そしていずれのパルチザン活動にも参加してはならない。両当事者は、同様に、住民投票闘争及び住民投票を通じて処理されるあらゆる政治活動を観察しかつ証

明するべく、解決計画の下に定められた観察管理の権利を尊重する。

11、ポスター、ビデオ装備、テープ、スピーカー、及び合理的限度内の乗物といった、正常に使用される選挙資材は、闘争活動は認められる。国連旗以外の国民の色又は旗は、いずれの闘争活動又は場所において使用できない。一九九七年九月一四日に樹立された政府を除いて、いずれの国民の色又は旗を表示できない。

12、両当事者は、常時、攻撃的又は戦闘的である、又は脅威となる又はいずれかの形式で暴力事件となる言語を避けて、選挙事件の発言をするよう確保する。

13、両当事者は、攻撃的な、口汚い、又は戦闘的内容を持つパンフレット、ニュースレター、又はポスターを、公式にも密かに発行するのを控える。

14、両当事者は、者又は者集団が対立する集団のシンボルを剽窃せず、又は彼らの財産又は選挙材料を盗用し、撤去し、又は破壊しないあらゆる努力をする。

15、住民闘争を通じて脅迫の又は非合法処理のその他のいずれの形式のどんな苦情又は主張も、MINURSO 市民警察局及び特別代表の現地局の配慮を直ちににする。問題の局長は、彼の意

見で、暴力があれば、それに必要な場合に、現在の安全の通報を含む、問題を解決する措置を直ちにとる。これが可能でなければ、問題は、決定のために特別代表に言及され、それが最終となる。

16、両当事者は、本処理法典の厳格な遵守を要請されるすべての者又は者の集団に命令を発し、そして法典の効果的な履行を確保するに必要な他のいつさいの措置をとる。

17、両当事者は、領土を通じた処理法典の公表において、そしてそれを最大可能広範な普及にすることにおいて特別代表と協力する。

18、事務総長特別代表は、移動の自由及び住民の安全を保証する責任を有する。両当事者は、これら権利の尊重を確保するために最大のことをなすことを了解する。

Ⅲ 確認回収のためにとられる実際的措施

1、確認過程を履行する責任は確認委員会にある。

2、委員は、確認のための予定表及び現地を、同様に確認のための運用手続きを確認する。確認委員会の議長は、確認される各部族集団のシェイク及び代行者の名簿は、当事者との協議に従い議長により設立された後、正当な時期に関連の招集リストを当事者に通報しかつ提供する。

3、作業の週及び作業時間、同様に週間計画を達成するためにとられるその他の必要な実際的措施は、中心的指導者の処理にある。

4、効率性及び経済性の利益において、必要な持ち回り、ラヨウネとティンドフにより一週間一回とられる。当事者は、すべての関係参加者、シェイク、同様にオブザーバーが完全な習慣作業を仕上げる、したがって成就を可能にする。

5、アフリカ統一機構は、解決計画に従いオブザーバーを招請される。

6、当事者は、その機能の行使において確認委員会と十分に協力することを了解する。

二〇〇七年一月二月ポリサリオ戦線は国連措置を要請するなど、当事者間での和平交渉はあったものの、進展はまったくなく、二〇一二年二月ポリサリオ戦線は、進展がなければ、軍事闘争を再開すると警告した。三月モロッコとポリサリオ戦線は交渉したが、進展はなかった。モロッコは、二〇一七年一月OAUの後身、アフリカ連合に再加盟したが、事態はそのままである。なお、モロッコはモロッコから西サハラ海岸にまで「砂の壁」を建設し、西サハラの西部がモロッコ支配地域、東部はポ

リサリオ戦線の支配地域となっている。

国連解決計画の合意以降における計画の進展に関する国連文書は、以下の通りである。いずれの国連決議も、西サハラ住民投票の実施による自決手続きを要請している。

一九九八年九月一八日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1198 (1998)。
一九九八年一〇月三〇日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1198 (1998)。
一九九八年一二月一七日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1215 (1998)。
一九九九年一月二八日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1224 (1999)。
一九九九年二月一日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1228 (1999)。
一九九九年三月二〇日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1232 (1999)。
一九九九年四月二〇日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1235 (1999)。
一九九九年五月一四日西サハラ問題 (MINURSO

の延長) に関する国連決議 1238 (1999)。
一九九九年九月一二日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1263 (1999)。
一九九九年一二月一四日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1282 (1999)。
二〇〇〇年二月一九日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1292 (2000)。
二〇〇〇年五月二一日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1301 (2000)。
二〇〇〇年七月二五日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1309 (2000)。
二〇〇〇年一〇月三〇日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1324 (2000)。
二〇〇一年二月二七日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1342 (2001)。
二〇〇一年四月二七日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1349 (2001)。
二〇〇一年六月二九日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1359 (2001)。
二〇〇一年一一月二七日西サハラ問題 (MINURSO

- の延長) に関する国連決議 1380(2001)。
 二〇〇二年二月二七日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1394(2002)。
 二〇〇二年四月二〇日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1406(2002)。
 二〇〇二年七月二〇日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1429(2002)。
 二〇〇三年三月二五日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1469(2003)。
 二〇〇三年五月二一日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1485(2002)。
 二〇〇三年七月二一日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1495(2003)。
 二〇〇三年一〇月二八日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1513(2003)。
 二〇〇四年一月二〇日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1523(2004)。
 二〇〇四年四月二九日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1541(2004)。
 二〇〇四年一〇月二八日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1570(2004)。
 二〇〇五年四月二八日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1598(2005)。
 二〇〇五年一〇月二八日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1634(2005)。
 二〇〇六年四月二八日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1675(2006)。
 二〇〇六年一〇月三一日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1523(2006)。
 二〇〇七年四月二〇日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1754(2007)。
 二〇〇七年一〇月三一日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1783(2007)。
 二〇〇八年四月二〇日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1813(2008)。
 二〇〇九年四月二〇日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1871(2009)。
 二〇一〇年四月二〇日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1920(2010)。
 二〇一一年四月二七日西サハラ問題 (MINURSO

の延長) に関する国連決議 1979(2011)。

二〇一二年四月二四日西サハラ問題 (MINURSO

の延長) に関する国連決議 2044(2012)。

二〇一三年四月二五日西サハラ問題 (MINURSO

の延長) に関する国連決議 2099(20130)。

二〇一四年四月一九日西サハラ問題 (MINURSO

の延長) に関する国連決議 2152(2014)。

二〇一五年四月二八日西サハラ問題 (MINURSO

の延長) に関する国連決議 2218(2015)。

二〇一六年四月一九日西サハラ問題 (MINURSO

の延長) に関する国連決議 2285(2016)。

(3) ブルキナファソ対マリ国境紛争事件

オートボルタ／ブルキナファソはマリとの国境にあるマンガン鉱山地帯アガシエルをめぐり、独立以来、紛争が続いていた。両国は国境紛争を一九八三年九月一六日の特別協定及び国際司法裁判所への付託議定書に従い、一〇月国際司法裁判所へ付託した。

国際司法裁判所は、一九八六年一月一〇日国境紛争の休戦措置を要請する一方、一二月二二日地理的調整に従う境界線を決定して判決を下した。それは紛争地帯

三、〇〇〇平方キロメートルをほぼ半分ずつに分割するものであった。

一九八六年六月両国は国交を再開し、一九八七年四月九日裁判所は、この国境画定の際、紛争を最終的に実施するよう命令した。六月両国は経済協力の強化を決定した。

(4) カシキリ／セドウドウ島のボツワナ・ナミビア国境紛争事件

ナミビア北部から東の内陸に四〇〇キロメートルに入り込んだカプリビ回廊の先に、ボツワナとの間で、一八八四年にドイツが南アフリカ支配にあった英国との間で封じ込めに直面し、一八九〇年七月一日ドイツ・英国条約で確認されたカシキリ島(ナミビア名)／セドウドウ島(ボツワナ名)が存在している。

この地域の問題はカプリビ回廊として英国とドイツ間で交渉がなされたが、一九三三年以降は、何ら問題は起きていなかった。

しかし、一九八四年に南アフリカがアンゴラ問題に介入し、南西アフリカの領土保全を図ったことで、カシキリ／セドウドウ島とその島の南部と北部を流れる通路を

めぐってナミビアとボツワナ間の領土紛争となった。

一九九二年五月ジンバブエも参加したボツワナ、ナミビア、及びジンバブエ三カ国の共同班が成立し、文書及び現地調査に入り、一九九四年八月カシキリ／セドウドウ島周辺のボツワナ・ナミビア間境界に関する技術専門家共同班の最終報告が提出されたが、結論は引き出すことができなかった。本報告は、一九九七年二月二〇日ボツワナ共和国による国際司法裁判所あて覚書付録として提出された。その調査の主題は、一八九〇年の英国・ドイツ条約の検討及びカシキリ／セドウドウ島の現地調査にあり、その現地調査の論点は河川的主要通路は北部通路によるか南部通路によるかにあった。かくして、文書、地図などの調査とともに住民の口頭聴取がなされた。

そこで、一九九六年二月一五日ジンバブエを加えた三国首脳が会合し、この紛争の国際司法裁判所への付託に合意し、五月一七日の特別協定に従い、紛争は国際司法裁判所に付託された。ここでは、特別協定に定められたように、これまでの手続きから文書資料と並んで口頭表現（表現証拠）が審議手続きで採用されることになり、裁判所は、一九九九年二月一五日、二月一六日、一八日、

二三日、二三日、二四日、二五日、三月一日、二日五日に聴取した。他方、裁判所命令で、文書資料及び見解の表明を命令し、以下の覚書、反論覚書、回答の提出をみた。

一九九六年六月二四日国際司法裁判所命令。

一九九八年二月二七日国際司法裁判所命令。

一九九七年二月二八日ボツワナ共和国覚書。

一九九七年二月二八日ナミビア共和国覚書。

一九九七年十一月二八日ナミビア共和国反論覚書。

一九九七年十一月二八日ボツワナ共和国反論覚書。

一九九八年一月二七日ナミビア共和国回答。

一九九八年一月二七日ボツワナ共和国回答。

以上を経て、一九九九年一月一三日裁判所は、北部通路が利用されてきていると判断し、北部通路を国境線とし、したがってカシキリ／セドウドウ島はボツワナに属する領土であるとの判決をみた。その判決は、以下の通りである。

裁判所は、

以上の構成で、

審議の後、

以下の通り判決を行う。

条約の第三一条三節(a)の意味内において、「条約の解釈又は規定の適用に関して当事国間の協定」いずれにも結果づけられなく、同じ規定の同節(b)に意味内において「その解釈に関する当事国の合意を樹立する条約の適用における実際のいずれにも結果づけられない」と結論づける。

80、しかしながら、裁判所は、カシキリ／セドウドウ島周辺の河の「主要通路」として北部及び西部に対するチョベの通路を確認した基礎に対する異なった調査時期——一九二二年、一九四八年、及び一九八五年——の少なくとも三つの機会への着目を強いられる。関係の当事国が一九四八年別個に到着は共同報告の同一班の表明を見出したことができる。加えて、一九八五年になされた調査は当事国が共同して遂行している。これら機会になされた事実の確認ではそれ自体、その時点にあつて紛争は起こっていない。裁判所は、一八九〇年条約の解釈において当事国により以後の実際を構成しない一方、その班に与えられた正常な意味に従い、一八九〇年条約の第三条二節を解釈により達せられた結論を支持する。

88、一八九〇年条約の関連規定のこれまでの解釈は、カシキリ／セドウドウ島をめぐるボツワナとナミビア間の境界はコベ

河の北部通路にあるこの条約に規定される裁判所は結論づける。

89、条約の英語本文に従えば、境界は、主要通路の「中央」に従うとしており、ドイツ語本文は用語「中央線」を使用している。裁判所は、一八九〇年条約に対する当事国はこの要件は同義と意図され、そしてボツワナとナミビアはこの主題に関する意見のいずれの現実の対立も自ら表現していないことを、既に指し示している。

さらに、条約の前提からは、両締約国によるトベ河の航行の期待があり、そしてこの可能性を開くことが共同利益であることは明らかである。しかし、以上に検討した通り、一八九〇年の当事国は「中央線」及び「中央」の用語を使用しており、前者は後者での使用以上に航行を開く共同利益をより正確に反映している。したがって、このことは第三条二節の決定を裁判所が見做す要件である。

ボツワナとナミビアが合意する限り、裁判所の成員により問題に対応することにおいて、中央線は最深範囲により形成され、裁判所は、国境はカシキリ／セドウドウ島周辺の北部通路の線に従うと結論づける。

100、裁判所の一八九〇年条約の第三条二節の解釈は、カシキリ／セドウドウ島をめぐるボツワナとナミビア間の境界はチョ

ベ河の北部通路の最深範囲の線に従うと結論づけられる。

101、裁判所は、ナミビアの提起に関する論証を受諾することはできなく、この理由からまたカシキリ／セドウドウ島はボツワナ領土の一部を形成すると跡づける。

104、以上の理由から、

裁判所は、

(1) 一一票対四票により、

ボツワナ共和国とナミビア共和国間境界はカシキリ／セドウドウ島周辺のチョベ河の北部通路における最深可能水域の線を流れると確認し、

(2) 一一票対四票により、

カシキリ／セドウドウ島はボツワナ領土の一部を形成すると確認し、

(3) 全会一致で

カシキリ／セドウドウ島をめぐる二つの通路においては、ボツワナ共和国及びナミビア共和国の国民及び旗を掲げる船舶は平等な国民的待遇を享受する。

(5) エチオピア・エリトリア紛争

一九九八年五月一二日国境地域をめぐるエチオピアとエリトリアの紛争が発生し、同紛争は二〇〇〇年六月終

結したが、一〇万人以上が死亡した。

一九九八年六月二六日エチオピア・エリトリア紛争に関する国連決議 1177(1998) は、(1) 国境紛争の解決、(2) OAUの検証に従う検討、旧植民地条約、国際法などに従う共同境界の画定を確認していた。以後、以下の決議が成立した。

一九九九年一月二九日国連エチオピア・エリトリア

使節団に関する国連決議 1226(1999)

一九九九年二月一〇日エチオピア・エリトリア紛争

に関する国連決議 1227(1999)

二〇〇〇年五月一二日国連エチオピア・エリトリア

使節団に関する国連決議 1297(2000)

二〇〇〇年五月一七日国連エチオピア・エリトリア

使節団に関する国連決議 1298(2000)

二〇〇〇年七月三一日エチオピア・エリトリア紛争

に関する国連決議 1312(2000)

二〇〇〇年九月一五日エチオピア・エリトリア紛争

に関する国連決議 1320(2000)

二〇〇一年三月一五日エチオピア・エリトリア紛争

に関する国連決議 1344(2001)

- 二〇〇一年九月一四日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1369(2001)
- 二〇〇二年三月一五日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1398(2002)
- 二〇〇二年八月一四日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1430(2002)
- 二〇〇二年九月六日エチオピア・エリトリア紛争に
関する国連決議 1434(2002)
- 二〇〇三年三月一四日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1466(2003)
- 二〇〇三年九月一二日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1507(2003)
- 二〇〇四年三月一二日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1531(2004)
- 二〇〇四年九月一四日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1560(2004)
- 二〇〇五年三月一四日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1586(2005)
- 二〇〇五年九月一二日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1622(2005)
- 二〇〇五年十一月二三日エチオピア・エリトリア紛
争に関する国連決議 1640(2005)
- 二〇〇六年四月一三日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1670(2006)
- 二〇〇六年五月二一日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1681(2006)
- 二〇〇六年九月二九日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1710(2006)
- 二〇〇七年一月二〇日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1741(2007)
- 二〇〇七年七月二〇日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1767(2007)
- 二〇〇八年一月二〇日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1798(2007)
- 二〇〇八年七月二〇日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1827(2008)
- 紛争に伴い、一九九八年六月国連決議 1177(1998) が
採択され、国際連合はその平和解決に着手することにな
り、アフリカ統一機構国家・政府首脳会議は平和解決を
決め、そのための枠組協定を決めた。この枠組協定に従

う履行様式が一九九九年一二月成立し、さらに四月
OAU 枠組協定及びその様式のための技術取決めが成立
した。

それぞれの基本文書の要点は、以下の通り。

一九九八年一二月一七日エリトリア・エチオピア間紛
争の平和的解決の枠組協定。

- 1、即時敵対停止の誓約。
 - 2、平和解決に向けた誓約。
 - 3、一九九八年五月一六日以前の立場への再展開。
 - 4、OAU による軍人オブザーバーの管理。
 - 5、境界画定の進行。それに伴う境界の画定。
 - 6、境界の画定をして主権管轄とする。
 - 7、一九九八年五月事件の調査。
 - 8、人権検証班の展開。
 - 9、追跡委員会の設立。
 - 10、枠組協定の調印に伴う委員会の発足。
- 一九九九年二月エチオピア・エリトリア間紛争解決の
OAU 枠組協定の履行様式。
- 1、武力不行使の原則の誓約。
 - 2、一九九八年五月六日以前の立場の確認、一九九九

年二月六日以後の再展開。

3、枠組協定の履行。

4、OAU 軍事オブザーバーの展開。

5、敵対終結協定への誓約。

一九九九年四月三二日エリトリア・エチオピア――
OAU 枠組協定及びその様式のための技術取決め。

1、枠組協定、様式、及び技術取決めによる紛争の解
決。

2、OAU 決議 AHG/Res.16(1) の原則確認。

3、平和維持使節団の活動への協力。

4、仲裁委員会の活動と軍事調整委員会の設立。

5、地雷撤去。

6、住民の帰還と軍隊の再展開。

7、民間行政の回復。

8、境界委員会による境界の画定。

二〇〇〇年五月エチオピアとエリトリアはアルジェで
直接交渉には入ったが、成果は乏しく、OAU は双方に
対し交渉再開を求めた。一方、五月一二日国連エチオピ
ア・エリトリア使節団に関する国連決議 1297(2000) で、
(1) 軍事行動の即刻停止、(2) 紛争の平和的解決のための基

礎としての枠組みを支持、(3)国際人道法の尊重が確認された。さらに、五月一七日国連エチオピア・エリトリア使節団に関する国連決議1298(2000)で、以下が確認された。

- 1、引き続き戦闘を非難。
- 2、平和枠組によるOAU主導下の平和交渉。
- 3、安全保障理事会の委員会設立。

かくて、二〇〇〇年六月一九日敵対終結協定（アルジェ協定）S/2000/601、AHG/220(XXXVI)、Annex VIIIが締結され、国境に緩衝地帯が設けられ、UNMEEが展開した。アルジェ協定の要点は、以下の通り。

- 1、敵対行為の終結。
- 2、平和維持使節団のOAU主宰下に国際連合による展開。

- 3、暫定安全地帯の設定。

その結果、二〇〇〇年七月三十一日国連エチオピア・エリトリア使節団に関する国連決議1312(2000)が成立した。その要点は、以下の通り。

- 1、国連エチオピア・エリトリア使節団の設立。
- 2、OAU枠組の協定及び敵対終結協定に従う共同境

界の設定。

- 3、平和維持活動のための計画の継続。

引続き九月一五日エチオピア・エリトリア紛争に関する国連決議1320(2000)が成立した。その要点は、以下の通り。

- 1、敵対終結協定の履行。
- 2、国連エチオピア・エリトリア使節団UNMEEの展開。

- 3、暫定安全地帯の点検。

- 4、敵対終結協定の履行におけるOAUとの調整。

- 5、UNMEEへの協力。

- 6、兵力地域協定モデルの暫定的適用。

- 7、赤十字国際委員会との協力。

- 8、敵対終結協定は共同境界の画定で国際平和維持使節団の終結を確保する。

かくて、一二月一九日アルジェで、以下のエチオピア政府・エリトリア政府協定が成立した。その要点は、以下の通り。

- 1、軍事敵対状態の相互終結。
- 2、敵対終結協定の尊重。

3、双方の領土の者に対する人道的待遇。
4、国連地図製作者の協力。
5、領土保全の尊重。
6、仲裁境界委員会の設立。
そして、国際仲裁裁判所は、現地画定委員会による二〇〇二年四月一三日西部、中央部、特に東部にわたる国境線の画定に入ることを決めた。裁定の要点は、以下の通り。

- 1、エリトリア・エチオピア境界委員会の設立。
- 2、中央部の一九〇〇年七月一日イタリア・エチオピア条約、西部の一九〇二年五月一五日英国・エジプト・コンドミニウム協定、東部の一九〇八年五月一六日エチオピア・イタリア条約による検証。
- 3、三つの部分の地理的検証と境界の確認。
かくて、七月八日エリトリア・エチオピア境界委員会
は、以下の通り境界画定指針を決定した。
 - 1、委員会手続き規則に従う画定指針を確認。
 - 2、現地事務所の役割。
 - 3、UNMEEとの協力。
 - 4、画定の決定。

5、地雷撤去。
6、境界標の設定。
7、画定の特別規定。
そして七月二〇日仲裁裁判所は、(1)境界画定への速やかな着手を確認し、(2)当事国による二〇〇〇年一二月協定の作業の遂行、及び二〇〇二年四月の決定の実施確認を命令した。

二〇〇二年八月一四日エチオピア・エリトリア紛争に関する国連決議1430(2002)は、(1)UNMEEの委任調整、(2)暫定安全保障地帯の評価、(3)国連決議1398(2002)の地域を含む和解努力の要請を提起した。次いで九月六日エチオピア・エリトリア紛争に関する国連決議1434(2008)は、(1)軍事オブザーバーの委任延長、及び(2)UNMEEの履行を検討しつつ、アルジェリア協定の進展を確認した。

事態の遅れで、二〇〇三年七月八日エリトリア・エチオピア境界委員会は、以下の二点を確認した。

- 1、二〇〇三年二月九日命令の処理。
 - 2、画定指針の再確認。
- しかし、翌三月双方が主張している国境マツバドメ村

がエリトリアの帰属と決まったことで、エチオピアはこれに反発し、占領を続け、二〇〇四年一月二五日エチオピア・エリトリア紛争に関する五項目の決定で、ようやくエリトリア・エリトリア境界委員会の決定を受諾した。一月一〇日エリトリアは、エチオピア五項目の決定を確認し、エチオピアに対し領土からの撤退を要求した。同日国連エチオピア・エリトリア派遣団 UNMEE は二〇〇八年一月二日まで任務を継続し、二月一か月、エチオピアは対応措置をとり、二〇〇八年七月の国連決議 1827(2000) は平和的解決の委任を解き、UNMEE は引き揚げることで、一方、アルジェ協定の履行とエチオピアとエリトリア間の平和の基礎を確認し、エチオピア及びエリトリアに対し国際連合調停を要請した。

二〇〇五年一月一八日エリトリア・エチオピア請求権委員会は部分裁定を下した。⁽⁴⁾

二〇〇八年一月一八日裁判所請求権委員会は、エリトリアに対し国境紛争で両国間に生じた損害に対する補償の差額一、〇〇〇万ドルをエチオピアに支払うよう命令し、エリトリアは裁定の受入れを表明した。二月をもって UNMEE は完全に撤退した。

(6) ブルキナファソ・ニジェール国境紛争事件

一九八七年三月二八日ニジェールとブルキナファソは、ンゴウマ高地の両国国境を平和的手続きにより解決することを決定し、同日の協定及び議定書が成立した。この地域は上部セネガルに併合され、上部ボルタとして分離した経緯がある。

そうしたなか、二〇〇九年二月二四日両国はこの問題を国際司法裁判所に付託する特別協定に合意し、二〇一〇年五月国際司法裁判所に付託された。それにより、二〇一三年四月一六日裁判所は、地理的調整で境界地点を画定した。そして七月一二日裁判所の命令で専門家による画定が遂行された。

(7) ベナン・ニジェール国境紛争事件

ベナンはニジェールとの国境地帯の領土をめぐる帰属対立となり、二〇〇一年六月一五日国際司法裁判所に付託することに合意し、二〇〇二年四月同裁判所に付託した。これは、ニジェール河レテ島の帰属問題の対立であり、二〇〇〇年五月同島の建設中のベナン施設をニジェール軍が破壊し、六月の両国首脳会談が決裂した経緯があった。同六月アフリカ統一機構に仲裁を要請した

が、結局、二〇〇一年六月一五日の特別協定で国際司法裁判所に持ち込まれた。

二〇〇五年七月一二日国際司法裁判所は、ニジェール河の八九の島の双方の帰属を決定した。

(8) ギニアビサウ・セネガル海洋境界画定事件

ギニアビサウは、セネガルとの領海事件を一九八九年七月三一日国際司法裁判所に対し仲裁裁判を付託し、一九九〇年一月ギニアビサウ当局によりセネガル漁船が拘束される事態となり、その要請された仮保全措置は海洋の開発の権利にはないと一九九〇年三月二日裁判所は仮保全措置を却下した。そして一九九一年一二月の判決で、両国の領海、接続地帯、及び大陸棚は有効であると確認した。

一九九五年三月一二日裁判所は、一九九三年一〇月一四日両国の協定で共同開発のための手続きが決まったので、一九九五年九月二日開発問題が原告ギニアビサウは提訴を取り下げ、一月八日訴訟は打ち切られた。

両国運営及び協力協定の要旨は、(1)共同開発地帯の設定、(2)漁業及び大陸棚資源の配分の設定、(3)それぞれの権利行使の確認にあった。

そして、一九九六年一〇月四日ギニア・セネガルの海洋画定協定が締結されたが、公表されていない。

ギニアビサウの一九九六年一月一八日の国際司法裁判所判決は、一月二日ギニアビサウの要請で、控訴を撤回したことで終了したと確認された。

一九九一年十二月一七日ギニアビサウ対セネガル仲裁事件の国際司法裁判所判決の通りである。

裁判所は、……

18、仲裁の機能条項は、以下の通りである。

「以上に述べた理由のために、裁判所は、一票対一票により、以下の通り決定する。

仲裁協定の第二条を形成する第一問題に従う回答として、一九六〇年四月二六日の書簡交換により締結された協定は、そして海洋境界に関して、同協定に言及された単独地域、すなわち、領海、接続地帯、及び大陸棚に関してギニアビサウ共和国とセネガル共和国間の関係に法律は有効である。二四〇度で引かれる直線は航程線である」(第八八節)。

34、したがって、裁判所の見解において、仲裁が現実に多く書いて存在しているとするギニアビサウの意図は受諾できない。

61、ギニアビサウは、仲裁協定の第九条二項に従い、裁判所

の決定は、「地図の境界線を引くことを含め」ており、そして仲裁裁判により見出されるような地図はないと想起される。ギニアビサウの意図は、裁判所としてはまた、同地点に関するその決定のための十分な理由はあり得ない。それは、仲裁は、これら理由のために、全体的に無効であり有効でないと見做されることが意図されるからである。

69、これら理由から、

裁判所は、

(1) 全会一致で、

ギニアビサウ共和国とセネガル共和国間の一九八五年三月一二日の協定に従い、設定された仲裁裁判による一九八九年七月三十一日の仲裁裁定は延長できないと、ギニアビサウ共和国の付託を拒否する。

(2) 一二票対四票により、

一九八九年七月三十一日の仲裁裁定は絶対に無効であり有効でないとしてギニアビサウ共和国の付託を拒否する。

(3) 一二票対三票により、

セネガル政府が一九八九年七月三十一日の仲裁裁定の適用をギニアビサウ政府に要請する追求はセネガル政府が正統化されないギニアビサウ共和国の付託を拒絶する。そして、セネガル共

和国のその結果の付託に関して、一九八九年七月三十一日の仲裁裁定は、無効であり、そしてそれに適用する義務にあるセネガル共和国及びギニアビサウ共和国を拘束するとのギニアビサウ共和国の付託を拒否する。

(1) サミール・アミン、北沢正雄監訳『世界は周辺部から変わる』第三書館、一九八二年。

Samir Amin, *Neo-colonialism in West Africa*, Harmondsworth: Penguin, 1973/ New York: Monthly Review Press, 1974.

Samir Amin, *Impérialisme et sous-développement en Afrique*, Paris: Editions Anthropos, 1976.

J・ウオデイス、アジア・アフリカ研究所訳『アフリカ』法政大学出版局、一九六三年。

ジャック・ウオデイス「アフリカにおける新植民地主義の一〇年間」平和と社会主義の諸問題、第一一九号、一九七一年七月。

細見真也『低開発国の一次産品輸出における矛盾』所内資料、アジア経済研究所、一九六八年。

磯部浩一「バーナード・ポーター著『帝国の批判者——一八九五年〜一九一四年にいたるアフリカにおける植民地主義に対するイギリス急進主義者の態度』一九六八年」経済論集、第一五号、一九七一年三月。

ウォルター・ロドネー、北沢正雄訳『世界資本主義と
アフリカ——ヨーロッパはいかにアフリカを低開発化し
たか』拓植書房、一九七八年。

(2) Michel Wolfers, *Politics in the Organization of
Africa Unity*, London: Methuen, 1976.

Berthanykun Andemicael, *The OAU and the UN:
Relations between the Organization of African Unity
and the United Nations*, New York: The United Nations
Institute for Training and Research by Africana, 1976.

Zdenek Cervenka, *The Unfinished Quest for Unity:
Africa and the OAU*, London: Friedman/ New York:
Africana Publishing Co., 1977.

Yassin El-Ayouty & I. William Zartman eds., *The OAU
after Twenty Years*, New York: Praeger, 1984.

Amadu Sesay, Olusola Ojo, & Orobola Faseun, *The
OAU after Twenty Years*, Boulder: Westview Press, 1984.

C. O. C. Amate, *Inside the OAU: Pan-Africanism in
Practice*, London: Macmillan/ New York: St. Martin's
Press, 1986.

(3) 植民地条約の有効性の確認は、以下の関係文件によ
り確認されている。

一九七九年八月五日モーリタニアとポリサリオ戦線間
の平和協定。

一九八三年九月一六日オートボルタ共和国とマリ共和

国の特別協定。

一九八七年三月二八日両国間の国境設定に関するニ
ジェール共和国政府とブルキナファソ革命政府間協定。

一九八七年七月二九日チャド・リビア紛争に関するア
フリカ統一機構決議 AHG/Res.167 (XXIII)。

一九八九年七月二六日チャド・リビア領土紛争に関す
るアフリカ統一機構決議 AHG/Res.184 (XXV)。

一九九八年六月二六日エチオピア・エリトリア紛争に
関する国連決議 1177 (1998)。

一九九八年一月一七日エリトリア・エチオピア間紛
争の平和的解決の枠組協定。

一九九〇年七月一日チャド・リビア紛争に関するア
フリカ統一機構決議 AHG/Res.200 (XXVII)。

一九九〇年八月三十一日リビア・チャド領土紛争に関す
るリビア・アラブ社会主義・人民ジャマヒリア対外連
絡・国際協力人民委員会書記の国際司法裁判所の登録。

一九九九年四月三十一日エリトリア・エチオピア——
OAU枠組協定及びその様式のための技術取決め。

二〇〇〇年五月二四日エチオピア・エリトリア間紛争
に関するアフリカ統一機構声明。

二〇〇〇年六月一九日エチオピア連邦民主共和国政府
とエリトリア政府間の敵対終結協定。

二〇〇〇年十二月一九日エチオピア政府・エリトリア
政府協定。

二〇〇二年四月一三日エリトリア・エチオピア国境に関する国際仲裁裁判所の決定。

二〇〇九年二月二四日ブレキナファソとニジェール共和国特別協定。

（4） 根本和幸「判例研究エリトリア・エチオピア武力行使の合法性に関する事件」上智大学法学論集、第五一卷第二号、二〇〇七年。

3 アフリカ連合の境界計画

現在、アフリカの課題は「平和の定着」局面にある。

それは、西アフリカにおけるシエラレオネ事件、リベリア事件などに直面し、そのアフリカ紛争の根本的な要因としては、国家の脆弱性、国家権力の正統性の欠如、権力闘争、指導制の欠如、部族単位の政治、良好な政治の失策、利益の不平等な配分、いいかえれば、破綻国家にあった^①。かくて、アフリカの平和と安全保障には、国際社会の関与とアフリカ諸国自身の紛争解決への決意と誓約が求められた。

そこでは、パン・アフリカ主義による国民形成のシナリオと実現の原則及び経験が破綻している。そこで選択

されたのが、欧州アイデンティティのモデルであり、それは、共通の歴史を有する国民国家で構成される共同体を基礎して形成される文脈にあつて、これまでのアフリカの負の歴史を認めないのではなく、負の遺産を認めつつも、近代的モデル——いわゆる西欧的尺度——でアフリカを改めて捉え直すという視角である。けれど、破綻国家は、国家の権力機構及び安全保障機構の崩壊——国家に属さない武装機構の出現と軍機構の瓦解——にあるからである。その文脈で、アフリカ価値観の再発見が求められた^②。

こうしたなか、安全保障に対するパン・アフリカの野望は影を薄くし、一九九三年六月の第三〇回カイロ OAU 首脳会議で、紛争予防・管理・解決メカニズム (MCPMR) 樹立に関する宣言が採択され、それは予防外交と紛争監視及び調整のための使節団派遣を重点に置き、平和基金を設けていた。しかし、一九九五年六月アジスアババで開催の OAU 首脳会議でムバラク・エジプト大統領がテロの標的に会うという事件が起こり、MCPMR はその限界を露呈した。そこで、カダフィ大佐とトリッキ・リビア・アフリカ担当相の爆弾的工作に

より一九九九年九月シルテ特別首脳会議でアフリカ合衆国提案が打ち出され、二〇〇〇年七月ロメ首脳会議でアフリカ連合（AU）の制定法が採択された。同法は二〇〇一年五月発効し、二〇〇二年七月ダーバン首脳会議を経て、AUは正式に発足した。

AUは、その目的として、以下の項目を掲げている、

- (1) 加盟国の国家主権、領土の一体性、及び独立の保全。
- (2) アフリカ大陸の平和、安全保障、安定の推進。
- (3) 共通防衛政策の実施。
- (4) 加盟国間紛争の平和的解決。
- (5) 加盟国間の武力の行使及び威嚇の禁止。
- (6) 他国の内政不干渉。
- (7) 人道的罪に対するAUの介入。
- (8) 加盟国の平和と安全保障の中で共存する権利。
- (9) 平和と安全保障の再建のためAUの介入を要請する加盟国の権利。
- (10) 民主主義の原則、人権、法の支配、良好な政治の尊重など³⁾。

AUは、OAUと違い平和と安全保障を軸とし、かくて平和・安全保障理事会が創設され、加えて、包括的な紛争対処過程のために、安全保障、安定、開発、及び協力の四つを「瓢箪」と列記したアフリカの安全保障、安定、開発、及び協力会議 CSSDCA 過程が導入され、市民社会の動員などが提起されることになった。

この方針に従い、以下の二つの文書が採択され、その要点は次の通りであった。

二〇〇〇年七月一日―二日採択（ロメ）、アフリカの安全保障、安定、開発、及び協力会議 CSSDCA の厳粛宣言 AHG/Decl.4 (XXXVI)。その要点は、以下の通り。

- 1、CSSDCA 過程の着手と履行。
- 2、安全保障、安定、開発、及び協力の原則、行動計画、履行メカニズムを確認。

二〇〇二年七月八日―九日採択（ダーバン）、アフリカの安全保障、安定、開発、及び協力の了解覚書 OAU CIVIL SOCIETY.3(III), Annex。その要点は、以下の通り。

- 1、中核価値とそれへの誓約、中核遂行指標を確認。
- 2、安全保障に従う立法集成及び共同防衛を二〇〇五年までの樹立、不侵略協約の二〇〇六年の締結、平和支援作戦能力の強化、早期警戒制度、アフリカ国境、信頼醸成措置などを注解。

- 3、安定に従う民主社会などの中核遂行指標を指摘。
- 4、開発に従うインフラストラクチャーなど中核遂行

指標を指摘。

5、協調に従う政策の調和化など中核遂行指標を指摘。

6、CSSDCA過程の履行枠組を設定。

7、CSSDCA過程の履行枠組及び計画の点検。

ここに安全保障、安定、開発、及び協力の用語が、関係の文書では四つの瓢箪として言及され、AUの課題として一般化された。

CSSDCAの厳粛宣言は、以下の通りである。

1、われわれ、アフリカ統一機構（OAU）加盟国国家・政府首脳は、トーゴのロメの第三六回会議に会合し、二〇〇〇年五月八日―九日アブジャで持たれたアフリカの安全保障、安定、開発、及び協力に関する会議（CSSDCA）の閣僚会議報告を検討した。閣僚会議は、アフリカの平和、安全保障、及び連帯の年としての二〇〇〇年宣言をした一九九九年七月アルジェリアで採られた決定、同様に偉大社会主義人民リビア・アラブ・ジャマヒリアのシルテの第四回特別首脳会議で一九九九年九月九日に採択された宣言に従い招集され、それはなんづくアフリカ連合の樹立及び閣僚会議の招集を決定した。

2、われわれは、幾年かにわたり、わが大陸の政治的安定及び経済的開発を促進するべくとった決定を想起する。安定を促

進する空間において、開発における民衆参加のためのアフリカ憲章、及びアフリカにおける政治及び社会経済状況及び世界の平和に対してとる基本的変更に関する宣言が一九九〇年に採択された。

3、一九九三年六月エジプトのカイロにおいて、われわれは、OAU内部において、紛争の防止、運営、及び解決のための新しい制度的動態を進める、紛争防止、管理、及び解決のためのメカニズムを樹立する宣言を採択した。一九八一年及び一九九八年にそれぞれ、人間及び人民の権利に関するアフリカ憲章、及び人間及び人民の権利に関するアフリカ裁判所の樹立に関する議定書が、採択された。双方は、恒久的平和及び持続的開発のための集団安全保障を促進するわれら機構の広範な目標の統合的部分として人権の促進、保護、及び遵守を確保するための重要な手段である。

4、一九九七年七月ハラレでのわれわれ首脳会議を通じて、われわれは、政府の非立憲的偏向に反対する立場をとった。

5、開発及び協力の地域において、ラゴス行動計画及びラゴス最終法は一九八〇年に採択された。アフリカの経済・社会共同体の樹立条約及びアフリカの経済・社会開発の再出発のためにカイロ議題はそれぞれ一九九一年及び一九九三年に採択でき

た。一九九九年九月のシルテ宣言は、経済統合過程の促進、及びアフリカの負債問題の対処のための措置が盛られた。

6、われわれは、これら関心事は、CSSDCA 過程に関するアフリカ指導制フォーラムにより着手されたイニシアチブの中核にある。われわれは、カンパラ文書で提案された通りアフリカの安全保障、安定、開発、及び協力に関する会議が一回限りの、しかもむしろ過程として確認していないことを記する。

一九九一年のカンパラ文書の四つの瓢箪にはつきり述べられている通り、CSSDCA 過程の施行地点は、多くのアフリカ諸国における安全保障及び安定の問題は、大陸の統合達成に必要とされ、そして大陸の社会・経済開発及び変容に批判的な、アフリカ協力間及び内部の必要なレベルを達成するそれらの能力が損なわれた事実の認識であった。これに関して、われわれは、CSSDCA 過程におけるわが施行を豊かにするアジスアベバでのわが専門家により仕上げられた改訂カンパラ文書及び作業文書の双方が有用である。

7、われわれは、その発足以来、わが組織により採られてきたすべての主要な決定は平和、安定、開発、統合、及び協力の間の内部連携を反映している。われわれは、CSSDCA 過程は、わが機構により最近着手された種々の活動間の相乗作用を創出

してきており、そしてそれ故に平和、安全保障、安定、開発、及び協力の領域における OAU の作業の強化に与る。それは、OAU の主要政策機関内部の共通価値の仕上げと前進のために政策開発フォーラムを提供する。

8、われわれは、CSSDCA イニシアチブに体现された相互作用方式のアプローチは、新しい千年において安全保障、安定、開発、及び協力の問題への特別な言及をもって、OAU の議題として追及される貴重な道具を提供している。

宣言の原則

9、OAU の範囲内のアフリカの利益の促進において、いわゆる瓢箪、すなわち安全保障、安定、開発、及び協力の四つの構成要素で構成される CSSDCA の重要性を認識して、われわれは、以下の一般及び特別原則を確言する。

一般原則

- (a) すべての加盟国の主権及び領土保全の尊重。
- (b) いずれのアフリカ国の安全保障、安定、及び開発は、他のアフリカ諸国のそれにと不可分に連繫している。一国の不安定は近隣諸国の安定を反映しており、そして大陸の統一、平和、及び開発にとり重大な意味を有する。
- (1) 加盟国は、すべての CSSDCA 原則を良好な誠実において

遵守し、そして履行を確保する。

特別原則

安全保障

10、安全保障はその全体像において、そして生命の基本的必要への接近をもつて平和裡に生存する人民の権利を含む全体性を展望すべきであることを認識して、他方、人間及び人民の権利に関するアフリカ憲章に言及された権利、及び彼ら社会の問題への自由な参加を自由に享受して、そしてアフリカ諸人民の安全保障に不可分に連繫したアフリカの安全保障、及びその加盟国のそれに留意して、われわれは、

以下の通り確言する。

(a) 安全保障は、CSSDCA 過程の柱として認識される。

……

協力

13、地域協力の重要性……

行動計画

14、CSSDCA 過程の指針となり、そしてこれら原則の履行のための測定を場所での必要性に合意に達する一般及び特別原則を確認して、われわれアフリカ統一機構国家・政府首脳は、

以下の行動計画に合意する。

そして、了解覚書は、そのなかで以下の通り言及された。

アフリカ境界

境界に関するカイロ首脳の決定に従い、二〇一二年までに、必要とされる国連地図政策単位の支援で、平和的な国家間関係を強化するために、未だなされていないアフリカ諸国間の境界の画定及び線引きを締結する。かかる行使の成行きは、アフリカ連合及び国際連合に置かれるべきである。過程が完了すべき二〇一二年に先立ち、履行状態の二年毎の検討がなされるべきである。

かくて、境界計画が提起されるところとなった。その課題は、(1)境界の維持と国境横断、及び(2)境界の画定及び線引きにあった。そして、以後、以下の文書が採択された。

二〇〇七年六月七日アフリカ連合の境界計画及びその履行様式に関する宣言、EX.CL/352(XI), Annex II。内容は以下の通り。

- 1、付属にアフリカ境界問題を指摘。
- 2、その展開として国境横断協力を提起。

二〇〇七年六月七日境界問題に与るアフリカ連合閣僚会議の報告、Doc.Ex.CL/352(XI)。内容は以下の通り。

- 1、境界計画の作業報告。
- 2、国境横断協力の専門家会合の報告。

二〇〇七年六月七日境界問題に与るアフリカ連合閣僚会議の決定、Doc.Ex.CL/352(XI)で、CSSDCAの厳粛宣言に従う境界計画の履行を確認した。

二〇〇九年一月三〇日アフリカ連合境界計画の履行に関する決定 DOC.EX.CL/459(XIV)´ EX.CL/Dec.461(XIV)。それは、以下の二点にあった。

- 1、アフリカ境界の地位問題——画定及び線引き——への対応を要請。

- 2、国境横断協力のイニシアチブの創設。

二〇一〇年七月二五日第二回境界問題に与るアフリカ閣僚会議に関する委員会報告の決定 DOC.EX.CL/585(XVII)´ EX.CL/Dec.563(XVII)。それは、以下の二点を確認した。

- 1、アフリカ境界計画の措置を勧奨。
- 2、アフリカ境界の日を制度化。

二〇一二年七月一三日第三回境界問題に与るアフリカ

閣僚会議報告に関する決定 DOC.EX.CL/726(XXI)´ EX.CL/Dec.703(XXI)。それは、以下の通り。

- 1、国境横断協力協約草案／ニアメ協約の仕上げを要請。

- 2、境界計画の履行のための二〇一三—二〇一七戦略計画を設定。

ここに境界計画の具体的取組みが明らかにされ、その課題が取り組まれるところとなっているが、以後のアフリカ連合境界計画の履行は十分明らかでない。

(1) Amos Sawyer, *The Emergence of Autocracy in Liberia: Tragedy and Challenge*, San Francisco: ICS Press, 1992.

真島 一郎「リベリア内戦の展開」アフリカ研究、第四三号、一九九三年。

檜林建司「リベリア内戦への西アフリカ諸国経済共同体と国際連合による介入」愛媛法学会雑誌、第二二巻第一号、一九九五年。

Abiodun Alao, *The Burden of Collective Goodwill: the International Involvement in the Liberian Civil War*, Aldershot: Ashgate, 1998.

Mark Huband, *The Liberian Civil War*, London: F.

Cass, 1998.

Abiodun Alao, John Mackinlay, & Tunmi Olonisakin, *Peacekeepers, Politicians, and Warlands: the Liberian Peace Process*, Tokyu/ New York: United Nation U. P., 1999.

Dorina Akosua Oduraa Bekoe, *After the Peace Agreement: Lessons for Implementation from Mozambique, Angola, and Liberia*, Ann Arbor: UMI Dissertation Services, 2002.

酒井啓巨「第二次リベリア内戦における国連平和維持活動の展開——ECOMIL から UNMIL へ」神戸法學雜誌 第五十二巻第四号 二〇〇四年。

Mary H. Moran, *Liberia: the Violence of Democracy*, Philadelphia: U. of Pennsylvania P., 2006.

David Harris, *Civil War and Democracy in West Africa: Conflict Resolution, Elections and Justices in Sierra Leone and Liberia*, London: I. B. Tauris, 2012.

Abou Jeng, *Peacebuilding in the African Union: Law, Philosophy and Practices*, Cambridge: Cambridge U. P., 2012.

Cassandra R. Veney & Dick Simpson eds., *African Democracy and Development: Challenge for Post-Conflict African Nations*, Lanham: Lexington Books, 2013. ハート・ノート・レビューに掲載されたもの。

Isiaka A. Badmus, *The African Union's Role in Peacekeeping: Building on Lessons learned from Security Operations*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2015.

Nichoai Hart Lidow, *Violence Order: Understanding Rebel Governance through Liberia's Civil War*, New York: Cambridge U. P., 2016.

Samuel M. Makinda, F. Wafula Okumu, & David Mickler, *The Africa Union: addressing the Challenges of Peace, Security, and Governance*, Abindon: Routledge, 2016.

(2) Harvey J. Sindima, *Africa's Agenda: the Legacy of Liberalism and Colonialism in the Crisis of African Values*, Westport: Greenwood Press, 1995.

Joram Mukama Biswaro, *Perspectives on Africa's Integration and Cooperation from the Organization of Africa Unity (OAU) to the African Union (AU): Old Wine in a New Bottle?*, Dar es Salaam: Tanzania Pub., House, 2005.

Martin Welz, *Integration Africa: Decolonization's Legacies, Sovereignty, and the African Union*, Abington: Routledge, 2013.

(3) Abdalla Bujra & Hussein Solomon eds., *Perspective on the OAU/AU and Conflict Management in Africa*,

Addis Ababa: African Center for Applied Research and Training in Social Development: Community of Sahel-Saharan States, Development Policy Management Forum, 2004.

Ulf Engel ed., *New Mediation Practices in African Conflicts*, Leipzig: Leipziger Universitätsverlag, 2012.

イギリス保守党・保守主義の 現状に関する一考察

—保守党中道派の保守主義に焦点を当てて—

渡 辺 容一郎

1. 問題の所在
2. キャメロン保守主義の理念と特徴
3. キャメロン保守主義の二大要素——「中道派」と「党内モダニゼーション」
4. 2010年議会の院内保守党におけるキャメロンの位置
5. 2016年イギリス保守党党首選挙の意義とメイ保守主義の一側面
6. 結びにかえて

1. 問題の所在

市場経済のグローバル化に伴う社会の分断化・格差の固定化は、既成政党への不信・不満を増大させたと言わざるを得ない。近年における欧米諸国の民意が、いわゆるポピュリズムや自国第一主義、あるいは欧州懐疑主義と結びつけて語られるようになってきたからである。

イギリスの場合、こうした傾向は、例えば2015年総選挙におけるスコットランド民族党（以下SNP）の躍進や、英国独立党（以下UKIP）の得票率上昇となって表れた。また、2016年に実施された「EU離脱の是非を問う国民投票」（以下EUレファレンダム）においても、離脱派の勝利という——いわば想定外の——結果をもたらした。最近の一連の民意を振り返ると、イギリス政治の基調はイデオロギーから（地域、

年齢層などの) アイデンティティに移行した⁽¹⁾感さえある。さらに、2017年の総選挙では、7年ぶり・戦後3回目のハングパーラメント(hung Parliament)⁽²⁾となって現在に至っている。

そこで本稿は、民意の受け皿の1つであり、またイギリス二大政党の一翼を担う保守党および保守主義に注目し、それらの現状について考察していきたい。本稿では、後述するように、キャメロン(David Cameron)の保守主義を、保守党「中道派」の保守主義として位置づけている。また、中道派保守主義者という点で、キャメロン前党首とメイ(Theresa May)現党首・首相との間には連続性があるとも考えている。それでは、イギリス保守党・保守主義における中道派(the Centre)とは何か。保守党内におけるその現状と位置づけは、どのようになっているのか。イギリス保守党・保守主義に関する先行研究を見る限り、中道派に関する研究は、残念ながら必ずしも十分とは言えない⁽³⁾。

こうした問題意識に基づいて本稿は、キャメロン(前)党首時代およびメイ党首——2005～2017年——のイギリス保守党・保守主義を分析対象とする。より具体的には、両者の連続性に注目しながら、主に以下の3点について解明していくことにしたい。

- (a) キャメロン保守主義の位置づけと、彼が保守党党首を辞任せざるを得なかった真の原因
- (b) メイが保守党党首に就任できた要因と、その保守主義の基本的性格
- (c) 今日のイギリス保守党・保守主義における「中道派」の存在理由と役割

2. キャメロン保守主義の理念と特徴

ハングパーラメント化に伴う自由民主党との連立とはいえ、1997年以来13年ぶりに保守党政権を誕生させたのが、2010年総選挙当時の保

守党党首キャメロンであった。キャメロンの保守主義とその理念は、「現代的で、思いやりのある保守主義」(modern, compassionate conservatism)とか「リベラル保守主義」(liberal conservatism)、あるいは「プラグマティックな保守主義」(pragmatic conservatism)といった概念で説明されることが多い⁽⁴⁾。

「現代的で、思いやりのある保守主義」は、2005年保守党党首選挙における「チーム・キャメロン」のスローガンであり、党首選挙終了後の当選受諾演説においても表明された理念である。それは、戦後福祉国家イギリスを象徴する国民健康保険制度(the National Health Service, 以下NHS)の維持や、同性婚への寛容といった社会リベラル政策を重視すると同時に、減税への支持をはじめ、それ以上に——サッチャー(Margaret Thatcher)以後の保守党党首としては初の言及となる経済的安定を強調した内容と言ってよい⁽⁵⁾。

次に「リベラル保守主義」は、前述した「2010年総選挙結果＝ハングパーラメント」に対する現実的反應に過ぎないが、平時では稀な「保守党＋自由民主党」連立政権(2010年議会：2010－2015)を可能ならしめたイデオロギーでもある⁽⁶⁾。後述するように、主要政策に関するキャメロンの立場を要約すれば、「自由市場を重視する経済的自由主義／社会リベラル／ソフトな欧州懐疑主義」となる。これは当時の連立パートナー、自由民主党のクレッグ(Nick Clegg)党首・副首相の立場「経済的自由主義／社会リベラル／親EU(EU残留派)」とほぼ合致している⁽⁷⁾。したがって、キャメロンのリベラル保守主義は、保守党内(特に右派)からの批判・造反を招きやすい欠点を持つ一方、穏健な他党とのコンセンサスを実現しやすい保守主義でもあった。換言すれば、サッチャー流のいわば対決型原理的保守主義とは一線を画すものであると同時に、(特に野党期においては)現実的な政権奪回を主眼に置くプラグマティックな保守主義とも言える。

そして「プラグマティックな保守主義」の具体例としては、以下の点を挙げることができる。即ち、(リーマンショックに伴う世界同時不況の

影響により、やむを得ない面もあったにせよ）野党党首期（2005－2010）の言動を翻し、政権奪回後の与党期（2010－2016）に、政府債務削減・緊縮財政実施を軸とするサッチャリズム再加工へUターンしたこと、党内「右派」の支持を取りつけるため、例えば欧州議会における中道右派系政党の統一会派「欧州人民党グループ」から保守党を離脱させたこと、さらには「家族の重視」といった伝統的価値観の必要性にも言及したりしたこと、などがそれである。

このようにキャメロンの保守主義とその理念に関しては、多種多様なレッテル貼りが可能となるため、イデオロギー的見地からすれば一貫性に乏しく、捉えにくい側面があることは確かに否定できない。しかし他方でキャメロン保守主義は、多面的かつ柔軟性のあるプラグマティックな性格も併せ持つと言える。言い換えるとキャメロン保守主義は、明確な単独のドクトリンとか教条的イデオロギーというよりも、保守党の政権奪回戦略の一環として、あるいは保守党モダニゼーション（現代化）の試み、即ち「態度」として理解すべきではないかと考えられるのである。

それゆえ、多面的で複雑なキャメロン保守主義の特徴をあえて大胆に要約すれば、以下のようなになるかもしれない。

- ・その最終目標……13年ぶりの政権獲得とその維持
- ・それを実現する手段……保守党のモダニゼーションと党内融和の実現
- ・それを正当化する言説……「現代的で、思いやりのある保守主義」「リベラル保守主義」「大きな社会」（the Big Society）構想⁽⁸⁾など

キャメロンが保守党党首に就任した2005年当時は、総選挙で労働党に3回連続敗北を喫した年でもあった。頑固な欧州懐疑派ではなかったにもかかわらず、次期（2010年）総選挙で政権交代を実現できそうなリーダー候補として党内（保守党下院議員および草の根黨員たち）から評価され誕生したのが、他ならぬキャメロン党首だったことは疑いない⁽⁹⁾。したがって、ブレア（Tony Blair）とその労働党（New Labour）を模範として、時代の変化・社会の流動性に適合しながら「当然の統治政党」

(the natural party of government) たる保守党を復活させる「戦略」的側面が、キャメロン保守主義では比較的大きなウェイトを占めていたと考えられるのである。

そこで今度は、戦後イギリス保守党・保守主義の全体的文脈のなかでキャメロン保守主義をどのように位置づけるべきか検討していくことにしたい。

3. キャメロン保守主義の二大要素

——「中道派」と「党内モダニゼーション」

野党党首時代初期のキャメロン保守主義について、イギリスの政治学者ガーネット (Mark Garnett) は、19世紀の保守党政治家ディズレーリ (Benjamin Disraeli) の理念をモチーフにしたとされる「ワンネーション」 (One Nation) 保守主義として捉えている⁽¹⁰⁾。一般的には、資本家と労働者という相対立する「二つの国民」を「一つの国民」として統合するため、公衆衛生や貧困問題解決など国家 (政府) の果たすべき役割を比較的重視するのが——それがディズレーリの真意かどうかはともかく——ワンネーション保守主義とされる。

確かにキャメロン保守主義のなかに、福祉国家見直しを推進したサッチャリズムに見られない「思いやりのある保守主義」的要素があることは否定できない。また、キャメロン自身、2003年以降、党内グループの1つ「ワンネーショングループ」 (the One Nation group) のメンバーでもあった⁽¹¹⁾。

しかしながら、そうした客観的事実があるにもかかわらず、キャメロン保守主義をワンネーション保守主義として捉えるのは不適當と言わざるを得ない。何故なら、後述するように、ワンネーション保守主義の場合、社会問題の解決を目指して介入するアクターは——繰り返しになるが、これがディズレーリの真意かどうかは別として——「国家」 (政府) だとされている。ところが、キャメロンが重視し期待する

アクターは、その「大きな社会」構想にも見られるように、国家あるいは政府ではなく、ボランティア団体や社会企業、各種 NGO、そして地方・地域をベースとした「社会」(society) もしくは「コミュニティ」(community) だからである⁽¹²⁾。

また、上述した保守党内ワンネーショングループのメンバーには、後のサッチャリズムの先駆者となるパウエル (Enoch Powell) やジョーゼフ (Keith Joseph) も——1950 年代当時——含まれていた。その意味で、ワンネーショングループは党内様々な意見の持ち主が集うフォーラム的役割を持っていたとして、同グループを純然たる保守党内左派集団と見る従来の捉え方を批判する見解もある⁽¹³⁾。

では、前述した特徴を持つキャメロン保守主義についてはどのように理解すればよいのであろうか。イギリスの政治学者ヒックソン (Kevin Hickson) は、戦後イギリス保守主義をその政治思想の面から 4 つに分類し、それぞれがウェイトを置く価値や目標、中核的理念や特徴などを以下のように指摘している⁽¹⁴⁾。

① 伝統的トーリー主義 (Traditional Toryism)

- ・ 伝統的社会構造のなかでこそ個人の自由は保障される
- ・ 個人に対する不介入と最小国家の強調
- ・ イングランド (人) 性 (Englishness) を中心としたナショナルアイデンティティの重視
- ・ 牧歌的側面と好戦的側面との併存

② ニューライト (New Right)

- ・ 効率性と自由の尊重
- ・ 国家介入批判

③ 中道派 (Centre)

- ・ 個人の自由をコミュニティとの関連で重視
- ・ 公共サービス改革を志向
- ・ 党内対立の融和

- ・プラグマティックな態度と党への忠誠を重視

④ ワンネーション (One Nation)

- ・自由市場主義と介入主義との両立
- ・ディズレーリの理念の尊重
- ・社会問題への国家介入を志向
- ・思いやりのある保守主義

一般的には、①「伝統的トーリー主義」と②「ニューライト」が党内「右派」、そして④「ワンネーション」が党内「左派」としてイメージされることが多い。しかしここで注目されるのは、③「中道派」の存在を指摘したうえで、これを「ワンネーション」と区別している点である。

この分類、即ちヒックソン・モデルに従うと、キャメロン保守主義には伝統的なワンネーション的側面も一部含まれるにせよ、基本的には「中道派」保守主義の現代版として理解できるのではないかと考えられる。その理由は以下のとおりである。

第1に、既述のようにキャメロン保守主義は、自由市場主義を尊重しつつも、グローバリゼーションとそれに伴う社会問題の解決——‘broken society’の治療——に関しては、「社会」や「コミュニティ」の果たす役割を比較的重視する⁽¹⁵⁾からである。ゆえにキャメロンが「現代的で、思いやりのある保守主義」について言及したとしても、それは従来的な「福祉国家」による「思いやり、ではない。

第2に、近年では「社会保守」対「社会リベラル」、そして「ハード・ブ렉ジット (hard Brexit)」対「ソフト・ブ렉ジット (soft Brexit)」という構図で表面化しがちな党内対立を、13年ぶりの——自由民主党との連立も含めて——政権奪回・維持という目標を通じて融和・回避しようとしたのがキャメロンであった。同時にキャメロン自身、サッチャーなどに比べれば、党首として柔軟かつプラグマティックな——これをネガティブに捉えればオポチュニスティックな——態度を示す

ことも多かったように思われる。結局そうした態度が、イデオロギー面における一貫性の弱さという（主に党内右派からの）キャメロン評価に繋がったのではないかと見られる。

第3に、NHS など公共サービス改革を重視するキャメロンの姿勢は、かつてブレアが労働党で行った党内改革ないし党内モダニゼーションのそれにほぼ近いと考えられる。

以上の理由により、キャメロン保守主義をめぐっては、どちらかと言えばイギリス保守党「中道派」の側面をキャメロン党首が現代風にアレンジした結果として解釈することもできるのである。

加えて、このような柔軟かつ戦略的側面の濃いキャメロン保守主義の説明に欠かせないもう1つの要素が、保守党の政権奪回・維持を可能ならしめるための「党内モダニゼーション」ではないかと思われる。キャメロンは、メディアによる党内「左派／右派」という評価やレッテル貼りを慎重に避けたうえで、「モダナイザー」(moderniser) という立場を強調して、2005 年保守党党首選挙に立候補していたからである。そこで今度は、キャメロン保守主義をさらに深く読み解くため、イギリス政党政治におけるモダニゼーションとキャメロンの関連について検討してみることにしたい。

周知のように「モダニゼーション」という言葉は、様々な意味や文脈で用いられる。ここで保守党の(党内)モダニゼーションと言う場合、それは1997 年以来の政権奪回を目的とする党イメージ回復や党組織改革のほか、労働党に奪われて久しい普通の中間的立場の有権者「センターグラウンド」(centre ground) の支持を取り戻そうとする、「党首」主体の一連の試みを意味している。基本的には「野党」時代の試みと言えるが、「与党」期にもこれを継続することは不可能ではない。このように、党内モダニゼーションと言っても、それはあくまで「目的」のための「手段」に過ぎない⁽¹⁶⁾ことが分かる。

キャメロン保守主義を党内モダニゼーションという視座で見た場合、やはり既述のとおり「ワンネーション」ではなく、「中道派」の保守主

義に近いことが明らかとなる。何故なら、例えばイギリス保守党研究者コーリー（Philip Cowley）らも、後述するように院内保守党をグループ別に分類し、キャメロンやオズボーン（George Osborne）元財務大臣に代表される当時の党内モダナイザー派のイデオロギー的特徴を「社会リベラルでありながら自由市場の信奉者で、なおかつソフトな欧州懐疑主義者」⁽¹⁷⁾と位置づけているからである。

また、キャメロンが実践した党内モダニゼーションのアプローチについて、政治学者のピール（Gillian Peele）とフランシス（John Francis）は、それを「サッチャー派勢力から保守党を切り離す任務」と位置づけたうえで、「前任党首たちの関心事を切り離すのではなく、前任党首たちのメッセージに合わせて、自分が見つけた理想と現実とのギャップを補うことを提唱した」のがキャメロンだったとする。そしてこれこそ「‘and conservatism’として知られるようになったアプローチ」と見るのである⁽¹⁸⁾。この点についてピールらは、以下のとおりさらに詳しく説明している。キャメロン保守主義と党内モダニゼーションとの関係を掴むうえで不可欠な言及・指摘だと思われるので、少々長くなるが引用することにしたい。

「確かにキャメロンは、昔のウェット 対 ドライという分裂の再現を望んでいなかったし、むしろ政府の役割に関する論争をサッチャー時代のそれとは異なる次元に移そうとしていた。彼は穏健かつ思いやりのある保守主義というスタイルでプロジェクトを組みたいと願っていたのである。社会に関して保守主義が包摂的になっていくことを彼は望んでいたが、その保守主義は、パターナリズムや膨張した政府との関わりを一切持たず、時どき『ワンネーション』保守主義の伝統と関わりを持つという程度のものであった。新しい進歩的な保守主義ヴァージョンは、サッチャリズムの結果から生じた、国家と市場の役割の変化を考慮したものでなければならぬとキャメロンは考えた。そのため、大きな政府という不可抗力的なものにも、市場という予測不可能なものにも、どちらにも頼らない方法で国内の社会問題やグ

ローバルな諸問題への解決をもたらす内容が、新しい保守主義には求められたのである」⁽¹⁹⁾。

以上の考察から、キャメロン保守主義については「党内モダニゼーションを手段とした、中道派的要素の濃い保守主義」として理解することが可能となるのである。

4. 2010 年議会の院内保守党におけるキャメロンの位置

上述した特徴と諸要素を持つキャメロン保守主義は、2010 年議会当時の院内保守党（保守党下院議員団）において多数派ないし主流派の位置を占めていたのであろうか。結論から言えば、保守党下院議員たちの間で「党首キャメロン」の保守主義を支持する議員は少数派でしかなかったと言わざるを得ない。

例えば、イギリス保守党研究、とりわけ院内保守党分析の泰斗ヘッペル（Timothy Heppell）によれば、2010 年議会の院内保守党で、当初「モダナイザー」としての特徴を備えていたのは「社会的リベラリズム」とされている。そしてヘッペルの分析に従うと、この社会リベラル派として分類可能な保守党議員は、当時の院内保守党全体の 29.8%（306 人中 91 人程度）しかなかった⁽²⁰⁾とされているからである。

この比率を、さらに別の角度から検討してみよう。

前述のコーリーらは、2010 年議会の院内保守党について、採決リストや院内討論の内容等に基づき分析を試みている。それによると、保守党下院議員たちのイデオロギー的立場は次の 8 つにグループ化できる⁽²¹⁾とされる。コーリーらの説明に従い、各グループの特徴を整理して要約すると以下のとおりとなる⁽²²⁾。

① 党内モダナイザー派（Modernisers）… 14%

キャメロンの政権奪回プログラムを承認し、連立政権の言動・方針をほぼ支持している議員たち。社会リベラル／自由市

場主義者／ソフトな欧州懐疑主義。対 EU 問題では党の方針に従うケースが多い。

② 伝統的右派 (Traditional right) … 12%

党内モダナイザー派の対極に位置づけられる。ハードな欧州懐疑主義／EU レファレンダム支持／対 EU 問題における党内造反の常習犯で社会保守。‘Flag, Faith, Family’ をモットーとし、国家構造の擁護者を自任。党内モダニゼーションとキャメロンのリーダーシップについては、最も批判的な立場である。

③ サッチャー派 (Thatcherites) … 22%

党内最大の議員グループで経済的自由主義。社会保守ではあるが伝統的右派ほどではない。欧州懐疑的ではあるが、これも伝統的右派に比べればソフトでバラエティに富んでいるとされる。EU 離脱よりも残留条件改善のほうに関心を示す傾向がある。キャメロンのリーダーシップや党内モダニゼーションのプロセスに敵意を示すことは少ないが、進歩的な改革についてはこれを疑問視する。

④ 急進派 (Radicals) … 19%

経済政策に関してはサッチャー派に近いものの、社会リベラルな見解も持ち合わせる。そのため、サッチャー派と党内モダナイザー派との懸け橋的役割を担う存在として位置づけられている。

⑤ リバタリアン派 (Libertarians) … 5%

社会リベラルでありながら、経済的自由主義やハードな欧州懐疑主義を頑固に信奉する議員たち。同性婚に関しては、法案そのものに反対するというより、宗教上の理由に基づいてこれに異議を唱える。UKIP に鞍替えした 2 人の議員は、このグループに属していたとされる。

⑥ ポピュリスト (Populists) … 3%

院内保守党内で最少。社会保守でありながら、その他大勢の

保守主義者以上に政府介入志向でもある。労働組合にも比較的多くいるとされる。キャメロンのプロジェクトそのものに敵意を示すことは特にないが、自らの掲げた争点や大義を追求したり、党組織のカベを越えて行動したりする傾向がある。

⑦ 親欧州派 (Pro-Europeans) … 11%

いわゆる Europhilia というほどではないが、イギリスの EU 残留とその現状（当時）にほぼ満足しているため、ヨーロッパ問題をめぐる党内造反に加わろうとしない議員たち。選挙制度改革や貴族院改革に肯定的であり、その点で自由民主党議員にやや近いかもしれない。ワンネーション的諸集団に関わることも多く、またその3分の2が社会リベラルである。1990年代当時は、イギリス保守党研究の泰斗ノートン（Philip Norton）が Damp と呼んだ議員たちと共に、いわゆるウェット派（Wets）——サッチャー的ドライ派（Dries）に批判的で、国家介入志向かつコンセンサスポリティクス重視派——のコアを形成していた。しかし30年後の今日、その大半は現役を退いている。それゆえ、少数派ながら他のいかなるグループよりも古参議員が多いとされる。

⑧ 党忠誠派 (Party faithful) … 13%

1990年代当時のイギリス保守党議員を分析・分類した際、前述したノートンが名づけた呼称である。上記7つのカテゴリーに分類できるほど一貫した見解は持たない議員を指す。もっともそれは、確固たる見解を持っていても、それを他の問題と結びつけたり、他のグループに属する議員たちと同盟を組んだりすることはないという意味においてである。それゆえ、この議員たちが忠誠の対象とするのは「党」であり、「党首」ではない。分析方法や分類基準が異なるとはいえ、ノートンが初めてこの存在に注目した1990年代当時、党忠誠派に分類できる議員は院内保守党の58%とされていた。しかしながら、2010年現在では

13%しかいないことになる。

以上の分類に基づき、キャメロン時代のイギリス保守党・保守主義を検討する。

先ず、コーリーらも指摘するように、30年前に比べて党忠誠派が少なくなっているということは、(単純に比較することはできないが)院内保守党が従来以上に factional かつイデオロギー的存在になってきたことを意味している。換言すれば、この分析結果は、1990年代にはじまるメージャー (John Major) 党首・首相時代以降、保守党党首のリーダーシップが相対的に弱まってきたとされる理由を解明するうえで役立つ。また、経済問題はともかく、ヨーロッパ問題や社会道德問題をめぐる党内論争・分裂が未だに深刻⁽²³⁾という事実を説明する手がかりにもなり得ると言えよう。

次に、その政治手法やスタイルではなく、イデオロギー的に見て「ポピュリスト」⁽²⁴⁾とされる保守主義者は2010年議会において党内「最少」勢力だったという点が注目される。見方を変えれば、ポピュリズムの時代とも言える今日、イギリス保守党・保守主義が——2016年にキャメロンがEUレファレンダム実施に踏み切るなど、レファレンダムを多用する傾向が強くなったとはいえ——基本的には(イデオロギーとしての)ポピュリズムに一定の距離を置いている事実も浮かび上がってくる。

しかし他方でイギリスの政治学者 (Tim Bale) も指摘するように、「社会保守」でありながら「政府介入志向」の強い有権者が現在のイギリスでは大半⁽²⁵⁾だとすれば、イギリス保守党も保守主義も、いわゆる民意を十分反映し切れていないことになるのかもしれない。いずれにせよ、保守党中道派あるいは党内モダナイザー派を代表していたと考えられる当時のキャメロン保守主義が、イギリス保守党的意味での「ポピュリスト」でなかったことは明白である。

そして最後に、党首キャメロン (当時) の党内位置についてである。

ほぼ純然たるキャメロン派とも言うべき「党内モダナイザー派」が院内保守党のわずか14%に過ぎないという状況は、党首の党内基盤安定という点から見れば驚くべき事態と言っても過言ではない。上記の分析によると、キャメロンに比較的好意的な「急進派」(19%)を加えても、キャメロンの党内支持基盤は全体の33%でしかないからである。したがって残り3分の2は、争点にもよるが、当時の党首キャメロンの敵に回る可能性すら否定できない存在だったということが分かる。

それゆえ、当時の院内保守党全体の13%を占めていたとされる「党忠誠派」⁽²⁶⁾の支援を獲得することが、キャメロンの党内リーダーシップとその保守主義においては決定的に重要な意味を持っていたのである。逆に言えば、2010年の政権復帰後もキャメロンとその一派は、同僚保守党議員団のなかで浮いてしまう可能性に悩まされ続けたと推察される。EUレファレンダムでキャメロンの「残留派」が敗れた後、総選挙に敗北した訳ではなく、また党内から留任論も出ていたのにキャメロンが辞任せざるを得なかった真の原因は、こうした点から理解する必要があると言えよう。

5. 2016年イギリス保守党党首選挙の意義とメイ保守主義の一側面

上述した理由に加え、2015年総選挙で保守党が単独勝利を収めたにもかかわらず全野党との議席差が12議席しかなかったこと。下院議員に復帰して「ポスト・キャメロン」を狙い始めたジョンソン（Boris Johnson）や、キャメロンの盟友ゴーブ（Michael Gove）がEU「離脱派」を支持したこと。これらもまた、2016年におけるキャメロン退陣の真の原因を説明する合理的理由として指摘できる⁽²⁷⁾。

そして院内保守党におけるこれら全ての諸要素は、現党首・首相のメイにも当然当てはまると思われる。そこでここからは、キャメロンの後継党首に就任した——知られざる——メイとその保守主義につい

て検討してみることにしたい。

周知のように、キャメロン辞任後の7月に実施された2016年保守党党首選挙では、当初5人——メイ、ゴープ、クラブ（Stephen Crabb）、女性でエネルギー担当閣外相だったレッドサム（Andrea Leadsom）、そして2005年党首選挙で出馬した経歴を持つフォックス（Liam Fox）——が立候補していた。全国約15万人とされる党員の無記名郵便投票で行われる決選投票は、党下院議員のみ投票可能な一連の予備選挙で勝ち残った上位2名、即ち当時内務大臣だったメイと、ほとんど無名に近いレッドサムとの（同党史上初となる）女性議員同士の一騎打ちとなるはずであった。しかしながらレッドサムが党首選撤退を途中で表明したことによって、最終的にメイが——2001年のハワード（Michael Howard）党首以来——実質上ほとんど無投票当選に近い形で新党首に選出された。

新党首となったメイは、メジャー保守党がブレア労働党に地滑り敗北を喫した1997年総選挙で、バークシャーの保守党安泰選挙区マイデンヘッドから立候補し初当選を飾っている。1997年から2010年まで続いた野党時代に下院リーダーや様々な「影の大臣」職を地道に積み重ねた経歴（党への忠誠）が評価され、キャメロンによって主要ポストの内務大臣に任命された。2016年に党首・首相に就任するまで凡そ6年間内務大臣を務めることになったが、これは1890年代以降就任した内務大臣の最長在任記録となっている。内相時代のメイは、移民増加やテロとの戦いといった難題に直面したが、それら进行处理していくうちに、「信頼のおける人」（a safe pair of hands）という肯定的なイメージが次第に党内で定着していった。その結果メイは、必然的にポスト・キャメロンを狙える有力かつ潜在的な候補者の1人となっていた⁽²⁸⁾。

したがってメイは、キャメロンのように国民を鼓舞するカリスマ的（政治スタイルとしての）パフォーマンスによってではなく、地道な仕事ぶりとそれに伴う党内融和の手腕や可能性のほうで、党内から期待されたのではないかと思われるのである。また、事実上ほとんど無投票

当選に近い形でキャメロンの後継党首にメイが選出された別の要因として、以下の可能性を指摘することもできる。

即ち、議員たちが行う最終決選投票にメイとレッドサムが進んだ場合、2001年党首選挙⁽²⁹⁾で議員たちから支持され党首に就任したものの、その2年後に院内保守党の党首不信任決議によって党首の座を追われたダンカン・スミス (Iain Duncan Smith) 元党首 (党首在任期間、2001～2003年) のような「頑固な欧州懐疑派ではあるが、首相候補には相応しくない経験不足の候補者」の新党首就任を、院内保守党が本能的に回避しようとした可能性がそれである。今回の場合、次期総選挙での連続勝利・政権維持も、そして党内分裂回避も、同時に期待できる「党内 soft BREXIT 派」メイではなく、「党内 hard BREXIT 派」に担ぎ出された能力未知数のレッドサムが議員たちによって党首に選出されてしまう可能性があったからではないか。今回 (2016年党首選挙時) は2001年当時と異なり、保守党が単独「与党」であった。それでも、統治能力は言うまでもなく党内融和能力まで未知数のレッドサムが院内保守党全体から圧倒的な支持を得ることは、常識的に考えれば不可能であったに違いない。

さらに、メイとレッドサム、各々への支持を表明した保守党下院議員たちの対EU観を見ると、極めて興味深い事実があることに気づく。BBCの報道によると、メイ支持を公式に表明した院内保守党全体の約6割の議員たちの凡そ3分の2が「2016年の国民投票で『残留』に投票した」と答えている。これに対し、レッドサム支持を公式に表明した残り約4割の議員のうち「『残留』に投票した」と回答したのは約4分の1程度でしかない⁽³⁰⁾。2016年党首選挙第1ラウンドでの投票結果が、メイ…165票、レッドサム…66票だったことも考慮すると、院内保守党の大半は「キャメロンと同じ soft BREXIT 派」として分類することが可能となる。

したがって、院内保守党のさらなる分裂を回避すると同時に、キャメロンの後継党首として政権の継続性と安定性を確保するためには、

内務大臣のメイを党首に据えるのが現時点では最適だと保守党下院議員の多くが判断した結果、メイ党首が誕生したと考えられるのである。

ところでメイは——大臣として内務畑が長いのでやむを得ないかもしれないが——移民対策や治安維持に関しては、キャメロン以上に保守的な見解の持ち主とされることが多い。また、対 EU 問題でも基本的に soft BREXIT の立場でありながら、EU レファレンダム以後の国内情勢や党内情勢を考慮して hard BREXIT 路線に舵を切ったとも報じられている。しかしその後の報道では、対 EU 交渉の失敗や 2017 年総選挙による少数与党転落などが原因で、メイには「迷走する」イメージがつきまとうようになってしまった感がある。

それではメイの保守主義について、これをどのように評価し位置づけるべきなのであろうか。別の言い方をすれば、メイ保守主義とキャメロン保守主義との間に連続性はあるのだろうか。最後に、この点について簡単な分析を試みたい。

結論から言えば、メイはキャメロン流「党内モダナイザー派」の「コア、メンバーではないかもしれないが、基本的にはキャメロンの路線を受け継ぐ「党内モダナイザー派」として評価することができる。したがってキャメロンとメイとの間には連続性があると考えてよい。

各種報道によると、首相として官邸前で初めて行った演説において、メイは「一部の特権階級の政府ではなく、あなたたちの政府を率いる」⁽³¹⁾と宣言した。そのうえで、残留派のハモンド (Philip Hammond) 前外相を閣内 No.2 の財務大臣に任命したほか、党内モダナイザーでありながらレッドサムを支持したとされる「離脱派」のジョンソン前ロンドン市長を外務大臣に任命したので、党内融和に向けた挙党態勢づくりを重視していたことが読み取れるのである。メイのこうした姿勢は比較的キャメロンに近い。それゆえメイは、党内外・国内外の「敵」を常に強調してきたサッチャーとは根本的に異なると言えよう。

メイとハモンドによる予算編成方針では、格差解消に取り組む姿勢が示されたと報道されている⁽³²⁾。しかしながら、2008 年金融危機以降

の税收违法に伴う財政悪化のため、従来どおりの緊縮策や増税実施を余儀なくされるというジレンマにも悩まされている。そうしたなかメイが強調したのは教育改革であった。イートニアンのキャメロンとは異なり、グラマースクールからオックスフォード大学に進学した経歴を持つメイは、とりわけグラマースクールの復活・拡充案を掲げたと報じられた⁽³³⁾。

これらの事例のみで速断するのは禁物だが、これを見る限り「ポスト・キャメロン＝メイ」のイギリス保守党・保守主義は、EU 離脱交渉では「残留⇒ハードな離脱」を、そしてそれに伴う移民問題では従来どおり——その成否はともかく——「強硬姿勢」を、それぞれ採用していくことが明らかとなった。しかしその一方で、2002 年当時、長い低迷に苦しむ野党時代の保守党を「思いやりに欠けた冷酷な党」(the nasty party) と位置づけて、党チェアウーマンとしてそのイメージ払拭を党大会演説で呼びかけたり、上述の政策方針を首相として逸早く示したりしたことからも分かるように、メイの保守主義については、これを「ワンネーション」保守主義として位置づけることも不可能ではない。

しかしながら本稿では、メイ保守主義をキャメロンのそれとほぼ同じ「中道派」保守主義として理解したい。何故ならキャメロンとメイの間には——前者が主に長期野党時代の「政権奪回」戦略、後者が与党時代の「政権維持」戦略という相違点もあるにせよ——以下の点において、ある程度の共通点が見られるからである。即ち、①保守党イメージのリニューアルと再ブランド化、②よりハードな移民政策・治安維持政策と社会的リベラリズムとのバランスを取ろうとしている点⁽³⁴⁾、そして何より、③国家や政府が果たすべき役割ではなく「社会」の果たすべき役割を比較的重視している点、がそれである。

そこで最後に、③に関するメイの基本的な考えについて、キャメロンとの比較も踏まえつつ、若干検討してみることにはしたい。

政権担当後は政府債務削減に伴う緊縮財政を余儀なくされたため、

2015 年になるとほとんど言及されなくなってしまったが、既述のようにキャメロンは、当初「大きな社会」構想を唱えていた。これに対してメイは「共有された社会」（the shared society）構想を掲げた。

メイは、2017 年に開かれた the Charity Commission 年次大会演説でこのアジェンダを表明している。それによると、経済のグローバル化やテクノロジーの発達が原因で、将来に不安を持つ人びとが増大し、イギリス社会の分裂も固定化してしまった。だから「明白かつ日常的となってしまった不公平を一括りにして考えるなら——今の時代の中心的課題は分裂の克服ということになる。それゆえ、今日のイギリスで富や機会を共有するチャンス万人が確実に持てるようにすることによって、わが国を 1 つにまとめていく必要がある。…そしてそれは、共有された社会と私が呼ぶものを構築することから始まる」⁽³⁵⁾とされている。

では、メイの言う「共有された社会」とは、具体的にどのような社会を指すのであろうか。メイによると、そのポイントは以下の 3 点に要約される⁽³⁶⁾。

- ・単に我々 1 人ひとりの権利に価値を置くだけではなく、むしろそれ以上に、我々が共有すべき責任にも注目するような社会
- ・各人、各ネーションから成る 1 つの連合体（a union）という形で共有される絆——家族の絆、コミュニティの絆、市民の絆、そして揺るぎなき諸制度の絆——に敬意を払うような社会
- ・市民としての我々の義務を——私たちの社会を動かしていく義務を認識させるような社会

さらにメイは次のように訴えている。

「人間の生活には個人主義や私利私欲より大切なものがある。私の信念の中核を成す教義——私のやり方を構成するもの——はそれだ。我々は家族・コミュニティ・町や都市・地方農村・ネーションの一員

である。だから我々は、そうした諸制度が示した責任を奉じるのである。そして政府には、社会というこの観念を支えるため果たすべき明確な役割が1つある。社会を支える諸関係・ネットワーク・諸制度を促進したり大事に育成したりすることを目標に活動していく役割がそれだ。同時に、不正義を矯正し、ありとあらゆる手段を用いて不公平に取り組んでいくステップがそれなのである——どうしてかと言うと、不正も不公平も我々をバラバラにしてしまうからである。これは何を意味しているのか。政府というものは、自らを由とするレッセフェールのリベラリズムに根ざすのではなく、また、懸命に働いているのに最も被害を受けやすく傷つきがちな普通の人びとを支えるため福祉国家を提供するといった伝統的手段に根ざすのでもなく——政府のステップアップを意味する1つの新しい哲学に根ざすべきということをこれは意味しているのである。ところが実際は、あまりに長く無視され続けてきた人びとを政府がさらに手助けしようとする、このような人びとは収入が少ないので、低所得者の立場から福祉依存を正当化してしまうのである」⁽³⁷⁾（下線 引用者）。

勿論これだけで判断することはできないが、この演説内容を見る限り、メイ保守主義の核心部分も、実はキャメロン保守主義のいわば〆焼き直し、に過ぎない。サッチャー的市場原理主義ではなく、従来の福祉国家依存でもなく、キャメロン同様「社会」の存在を重視したうえで、政府の役割を限定的に捉えようとする姿勢が読み取れるからである。

こうした「共有された社会」構想に基づくメイ保守主義について、サルフォード大学のウィリアムズ（Ben Williams）も次のように分析している。「この『共有された社会』というのは、大きな社会同様、中央政府権力の制限や社会協力の増大、相互責任の長期的な重視を提唱するものであるが、これらは全て、キャメロンが以前示したナラティブに異常なほど似ているように感じられるのである。しかしながら、キャメロンのそれとは異なる彼女独自の1要素として、メイは万人の

ための『社会的可動性』（social mobility）という概念を強調しており、また主に最も弱い層に焦点を定めた、比較的狭義の社会正義という観念への野心的ポテンシャルも強調している。これは、グラマースクール拡充化を表明した彼女の願望にも一貫して合致しているが、こうした政策は、1970年代まで遡る彼女以前の歴代保守党党首のそれとは著しい対照をなしているのである。（教区牧師の娘という出自に大きく影響されたとする）メイは、市民社会を繁栄させることは言うまでもなく、家族の意義や、公共・民間両制度の価値などに対する自分の信仰を確認するため、こうした社会政策的イニシアチブも利用している。『共有された社会』とは、官僚制国家から切り離されたこのメカニズムのほうで、社会問題をフェアに解決するうえではずっと効果的なのだという主張である」⁽³⁸⁾。

以上の考察からも明らかなように、メイ保守主義は「ワンネーション保守主義」ではない。キャメロン保守主義以上に「右寄り、に見えたとしても、基本的にはキャメロン保守主義を修正し継承した——つまり連続性を有する——保守主義として捉えていく必要がある。したがって2016年保守党党首選挙の意義は、キャメロン保守主義を否定したように見えて実はそうではなかったという点に求めなければならない。換言すれば、ポスト・ブレクジットという現状に合わせてキャメロン保守主義リニューアルを院内保守党として認めたことを意味するとも言えるであろう。

6. 結びにかえて

2016年のEUレファレンダム敗北後、総選挙に敗北した訳でもないのにキャメロンが保守党党首を辞任せざるを得なかったのは、EU「残留派」敗北に伴う単なる引責のみではない。その「中道派」保守主義を支える勢力が元々保守党内に少なかったうえ、後継党首の座を狙う盟友たちまで「離脱派」の看板を掲げてキャメロンから離反していっ

た点にも注目する必要がある。そうした意味で、2016年当時の与野党間議席差が12議席しかなかった保守党党首・首相として、今後の党内・政権運営の見通しが立たなくなったという実情のほうか、むしろキャメロンにとって大きな意味を持っていたと考えられる。

また、メイがキャメロンの後継党首に就任できたことについては、メイ本人に対する党内での相対的高評価に加え、2001年以来となる「党員が選んだ党首」出現を院内保守党が回避したがついていた可能性も指摘しなくてはならない。しかしそれは、党内モダナイザーを象徴するキャメロン流中道派保守主義の役割が決して終わっていないことを印象づける結果にもなった。ほぼ無投票当選に近い形で新党首に選出されたメイおよびその保守主義の意義は、そうした点に求めることができる。

以上の考察を踏まえたうえで、グローバル化の影響を受ける現代イギリス政治において保守党中道派がいかなる存在理由と役割を持つか考えてみたい。まず、コーリーらの分類にも見られたように、保守党下院議員のなかで最も少ない（3%程度）のがいわゆる「ポピュリスト」議員だとするならば、現在のイギリス保守党は大衆の「不満の受け皿」的機能を果たしているとはいい難い。「多様な民意の反映」という意味では、2017年総選挙⁽³⁹⁾で、予想に反しメイ保守党が議席を減らす一方、より左傾化したとされるコービン（Jeremy Corbyn）労働党のほうか、政権奪回には至らなかったとはいえ、「不満の受け皿」的役割を見事に果たした。その結果、これまた予想に反して労働党はその獲得議席数を増大させたと言える。

しかしながら「不満はあっても安心して政権を任せられる政党の選択」という見地からすれば、党首が「中道派」を基盤とする保守党のほうか——小選挙区制の見直しや、連合政治が実現すればなおさら——民意をより集約しやすくなるかもしれない。因みに2017年総選挙において二大政党各々の得票率は（意外にも？）前回より大幅にアップしている。しかも保守党に関して言えば、サッチャー時代の1983年総

選挙時と同じで、なおかつ 1992 年総選挙以来最も高い得票率（42.4%）を達成しているからである⁽⁴⁰⁾。それゆえ、これについては、キャメロンによる保守党モダニゼーションの試みが——獲得議席数には直接反映されなかったにせよ——それなりに実を結んだ結果と考えることも不可能ではない。

したがって、ポピュリズムの時代とされる今日、一部の有権者からすれば白黒ハッキリせず、即効性や効果も見えにくく、民意を尊重しているように思えなくても、イギリス政治における保守党中道派の役割が終わったということはできない。それゆえ、民意がより複雑かつ多様化した今日、コンセンサスを比較的重視しやすい「中道保守」ないし保守党「中道派」が目指すべきは、ある種のイギリス型「連合」政治と、その制度化・機能化への模索ではないだろうか。具体的には、現行国政選挙制度（単純小選挙区制）の見直しに象徴される制度改革を真っ向から否定せず、与野党間のコンセンサスがある程度得られるまで熟議を重ねていく態度・姿勢こそ、イギリス保守党・保守主義の現状からすれば、最も必要不可欠と思われるのである。

(1) Vernon Bogdanor, “The British General Election of 2015 and the Rise of Meritocracy”, *The Political Quarterly*, 87-2, 2016, p. 40.

(2) 周知のようにハングパーラメントは、「総選挙で過半数議席を獲得した政党が存在しない——（文字どおり）宙ぶらりんな——議会」を意味する。国政選挙で単純小選挙区制を採用するイギリスでは比較的稀な現象と言えるが、これを二大政党離れの客観的証拠と見ることも不可能ではない。

因みに、イギリスで戦後初めてハングパーラメントとなったのは 1974 年 2 月総選挙であり、その 8 か月後（10 月）に再総選挙が実施されている。

(3) Mark Garnett, “Centre”, in Kevin Hickson (eds.), *The Political Thought of the Conservative Party since 1945* (Basingstoke: Palgrave Macmillan) 2005, p. 51.

(4) この点については、さしあたり拙著『イギリス政治の変容と現在』晃洋書房、2014 年の第 2 章「保守党の変容と現在——キャメロン党首の保守主義と政権奪回戦略——」を参照されたい。

(5) 例えば 2005 年の演説においてキャメロンは「現代的で、思いやりのある保守主義とは、金儲けや消費を充実させるよりも、人間らしい生活を

充実させるほうが大切であることを認識してもらうのと同じだ」と述べている。

Cf. Francis Elliot and James Hanning, *Cameron: The Rise of the New Conservative* (London: Harper Perennial) 2009, pp. 276-277.

さらに「ブレアの後継者」「保守党のブレア」(Tory Blair)を自任するキャメロンは、2006年のある演説で次のように主張したことがある。「かつてトニー・ブレアは、教育、教育、教育と、同じ言葉を3度使って、その優先すべき政策を表明した。私の場合、それに該当する言葉はNHSである」。

Cf. Iain Dale, *The Dictionary of Conservative Quotations* (London: Biteback) 2013, p. 52.

- (6) 2006年2月の補欠選挙でキャメロンは、選挙区民に向けて以下のメッセージを送っている。「かつては保守党と自民党との間で合意に至らなかった諸問題、即ち地方分権、イラク問題、環境問題に関して、今では両党ともコンセンサスに達している。私はリベラル保守主義者 (a liberal Conservative) だから」。

また、2007年の演説でもキャメロンは「我々の哲学——リベラル保守主義——は、わが国が直面する大問題への答えなのである。現代的で、穏健な保守党には、この哲学を信じる全ての人が待ち望んでいた居場所がある」としている。Cf. I. Dale, *op. cit.*, p. 53.

- (7) イギリスの政治学者ビーチ (Matt Beech) は、キャメロン保守主義について、保守的な政治思想ではなく、「経済的自由主義」と「社会リベラル」という2つのリベラリズム、に多くを依拠している点に注目し、キャメロンの政治思想を本質的にリベラリズムと見る。したがってビーチによると、「キャメロン＝クレッグ」パートナーシップのイデオロギー的表現も「広教会派中道右派」(broad-church-Centre-Right)に近いことから、2010年連立政権のイデオロギーは「右派のリベラリズム」(right-wing liberalism)と理解されている。

因みに「広教会派」とは英国教会 (the Anglican Church) 内の一派であり、ややカトリック寄りで保守的な「高教会派」(High Church) と、非国教徒にも寛容的な「低教会派」(Low Church) の中間的、立場に基づき、19世紀後半に国教会の活性化や安定化を試みようとした自由主義的な穏健派を指す。

なお、キャメロン保守主義に関するビーチの見解、即ち「2つのリベラリズム説」に関しては、「キャメロンのリベラル保守主義は、サッチャリズム同様、制限された政治という、保守党のイデオロギー的伝統のなかに位置づけるべき」とする政治学者ヘイトン (Richard Hayton) によって批判・反論がなされている。

Cf. R. Hayton, “Constructing a new conservatism? Ideology and values”,

in Gillian Peele and John Francis (eds.), *David Cameron and Conservative renewal The limits of modernisation?* (Manchester: Manchester University Press) 2016, pp. 41-53.

- (8) 「大きな社会」構想は、周知のように2009年11月の演説(the Hugo Young Memorial Lecture, 10 November 2009)においてキャメロンが正式に表明した基本理念であり、2010年イギリス保守党マニフェストの中核理念として位置づけることも可能となる。

筆者は、この「大きな社会」構想の基本的性格について、特に「現代的で、思いやりのある保守主義」との関連をそれなりに認めつつ、次期(2010年)総選挙での政権奪回も視野に入れた保守党「再ブランド化」戦略の一環として位置づけている。同時に、本質的には従来の「大きな政府」あるいは「サッチャリズム」に対する懐疑主義の表明としての性格、あるいはその今日的「代用品」としての性格も備えていたと評価したい。

詳細については拙稿「デーヴィッド・キャメロンの『大きな社会』構想とイギリス保守主義」(『政経研究』第52巻第2号、日本大学法学部、2015年9月)を参照されたい。

- (9) 2005年イギリス保守党党首選挙の分析については、拙稿「2005年イギリス保守党党首選挙の特質と意義」(『日本選挙学会年報 選挙研究』No.23、日本選挙学会／木鐸社、2008年2月)を参照のこと。
- (10) Mark Garnett, “Built on Sand? Ideology and Conservative Modernisation under David Cameron”, in Simon Griffiths and Kevin Hickson (eds.), *British Party Politics and Ideology after New Labour* (Basingstoke: Palgrave Macmillan) 2010, pp. 111-112, p. 116.
- (11) David Seawright, “One Nation”, in K. Hickson (eds.), *op. cit.*, p. 73.
- (12) この点に関しては、例えば、上述した2009年11月の演説でキャメロンが次のように述べたことから明らかとなる。「これまで主に労働党政府が推進してきた『大きな政府』の時代は終わった。優しさや寛容さが人びとから奪われてしまったのは政府の責任である。次期総選挙で保守党が政権を奪回した暁には、大きな政府の代わりに『大きな社会』の構築を目指す。大きな政府の代替物、即ち大きな社会は急にその姿を現すのではない。先ず私たちが政府の活動に関心を持ち、社会を作り直すべく政府を利用するところから始めなければならない」。(下線 引用者) <http://www.theguardian.com/politics/2009/nov/10/david-cameron-hugo-young-lecture>を参照。

また、2010年の保守党マニフェストには、「社会を変える」と題して、以下の4つの目標が掲げられている。

- ① 公共サービスの提供ならびに根深い社会問題の解決において、社会企業・チャリティ団体・ボランティア団体等が主導的な役割を果たせるようにする。

② 慈善事業に代表されるボランティア部門は、イギリスの伝統であるため、イギリス市民社会の復興と再構築において重要な役割を果たせるはずである。そこで、ボランティア部門のさらなる安定のため、公平な助成金配分や競争原理を確保すると同時に、社会企業・チャリティ団体・ボランティア部門による公共サービス提供を促進するため、地方自治体とも連携していく。

③ 地域開発のために近隣集団の立ち上げとその発展を奨励する。具体的には内閣府予算を利用して、近隣集団立ち上げに必要な地域オルガナイザーの養成資金や、最貧地域向けの助成金とする。

④ 当該地域で誰もが積極的かつ責任ある市民になってもらえるよう、そのスキルアップの機会を16歳以上の人びとに提供するプログラム：ナショナル・シチズン・サービスを導入する。

Cf. Greg Hurst, Emily Gosden, Chris Davalle and Matthew Lyons (eds.), *The Times Guide to the House of Commons 2010* (London: Harper Collins) 2010.

(13) Cf. D. Seawright, *op. cit.*, pp. 69-90.

(14) K. Hickson, "Introduction", in K. Hickson (eds.), *op. cit.*, pp. 2-4.

(15) キャメロン政権時代当時のイギリス政府ウェブサイト「大きな社会を構築する」：その構想実現プログラムの包括的アウトラインでは、以下の5つの目標が示されていた。

1. 従来以上に大きな権限をコミュニティに与える
2. 当該コミュニティでもっと積極的な役割を果たせるよう奨励していく
3. 地方分権化を実現する
4. 協同組合・互助団体・チャリティ団体・社会企業を支援していく
5. 政府所有データの公表を促進する

<http://www.gov.uk/government/uploads/sys>

(16) G. Peele and J. Francis, "Introduction: the politics of Conservative renewal", in G. Peele and J. Francis (eds.), *op. cit.*, p. 8.

(17) Philip Cowley, Mark Stuart and Tiffany Trenner-lyle, "The Parliamentary Party", in G. Peele and J. Francis (eds.), *op. cit.*, p. 115.

(18) G. Peele and J. Francis, "Introduction: the politics of Conservative renewal", in G. Peele and J. Francis (eds.), *op. cit.*, p. 10.

(19) *Ibid.*, p.10.

この点については、かつてキャメロンが特別顧問として仕えたことのあるラモント (Norman Lamont) 元蔵相も次のように証言したとされている。「中道主義的価値 (centrist values) 以外、それなりに一貫した〔哲学〕が彼 (引用者注 キャメロン) にあるとはどうしても思えない。極めて伝統的な意味で、キャメロンは気質的に保守主義者だと思う」。

Cf. F. Elliot and J. Hanning, *op. cit.*, pp. 365-366.

- (20) Cf. Timothy Heppell, “Cameron and Liberal Conservatism: Attitudes within the Parliamentary Ministers”, *The British Journal of Politics and International Relations*, 15-3, 2013.

これに対して、「社会保守」に分類できる保守党議員は、院内保守党全体の約 50% (306 人中 153 人) を占めるとされている。

- (21) Cf. P. Cowley, M. Stuart and T. Trenner-lyle, “The Parliamentary Party”, in G. Peele and J. Francis (eds.), *op. cit.*, pp. 114-115.

- (22) *Ibid.*, pp. 115-116.

- (23) *Ibid.*, p. 116.

- (24) イギリス保守党で「ポピュリスト」と言う場合、その政治スタイルを強調するというよりも「民衆の大多数が抱く考えや立場を最も正確に反映してくれる政治家」というニュアンスを含むように思われる。この場合のポピュリストは、全体的に見れば欧州懐疑的である。しかしながら、例えば治安維持の問題に関しては「死刑復活や刑の厳罰化、移民排斥」を主張するなど総じて右派的であるのに対し、経済社会に関する問題では「価格の引き下げ以上に雇用の創出を重視したり、医療サービスの改善に肯定的な態度を示したりする」ので、総じて左派的だとノートンは指摘している。

Philip Norton, “‘The Lady’s not for Turning’ but what about the Rest?: Margaret Thatcher and the Conservative Party 1979-89”, *Parliamentary Affairs*, 43-1, 1990, p. 49.

- (25) Tim Bale, *The Conservative Party from Thatcher to Cameron* (Cambridge: Polity Press) 2010, p. 413.

- (26) その名づけ親ノートンによれば、保守「党忠誠派」とは、保守党の特定の思想にではなく保守党に忠実な人たちを指す。一匹狼的な議員や自由に考えたがる議員の避難所的集団であるがゆえ、特定の争点に対する忠誠心は必ずしも期待できないが、偶然的な理由であれ、その忠誠心は党首に向けられるとされる。もっとも、その党首が有能かつ見事なリーダーシップを発揮した結果、与党でいられたり報酬や昇格が期待できたりする場合のみ、その忠誠心は維持される。それゆえ党首の失策が続けば動揺し始めるような人たちでもあるとされる。*Ibid.*, p. 49.

- (27) Graham Goodlad, “The Fall of David Cameron”, *Political Insight*, September 2016, Political Studies Association, UK, pp. 16-17.

- (28) Ben Williams, “Theresa May’s Premiership: Continuity or Change?”, *Political Insight*, April 2017, Political Studies Association, UK, p. 12.

- (29) 2001 年保守党党首選挙の分析に関しては、拙稿「2001 年イギリス保守党党首選挙と党员」(『日本選挙学会年報 選挙研究』No.19, 日本選挙学会／木鐸社、2004 年 2 月) を参照。

- (30) Cf. <http://www.bbc.com/news/uk-politics-36704241> (2017 年 8 月 13 日閲覧・最終確認)

因みに上記 BBC によると、メイ支持を公式に表明した議員として、党首選挙脱落后途中からメイ支持に回ったクラブやフォックスの他に、2005 年党首選挙でキャメロン——彼は今回誰を支持するか公式に表明していない——と決選投票を争った「EU 離脱強硬派」のデーヴィス (David Davis) もいた。そしてレッドサム支持を公式に表明した議員には、本文でも触れたダンカン・スミス元党首や、1995 年党首選挙で当時のメジャー首相に党内右派から挑戦し敗北したレッドウッド (John Redwood)、キャメロンの盟友で党内モダナイザー派の大物ジョンソンが含まれていた。

(31) 『朝日新聞』2016 年 7 月 14 日ほか。

(32) 『朝日新聞』2016 年 11 月 26 日ほか。

(33) 『朝日新聞』2016 年 9 月 24 日ほか。

因みに保守党支持者たちの間でも、この改革は優先すべき要求項目のトップに挙がっていたとされている。

(34) G. Peele and J. Francis, “Conclusion: a limited Conservative renewal”, in G. Peele and J. Francis (eds.), *op. cit.*, p. 167.

(35) 「共有された社会」に関するメイ演説は下記のとおり、Conservative Home でその全文を閲覧することができる。

Cf. <http://www.conservativehome.com/parliament/2017/01/mays-speech-on-the-shared-s...>

(36) Cf. <http://www.conservativehome.com/parliament/2017/01/mays-speech-on-the-shared-s...>

(37) Cf. <http://www.conservativehome.com/parliament/2017/01/mays-speech-on-the-shared-s...>

(38) B. Williams, *op. cit.*, p. 12.

(39) 2010 年以来 7 年ぶりにハングパーラメントをもたらした 2017 年イギリス総選挙結果の概略は以下のとおり

・投票率 68.7% ・全 650 議席

主要政党別結果 (獲得議席数 [前回比] 得票率)

保守党 (318 [-12] 42.4%)

労働党 (262 [+30] 40.0%)

自民党 (12 [+4] 7.4%)

SNP (35 [-21] 3.0%)

UKIP (0 [-1] 1.8%) 以下省略

<http://www.politicsresources.net/area/uk/ge17/elec-2017.htm> (2017 年 8 月 26 日閲覧・最終確認)

(40) サッチャー政権を誕生させた 1979 年総選挙以降における二大政党の総選挙得票率の変遷は以下のとおりである。

・ 数字は% ・ ■■■ は勝利を収めた政党

総選挙	1979	1983	1987	1992	1997	2001	2005	2010	2015	2017
保守党	43.9	42.4	42.2	41.9	30.7	31.7	32.4	36.1	36.9	42.4
労働党	36.9	27.6	30.8	34.4	43.2	40.7	35.2	29.0	30.4	40.0

拙著『現代イギリス政治の変容と現在』晃洋書房、2014 年、228 頁の資料ならびに上記各種報道内容に基づき筆者作成。

[付記] 本稿は、2017 年度日本政治学会研究大会報告論文「ポピュリズム時代のイギリス保守党と保守主義（2015-2017）」（未定稿）に修正を加えた内容である。学会報告当日は、討論者をはじめ会員諸氏から貴重なコメントやアドバイスを頂戴した。記して感謝の意を表したい。

政経研究 第五十四巻 索引

論 説

M・ニーダムの政治原理に関する一研究 ——利益理論を中心に——	倉島 隆	一 (一)
------------------------------------	------	-------

ALIBABAの光と影、躍進と諸問題 ——高成長、偽造品売買、賄賂、粉飾と政治・投資家リスク——	築場 保行	一 (九八)
---	-------	--------

日本の Democratic Capital と 所得との相互関係に関する研究	坂井 吉良 坂本 直樹	一 (一三〇)
--	----------------	---------

小笠原返還における核持ち込み問題	信 夫 隆 司	二 (一)
------------------	---------	-------

女性活躍推進法と人材マネジメント	谷田部 光 一	二 (四三)
------------------	---------	--------

アダム・スミスの商業社会における消費の意義	山口 正 春	二 (七三)
-----------------------	--------	--------

連結精算表の作成手続に関する一考察	小 阪 敬 志	二 (二二八)
-------------------	---------	---------

アジア太平洋地域における戦時情報局（OWI）
プロパガンダ・ラジオ

——朝鮮語放送の実態解明に向けた基礎的分析——

小林 聡明 ……二（一六四）

日本企業における中高年社員に対する
退職管理の実態と課題

谷田部 光 ……三（一）

テレビにおける「八月ジャーナリズム」の歴史的展開
——ドキュメンタリー番組の編成の変遷を中心に——

米 倉 律 ……三（三五）

連結上の未実現利益に関する一考察

小 阪 敬 志 ……三（九八）

政党システムの制度化と政党競合の構造

荒 井 祐 介 ……三（一二四）

日本企業における中高年社員の活性化とその課題

谷田部 光 ……四（一）

日本の対外直接投資収益率

——日本からの対外直接投資受入先での資金調達環境は、
投資収益率に影響を与えているか——

横 溝 えりか ……四（三五）

「戦争体験・記憶」の継承をめぐるポリティクス	米倉 律	四（五二）
——戦後七〇年——関連テレビ番組の内容分析を中心に——		
イギリス保守党・保守主義の現状に関する一考察	渡辺 容一郎	四（二五八）
——保守党中道派の保守主義に焦点を当てて——		

研究ノート

RAS法による投入係数の修正と生産技術構造の分析	武 縄 卓 雄	三（七四）
--------------------------	---------	-------

資 料

アフリカにおける国境問題とアフリカ連合の境界計画	浦 野 起 央	四（八一）
--------------------------	---------	-------

- 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。

日本大学法学部ホームページ (<http://www.law.nihon-u.ac.jp/>)

- 本誌の受入れに関しまして、送付先（住所・宛先等）の変更や受入辞退等が御座いましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

(住 所) 〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町 2-3-1
(T E L) 03-5275-8510
(F A X) 03-5275-8537
(E-mail) kenjimu.law@nihon-u.ac.jp

執筆者紹介
掲載順

谷田部 光一 日本大学特任教授
横溝 えりか 日本大学准教授
米倉 律 日本大学准教授
浦野 起央 日本大学名誉教授
渡辺 容一郎 日本大学教授

機関誌編集委員会

委員長
副委員長
委員

渡邊 容一郎
柳瀬 昇
大岡 聡
江島 泰子
大久保 拓也
賀来 健輔
河合 修
楠谷 清
栗原 千
清水 恵
友岡 史
西原 雄
水戸 克
渡辺 典夫
岩井 義和
岡山 敬二
小野 美典
喜多 義人
中村 未彦
野村 知
白方 千
田村 武晴

政経研究 第五十四巻第四号

平成三十年三月十五日 印刷
平成三十年三月二十日 発行
非売品

編集責任者
池村正道
日本大学法学会

発行者 日本大学政経研究所
電話〇三(五二七五) 八五三〇番

東京都千代田区神田猿樂町二一四 A&Xビル
印刷所 株式会社メデイオ
電話〇三(三二九六) 八〇八八番

S E I K E I K E N K Y Ū
(Studies in Political Science and Economics)

Vol. 54 No. 4 March 2018

~~~~~  
CONTENTS  
~~~~~

ARTICLES

- Koichi Yatabe, *The Revitalization of Middle-aged and Elderly Employees and This Problem in Japanese Companies*
Erika Yokomizo, *Profitability of Outward FDI from Japan: Does Financial Development in Host Countries Affect Profitability?*
Ritsu Yonekura, *The politics of Handing Down War Experiences and Memories: Focusing on a Content Analysis of TV Programs Related to the 70th Anniversary of the End of World War II*

MATERIAL

- Tatsuo Urano, *The Boundary Issues in Africa and African Union Border Programme*

ARTICLE

- Yoichiro Watanabe, *A Study of the UK's Conservatives and Conservatism 2005-2017*